中央区高齢者保健福祉計画・
第９期介護保険事業計画

中間のまとめ
（案）

令和〇年（〇年）〇月

中　央　区

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画の枠組み 1
（１）計画策定の趣旨 1
（２）計画の位置づけ 1
（３）計画の期間 2
（４）計画の推進体制と進捗管理 3
２　保健・医療・福祉に関する国・都の動向 4
（１）保健・医療・福祉に関する国・都の動向 4
（２）地域共生社会の実現に向けた動向 5
第２章　高齢者を取り巻く状況 6
１　高齢者の人口・世帯の状況 6
２　要介護・要支援認定等の状況 9
３　認知症高齢者の状況 12
４　介護保険給付の状況 14
５　日常生活圏域ごとの比較 20
６　高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果 21
第３章　高齢者施策の方向性 50
１　基本理念 50
２　基本目標 53
３　施策の体系 55
４　施策の方向性 57
目標１　健康づくり（介護予防） 57
（１）健康づくり（介護予防）の総合的な推進 58
（２）社会参加と生きがいづくりの推進 62
（３）保健事業と介護予防の一体的実施 65
目標２　生活支援 69
（１）包括的な相談機能等の充実 70
（２）安心・見守り体制の拡充 73
（３）地域で支え合う仕組みづくり 75
（４）避難行動要支援者対策の推進 79
目標３　認知症ケア 81
（１）認知症に関する普及・啓発の推進 82
（２）認知症の相談・支援体制の充実 84
（３）認知症にやさしい地域づくりの推進 86
（４）地域生活を支える権利擁護支援の充実 89

目標４ 医療.....92
（１）安全・安心な医療の確保.....93
（２）在宅医療・介護連携の推進.....95
（３）在宅療養支援の普及・啓発.....97
目標５ 介護.....100
（１）介護サービスの質の向上.....101
（２）在宅生活を支えるサービスの充実.....103
（３）介護人材の確保・育成・定着支援.....105
（４）家族介護者等への支援.....109
目標６ 住まい.....111
（１）施設サービスの充実.....112
（２）快適な住まいと住環境を確保するための支援.....113
第４章　介護保険サービス等の実績と見込み.....117
１　介護保険サービス量等の見込み.....117
（１）サービス量等推計および保険料決定の流れ.....117
（２）第１号被保険者数および要介護・要支援認定者数の実績と見込み.....118
（３）介護保険サービスの実績と見込み.....120
（４）地域支援事業の実績と見込み.....129
２　介護保険料.....136
（１）第８期介護保険事業の財政状況.....136
（２）介護サービス事業費等の実績と見込み.....138
資料編.....141
１　第８期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価.....141
２　地域ケア会議から見えてきた課題と提案.....148
３　第６期中央区介護給付適正化計画.....150
４　第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（抜粋）.....151
５　介護保険サービスの内容.....155
６　計画策定までの検討経過等.....159
７　中央区高齢者施策推進委員会 委員名簿.....161
８　中央区高齢者施策推進委員会設置要綱.....162

コラム

No.１　気軽に交流できて心身ともに健康に！（P.61）
　　中央区高齢者通いの場
No.２　身近な場所に教室がたくさんあります！（P.64）
　　高齢者向けパソコン・スマートフォン教室
No.３　データを活用した、健康づくりの新しいアプローチ（P.68）
　　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
No.４　関係機関の連携により、困りごとの解決に向けた支援を行います（P.72）
　　福祉総合相談窓口（仮称）を開設します
No.５　誰もが自分らしく地域で生活できる仕組みづくりのために（P.77）
　　生活支援コーディネーターについて
No.６　誰もが自分らしく地域で生活できる仕組みづくりのために（P.78）
　　第１層・第２層協議体について
No.７　子ども向け認知症サポーター養成講座を開催します（P.83）
No.８　認知症カフェをご紹介します（P.88）
No.９　地域共生社会の実現を目指す（P.91）
　　中央区での権利擁護支援の取組
No.10　ＡＣＰ（人生会議）（P.99）
No.11　福祉サービス第三者評価を活用してみよう（P.104）
No.12　介護人材の確保・育成・定着支援のさまざまな取組（P.107）
No.13　介護ロボットの活用（P.108）

第１章　計画策定にあたって

１　計画の枠組み

（１）計画策定の趣旨

本区は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念に、高齢者施策を計画的・総合的に推進してきました。

介護保険制度の創設から 24 年、わが国では健康寿命が延伸した一方で、高齢化の進行と介護給付費の増大が懸念されています。またこの間、情報化社会の進展や新型コロナウイルス感染症の流行など、社会環境の変化が大きくなり、高齢者の生活意識やライフスタイルに影響を及ぼしています。

こうしたなか、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年を迎え、今後は地域共生社会の実現に向けた基盤整備や体制強化を進めることが必要となっています。

このような社会背景のもと、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間で区が取り組むべき高齢者施策を示す高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画を策定しました。

（２）計画の位置づけ

〇本計画は、「中央区基本計画 2023」を上位計画とする計画です。

〇本計画は、本区の福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、令和２（2020）年３月に策定した「中央区保健医療福祉計画 2020」における高齢者保健福祉分野の個別計画であり、高齢者施策や事業の内容および介護保険事業における必要なサービス量、給付費の見込みなどを具体的に定める計画です。

〇高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８に規定する「市町村老人福祉計画」であり、第９期介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。

〇本計画は、国の「第９期介護保険事業計画の基本指針」に基づき、「東京都高齢者保健福祉計画」や本区の他の関連個別計画との整合性を図ります。

〇本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する市町村計画を包含しています。

（３）計画の期間

本計画は、令和６（2024）年度～令和８（2026）年度の３カ年とします。

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	・・・	中央区基本計画 2023（令和５年度～令和 14 年度）						
中央区保健医療福祉計画 2020（令和２年度～令和８年度）						・・・		
中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画			中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画			中央区高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画		

（４）計画の推進体制と進捗管理

ア　計画の推進体制

本計画の取組を効果的に推進するため、区民、町会・自治会、民生・児童委員、医療関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体などさまざまな主体と連携を深めていきます。また、さまざまな主体間の連携を支援することで、地域の自主的な活動のすそ野を広げていきます。

さらに、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出すことにより、支え合いの地域づくりを進め、本区の特性にあった「地域包括ケアシステム」を深化させ、推進していきます。

基本理念（めざす姿）の実現に向けて、計画（ＰＬＡＮ）、実行（ＤＯ）、評価（ＣＨＥＣＫ）、見直し（ＡＣＴＩＯＮ）のＰＤＣＡサイクルに基づいて効果的に施策を推進していきます。

イ　計画の進捗管理と評価

本計画の高齢者福祉施策および介護保険事業の運営については、施策を推進する事業の実施状況の把握や給付実績を分析し、計画策定の中心となった高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検および評価を実施します。

目標値を設定している事業については、目標と実績の差や進捗状況を評価していきます。そのうち、数値を設定していない事業については、複数の「参考指標」を定め、それぞれの進捗状況を把握することにより、総合的かつ複合的に評価していきます。

なお、その進捗状況や社会状況の変化に応じて、当該委員会の委員である学識経験者や医療関係者、サービス提供事業者、被保険者などからの助言・意見を踏まえて適切に進行管理を行い、次期計画の取組に反映させていきます。

ウ　評価・分析結果の報告

事業の実施状況およびその評価・分析の結果などの進捗状況は、区のホームページを通じて公表していきます。

２　保健・医療・福祉に関する国・都の動向

（１）保健・医療・福祉に関する国・都の動向

ア　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針であり、サービス提供体制の確保および事業実施に関する主な基本的事項は次のとおりです。

１．介護サービス基盤の計画的な整備
①地域の実情に応じたサービス基盤の整備　②在宅サービスの充実
２．地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
①地域共生社会の実現　②医療連携のための医療・介護情報基盤の整備
③保険者機能の強化
３．地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
・介護人材を確保するため、人材支援への育成、外国人介護人材の受け入れ環境整備などの取組の総合的な実施
・生産性向上に資するさまざまな支援・施策を推進

イ　全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５（2023）年５月公布）

「全世代型社会保障改革の方針」（令和２（2020）年 12 月 15 日閣議決定）を踏まえ、切れ目なく全ての世代を対象に、全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度の構築を目的として改正されました。

介護保険関係の主な改正事項は次のとおりです。

・介護基盤情報の整備
・介護サービス事業者の財務状況の見える化
・介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
・地域包括支援センターの体制整備等

ウ　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の見直し（令和５年（2023）年３月告示）

団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和７（2025）年以降、生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが、医療及び介護の総合的な確保の意義とされています。

基本的な方向性は、（１）「地域完結型」の医療及び介護提供体制の構築、（２）サービス提供人材の確保と働き方改革、（３）限りある資源の効率的かつ効果的な活用、（４）デジタル化・データヘルスの推進、（５）地域共生社会の実現（社会的処方の推進）などとなっています。

エ　東京都高齢者保健福祉計画（令和６（2024）年度から令和８（2026）年度）

地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京都の実現を目指し、令和６（2024）年度～８（2026）年度にかけて東京都が取り組む各種施策などが計画化されています。

（２）地域共生社会の実現に向けた動向

ア　第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４（2022）年３月）

地域共生社会は、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会で支え合い共に地域を創っていくことを目指すものであり、本計画では成年後見制度が「地域共生社会の実現」に向けた仕組みの一つであることが明示されました。

第二期計画では、成年後見制度を権利擁護支援のひとつとして多様な分野・主体が連携する仕組みづくりを進めることや、生活継続のための成年後見制度の運用改善等のために、本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透のための方策の充実等がうたわれています。

イ　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５（2023）年６月成立）

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的として成立しました。

認知症施策の基本理念を定め、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者や日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、国民の責務を明らかにしており、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

第２章　高齢者を取り巻く状況

１　高齢者の人口・世帯の状況

（１）年齢区分別人口

本区の人口は、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和７（2025）年にはおよそ 18 万８千人と推計され、その後も増加が見込まれます。

高齢者人口は、令和７（2025）年には 26,765 人と推計され、その後も増加することが見込まれます。

図表１　年齢３区分別人口の推移と推計（中央区）

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）
令和６年以降は区の推計値（令和５年１月１日現在の人口を基準人口として作成）

（２）人口構成の変化

令和５（2023）年に最も人口が多い 35～54 歳が、令和 15（2033）年には 10 歳上の年齢層に移行していくほか、若年層の人口流入により 30～34 歳が新たな人口のピークになると推計されています。

図表２　人口構成の変化（中央区）

資料：令和５（2023）年は住民基本台帳（１月１日現在）
令和 10 年以降は区の推計値（令和5年１月１日現在の人口を基準人口として作成）

（３）高齢化率の推移

本区の高齢化率（区民のうち 65 歳以上の人の割合）は東京都や国を下回っています。高齢化率は、令和７（2025）年までは下降傾向にありますが、その後ゆるやかに上昇に転じる見込みです。

図表３　高齢化率の推移（中央区、東京都、国）

資料　中央区：住民基本台帳（各年１月１日現在）、令和6年以降は区の推計値（令和5年１月１日現在の人口を基準人口として作成）
東京都：住民基本台帳（各年１月１日現在）、令和6年以降は「「未来の東京」戦略　附属資料　東京の将来人口」による推計値（ただし、令和8年以降は、公表されている令和7年、12 年、17 年の推計値から経過年数で按分した暫定値）
全　国：人口推計（総務省統計局）、令和6年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」による中位推計値

（４）年齢区分別高齢者人口

高齢者の人口を年齢区分別にみると、65～74 歳は令和８（2026）年までほぼ横ばい、75～84 歳は令和５（2023）年以降増加傾向が顕著になり、令和７（2025）年には１万人を超える見込みとなっています。85 歳以上は今後も継続して増加することが見込まれます。

図表4　年齢区分別高齢者人口の推移と推計（中央区）

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）
令和6年以降は区の推計値（令和5年1月1日現在の人口を基準人口として作成）

（５）高齢者の世帯構成の比較

本区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯全体に占める単独世帯（一人暮らし）の割合が高い状況にあります。

図表5　高齢者のいる世帯の世帯構成（中央区、東京都、国）

資料：国勢調査（平成 27 年、令和2年）
※端数処理のため、内訳の合計が 100%にならない場合がある

2　要介護・要支援認定等の状況

（１）第１号被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移

令和５（2023）年の第１号被保険者数および要介護・要支援認定者数を平成 30（2018）年と比較すると、被保険者数は 1.05 倍、認定者数は 1.11 倍に増加しています。

図表6　第１号被保険者数と要介護･要支援認定者数の推移（中央区）

資料：区作成資料（各年３月 31 日現在）
※認定率は、第1号被保険者数に占める、要介護･要支援認定を受けた第1号被保険者数の割合（下段（2）も同様）

（２）第１号被保険者の要介護・要支援認定率の推移

本区の第１号被保険者の認定率は約２割で、東京都や国と比較するとやや高い傾向にあります。

図表7　第１号被保険者の要介護･要支援認定率の推移（中央区、東京都、国）

資料：（東京都及び全国）介護保険事業状況報告（各年３月 31 日現在）
（中央区）区作成資料（各年３月 31 日現在）

（３）年齢区分別要介護・要支援認定者数の推移

要介護・要支援認定者数の推移を年齢区分別にみると、平成 30（2018）年から令和５（2023）年にかけて、総数では 1.11 倍となっているものの、65～74 歳では 0.97 倍と減っています。

図表8　年齢区分別要介護･要支援認定者数の推移(中央区)

資料：区作成資料（各年３月 31 日現在）
※要介護･要支援認定者数は、第２号被保険者も含む

（４）要介護度別認定者数の推移

要介護・要支援認定者の総数は、一貫して増加しています。

令和５（2023）年の要介護・要支援認定者数を平成 30（2018）年と比べると、要介護５は 1.02 倍にとどまっています。

図表9　要介護度別認定者数の推移(中央区)

資料：区作成資料（各年３月 31 日現在）
※要介護･要支援認定者数は、第２号被保険者も含む

（５）要介護度別認定者の割合

要介護･要支援認定者の要介護度別の推移をみると､平成29(2017)年から令和５(2023)年にかけて、要介護１の割合が上昇傾向にある一方、要介護２、要介護５の割合はそれぞれ１ポイント以上低くなっています。

図表 10　要介護・要支援認定者の割合（中央区）

資料：区作成資料（各年3月 31 日現在）
※要介護･要支援認定者数は、第2号被保険者も含む
※端数処理のため、内訳の合計が 100%にならない場合がある

（６）要介護度別認定状況の比較

令和５（2023）年３月現在の要介護・要支援認定者の割合を東京都や国と比較すると、本区は要介護３の割合がやや高く、要支援２、要介護４の割合がやや低くなっています。

図表 11　要介護・要支援認定者の割合（中央区、東京都、国）

資料：（東京都及び全国）介護保険事業状況報告（各年3月 31 日現在）
（中央区）区作成資料（各年3月 31 日現在）
※要介護･要支援認定者には第2号被保険者も含む

3　認知症高齢者の状況

（1）認知症高齢者の日常生活自立度別の推移

要介護・要支援認定者について、認知症高齢者の日常生活自立度別の推移をみると、常時の介護が必要な自立度「Ⅲ」以上の割合が減っている一方、それより軽度の「Ⅱ」「Ⅰ」の割合が増加傾向となっています。

図表 12　認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移（中央区）

資料：区作成資料（各年3月 31 日現在）
※他自治体からの転入者で自立度が把握できない者は除いて集計（次ページ（2）も同様）
※端数処理のため、内訳の合計が 100%にならない場合がある

図表 13　認知症高齢者の日常生活自立度

Ⅰ	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
Ⅱ	生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立 a：家庭外で、上記の状態がみられる b：家庭内でも、上記の状態がみられる
Ⅲ	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a：日中を中心として、上記の状態がみられる b：夜間を中心として、上記の状態がみられる
Ⅳ	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護要
M	著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医が必要

（２）認知症高齢者の日常生活自立度別の人数および割合

認知症高齢者の日常生活自立度を要介護度別にみると、生活に支障のある「Ⅱ」以上の割合は、要支援２では 12.0%であるのに対し、要介護１では 63.1%、要介護３では 85.6%、要介護５では 91.4%と高くなっています。

図表 14　認知症高齢者の日常生活自立度別の人数（中央区）

要介護区分	自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	計
要支援1	420	306	51	28	0	0	0	0	805
要支援2	259	319	59	19	1	0	0	0	657
要介護1	147	288	203	517	17	6	1	0	1,179
要介護2	78	121	96	413	159	30	9	0	906
要介護3	55	61	40	224	307	69	47	2	805
要介護4	48	45	27	154	208	56	100	6	644
要介護5	24	17	12	63	104	30	218	8	476
計	1,031	1,157	488	1,418	796	191	375	16	5,472

資料：区作成資料（令和5年3月 31 日現在）

図表 15　認知症高齢者の日常生活自立度別の割合（中央区）

資料：区作成資料（令和5年3月 31 日現在）
※端数処理のため、内訳の合計が 100%にならない場合がある

4　介護保険給付の状況

（１）介護保険サービスの受給者数（受給率）、給付費（給付割合）

介護保険の受給者数（利用者数）をサービス区分ごとにみると、施設サービスは減少傾向にあります。

居宅サービス、地域密着型サービスについては、平成 28（2016）年度から小規模な事業所が提供する通所介護が地域密着型サービスに移行したため、平成 29（2017）年に居宅サービスの受給者数が一時的に減少し、地域密着型サービスの受給者数が増加したものの、長期的にはいずれも増加傾向がうかがえます。

受給率(第１号被保険者数に占めるサービス受給者数の割合)でみると、平成29(2017)年以降、居宅サービスは上昇傾向が、地域密着型サービスはほぼ横ばい、施設サービスはやや低下傾向がみられます。

図表 16　介護保険サービスの受給者数・受給率の推移（中央区）

資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年3月 31 日現在）
（各サービス受給者数は、現物給付1月サービス分、償還給付2月支出決定分）

介護保険サービスにかかる給付費の合計は、平成 28（2016）年以降増加傾向が続いています。

内訳をみると、居宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費は増加傾向、施設サービス給付費は横ばいとなっています。

図表 17　介護保険サービスの給付費の推移（中央区）

資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年３月 31 日現在）
（各サービス受給者数は、現物給付１月サービス分、償還給付２月支出決定分）

※図表 16～18 中の介護保険サービスごとの内訳は以下のとおりです。

居宅サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援

地域密着型サービス…定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

施設サービス…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

サービス区分別にそれぞれの給付費が全体に占める割合の推移をみると、居宅サービス、地域密着型サービスはほぼ横ばい傾向にありますが、施設サービスは低下傾向にあります。

これを全国の数値と比較すると、本区は居宅サービスの割合が高い一方、地域密着型サービス、施設サービスの割合が低くなっています。

図表 18　介護保険サービスの給付費割合の推移（全国との比較）

資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年3月 31 日現在）
（各サービス受給者数は、現物給付1月サービス分、償還給付2月支出決定分）
※端数処理のため、内訳の合計が 100%にならない場合がある

（２）第１号被保険者１人あたりのサービス給付月額

本区における高齢者１人当たりの在宅サービス給付費と施設および居住系サービス給付費の分布を国や他の自治体と比較してみると、施設および居住系サービス給付費については、全国より高く、東京都と同程度で、23 区平均より低くなっています。在宅サービス給付費については、国、東京都より高く、23 区平均より低くなっています。

図表 19　第１号被保険者１人あたりのサービス給付月額（中央区、東京都、国）

資料：地域包括ケア見える化システム「D6_第１号被保険者１人あたり給付月額」を基に作成
令和４（2022）年　介護保険事業状況報告（月報）

（３）要介護度別の主なサービスの利用率

ア　在宅サービス

要介護度別の主な在宅サービスの利用率（要介護度別の在宅サービス総受給者のうち、各サービス受給者の割合）についてみると、要介護１～３のいずれも通所介護が一番高く、次いで要介護１では訪問介護、要介護２・３では訪問看護となっており、要介護４・５では訪問介護および訪問看護の利用率が高くなっています。要介護４・５では、短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用率が 20%前後まで上がっています。

一方、要介護度にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護および小規模多機能型居宅介護の利用率は５％以下にとどまっています。

図表 20　要介護度別の主な在宅サービスの利用率（中央区）

資料：介護保険事業状況報告（令和5年3月審査分）
※利用率：各サービスの利用者数／在宅サービス利用者数

イ　施設・居住系サービス

要介護度別の主な施設・居住系サービスの利用率（要介護度別の施設サービスまたは居住系サービス総受給者のうち、各サービス受給者の割合）についてみると、要介護１～３では特定施設入居者生活介護、要介護４・５では介護老人福祉施設の利用率が最も高くなっています。

要介護度が上がるほど介護老人福祉施設の利用率が上がり、要介護３～５では、要介護度が上がるほど介護老人保健施設の利用率は下がる傾向があります。

図表 21　要介護度別の主な施設・居住系サービスの利用率（中央区）

資料：介護保険事業状況報告（令和5年3月審査分）
※利用率：各サービスの利用者数／施設・居住系サービス利用者数

5　日常生活圏域ごとの比較

日常生活圏域とは、高齢者の最も身近な圏域として、各区市町村が地理的条件やサービス提供体制を整備するための条件を総合的に勘案して定めるものです。

中央区では、第３期介護保険事業計画から、「京橋地域」「日本橋地域」「月島地域」の３地域を日常生活圏域と定めています。

３地域別の人口の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。令和５（2023）年の人口は月島地域が 78,112 人で最も多く、平成 30（2018）年から 5,573 人増え、増加率は 7.7%です。また、日本橋地域は 6,248 人増え、増加率は 13.2%、京橋地域は 5,430 人増え、増加率は 14.7%です。

また、令和 15（2033）年までの将来推計人口では、３地域とも引き続き増加傾向にあります。特に月島地域では東京 2020 大会の選手村が住宅に転用されることによる人口増加や大規模開発等の影響により、令和５（2023）年から令和 15（2033）年にかけて 29,243 人増（増加率 37.4%）の著しい伸びが見込まれています。

図表 22　日常生活圏域別人口の推移と推計（中央区）

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）
令和6年以降は区の推計値（令和5年１月１日現在の人口を基準人口として作成）

３地域別の人口と高齢化率を比較すると、日本橋地域は京橋・月島地域と比べて高齢化率が低い傾向にあります。

図表 23　日常生活圏域別人口（中央区）

6　高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果

（１）実態調査の概要

本計画策定に向けて、中央区の要介護・要支援認定を受けていない一般高齢者および要介護・要支援認定者の生活実態、介護保険サービスを提供している事業者および医療機関の実態等を把握することを目的として「中央区高齢者の生活実態調査および介護サービス利用状況等調査」を実施しました。

①調査期間　令和４年 10 月 20 日（木）～令和４年 11 月９日（水）

②調査方法　郵送配布、郵送またはインターネットにて回収
ハガキによる督促礼状１回

※「在宅介護実態調査」（調査 D）は、令和4年6月～10 月に認定調査員の聞き取り方式により実施

③各調査の客体、回収状況等

調査名	調査客体	回収状況
調査A 高齢者福祉に関する生活実態調査	要介護・要支援認定を受けていない 55 歳以上の区民（一般高齢者等） 【抽出調査】	・対象者数：3,000 人 ・有効回答数：1,731 件 （郵送:1,326、インターネット:405） ・回収率：57.7%
調査B 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護・要支援認定を受けていない 65 歳以上の区民（一般高齢者）、総合事業対象者（※）および要支援認定者 国による必須調査 【抽出調査】	・対象者数：2,500 人 ・有効回答数：1,859 件 （郵送:1,721、インターネット:138） ・回収率：74.4%
調査C 要介護・要支援認定者調査	要介護・要支援認定者 【抽出調査】	・対象者数：3,500 人 ・有効回答数：2,092 件 （郵送:1,903、インターネット:189） ・回収率：59.8%
調査D 在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護・要支援認定者のうち、調査期間（令和４年６月～10 月）中に更新申請または区分変更申請に伴う認定調査を受けた者 国による必須調査 【全数調査】	・対象者数：305 人 ・有効回答数：305 件 （認定調査員による聞き取り:305） ・回収率：100.0%
調査E 介護保険サービス事業所調査	区内の介護保険サービス事業所 【全数調査】	・対象事業所数：96 か所 ・有効回答数：60 件 （郵送:38、インターネット:22） ・回収率：62.5%
調査F 在宅医療・介護に関する調査	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員（医療機関） 【全数調査】	・対象機関数：603 か所 ・有効回答数：299 件 （郵送:203、インターネット:96） ・回収率：49.6%

※「総合事業対象者」とは要介護・要支援認定を受けていないが、生活機能の低下がある方を指す。

（２）　調査結果の概要

健康づくり（介護予防）

①スポーツクラブや体操教室への参加の有無（調査Ａ　問 22）

「参加していない」が 74.6%

問 22.　あなたは、健康づくりのためにスポーツクラブや体操教室等に参加していますか。（○は1つ）

②区で行っている高齢者健康づくり事業の認知度（調査Ａ　問 24）

①さわやか健康教室については、「知らなかった」が 68.6%
②さわやか体操リーダーによる体操教室については、「知らなかった」が 74.3%
③ゆうゆう講座については、「知らなかった」が 70.2%
④いきいき館（敬老館）での健康づくり教室については、「知らなかった」が 61.5%
⑤中央粋なまちトレーニング(粋トレ)については、「知らなかった」が 78.1%

問 24.　あなたは、中央区が行っている次のような高齢者健康づくり事業をご存知ですか。（○はそれぞれ1つ）

③参加したいと思う健康づくり事業（調査Ａ 問 26）

「運動などの実践を取り入れた講座」が 39.8%、「医療専門職が、必要に応じて相談対応・指導してくれる教室・講座」が 30.0%

問 26. あなたは、どのような健康づくり事業なら参加したいと思いますか。【複数回答：３つまで】

社会参加

①社会的な活動や地域活動への参加状況（調査Ａ 問 15）

「特に活動はしていない」が 74.6%、「町会・自治会、高齢者クラブなどの自治組織の活動」が 9.5%、「趣味やスポーツを通じたボランティアなどの活動」が 4.8%

問 15. あなたは現在、支援したり運営したりする側（担い手）として、何らかの社会的活動や地域活動を行っていますか。【複数回答】

②参加者として（調査Ｂ 問 27）

「参加してもよい」が 49.5%、「参加したくない」が 36.3%

問 27. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。（○は１つ）

就労

①働き方（調査Ａ 問 12）

「会社や団体、官庁等に勤務」が 38.1%、「働いていないし今後も働きたくない」が 28.5%

問 12. あなたは現在、働いていますか。複数の仕事をしている場合は収入の最も多いものをお答えください。（○は１つ）

フレイル予防

①外出が減っているか（調査Ｂ 問 15）

「減っていない」が 42.2%、「減っている」が 24.0%

問 15. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか。（○は１つ）

令和元年度調査と比べると、大きな差は見られない。

②ＢＭＩ（調査Ｂ 問 16③）

「18.5 以上～25.0 未満（普通体重）」が 65.8%

ＢＭＩ（ボディマス指数）：体重と身長の関係から肥満度を表す体格指数
・ＢＭＩ＝体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））
・18.5 未満：低体重 ／ 18.5～25.0 未満：普通体重 ／ 25.0 以上：肥満

性・年代別で見ると男性 65～74 歳は他の性・年代と比べて、「25.0 以上（肥満）」の割合が高い。

（%）

		調査数	18.5未満（低体重）	18.5～25.0未満（普通体重）	25.0以上（肥満）	無回答
全　体		1,859	9.8	65.8	20.4	3.9
性・年代別	男性65～74歳	468	3.6	66.7	27.8	1.9
	男性75～84歳	268	4.1	68.3	22.0	5.6
	男性85歳以上	59	10.2	64.4	20.3	5.1
	女性65～74歳	517	15.3	66.0	16.6	2.1
	女性75～84歳	400	13.5	64.5	18.3	3.8
	女性85歳以上	117	13.7	64.1	12.0	10.3

③口腔機能（咀嚼）（調査Ｂ 問 17）

「いいえ」が 71.5%

問 17. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。（○は１つ）

④孤食の状況（調査Ｂ 問 19）

「毎日ある」が 55.0%

問 19. どなたかと食事をともにする機会はありますか。（○は１つ）

⑤認知機能（調査Ｂ 問 20）

「いいえ」が 55.3%

問 20. 物忘れが多いと感じますか。（○は１つ）

性・年代別で見ると、男性および女性の 85 歳以上は他の年代と比べて「はい」の割合が高い。女性 75～84 歳は男性 75～84 歳と比べて「はい」の割合が高い。

（%）

		調査数	はい	いいえ	無回答
全　体		1,859	42.5	55.3	2.2
性・年代別	男性65～74歳	468	38.9	59.6	1.5
	男性75～84歳	268	40.7	56.3	3.0
	男性85歳以上	59	54.2	40.7	5.1
	女性65～74歳	517	38.9	60.3	0.8
	女性75～84歳	400	47.3	50.0	2.8
	女性85歳以上	117	54.7	39.3	6.0

⑥社会参加の状況（調査Ｂ 問 26）

「高齢者通いの場などの月１回以上開催されている主に高齢者向けのサロン」は「参加していない」が７割を超えている

問 26. 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。（それぞれ○は１つ）

⑦疾病（調査Ｂ 問 40）

「高血圧」が 39.6%、「ない」が 19.5%

問 40. 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。【複数回答】

＜その他の回答＞

○アレルギー疾患　○鼻炎（慢性鼻炎、アレルギー性鼻炎、蓄膿症、副鼻腔炎、鼻づまり）
○リウマチ　○橋本病（甲状腺機能低下症）　○腰痛　○脊柱管狭窄症　○坐骨神経痛
○皮膚炎（湿疹、アトピー性皮膚炎）　○帯状疱疹　○睡眠時無呼吸症候群　○不整脈

⑧介護予防リスク（調査Ｂ 問９～13）

「低下はみられない」が 90.1%

▽運動器の機能評価

問９～13 のうち、３問以上該当する選択肢が回答された場合、運動器の機能に低下が見られると判断する。

設問	該当する選択肢
問９　階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか。	「できない」
問 10　椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	
問 11　15 分位続けて歩いていますか。	
問 12　過去 1 年間に転んだ経験がありますか。	「何度もある」または「１度ある」
問 13　転倒に対する不安は大きいですか。	「とても不安である」または「やや不安である」

⑨うつ傾向（調査Ｂ 問 37 問 38）

「うつ傾向なし」が 56.3%

▽うつ傾向の評価

問 37、問 38 のいずれかで「はい」と回答された場合、うつ傾向であると評価する。

設問	該当する選択肢
問 37　この１か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。	「はい」
問 38　この１か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。	

情報の入手・情報通信機器の使用状況

①日常生活に関する情報の入手先（調査Ａ 問 17）

「インターネット（パソコン、タブレット端末、スマートフォン)」が 66.1%、「テレビ」が 62.2%

問 17. あなたは、日常生活に関する情報をどこから得ていますか。【複数回答：３つまで】

②利用している情報通信機器
一般高齢者等（調査Ａ 問 20）

「スマートフォン」が 81.7%、「パソコン」が 46.5%

問 20. あなたは、ふだんどのような情報通信機器を利用していますか。【複数回答】

要介護・要支援認定者（調査Ｃ 問 11）

「固定電話・ＦＡＸ」が 40.6%、「スマートフォン」が 27.2%

問 11. あなたは、ふだんどのような情報通信機器を利用していますか。【複数回答】

③スマートフォンの操作方法などを教えてくれる講座の受講意向（調査Ａ 問 21）

「受ける必要がない」が 45.8%、「受けたい」が 27.3%

問 21. あなたは、スマートフォンの操作方法など、情報通信機器の使い方を教えてくれる高齢者向けの講座を受けたいと思いますか。（○は１つ）

災害対策・避難

①災害に備えてしていること（調査Ａ 問 30）

「水・食糧・簡易トイレなどを備蓄している」が 67.0%、「家族と避難先や緊急連絡先を確認している」が 47.2%

問 30. あなたは、地震などの災害に備えてどのようなことをしていますか。【複数回答】

②「中央区災害時地域たすけあい名簿」の認知度

一般高齢者等（調査Ａ 問 31）

「知らなかった」が 82.3%

問 31. あなたは、「中央区災害時地域たすけあい名簿」についてご存知ですか。（○は１つ）

要介護・要支援認定者（調査Ｃ 問 36）

「知らなかった」が 68.1%

問 36. あなたは、「中央区災害時地域たすけあい名簿」についてご存知ですか。（○は１つ）

認知症ケア

①認知症に関する相談窓口の認知状況（調査Ｂ 問 42）

「いいえ」が 72.5%

問 42. 認知症に関する相談窓口を知っていますか。（○は１つ）

②認知症の利用者の状況で実際に大変なこと（調査Ｅ 問 23）

「本人の意思の確認がとれない」が 48.3%、「介護サービスを利用してもらえない、サービス拒否がある」が 45.0%

問 23. 認知症の利用者の状況で実際にあり、大変なことは何ですか。【複数回答：３つまで】

＜その他の回答＞

○家族からの過剰な要望への対応（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント）

○スケジュール管理　○医療レベルが高い状態での施設居住の継続や看取りの希望

③認知症の方の支援にあたり特に必要と思われること（調査Ｅ　問 24）

「認知症の人を支援するサービスや施設等の社会資源がより増えること」が 55.0%、「認知症の人の家族支援が充実していくこと」が 53.3%

問 24. 認知症の方の支援にあたり特に必要と思われることは何ですか。【複数回答：３つまで】

＜その他の回答＞

〇警察･消防･区職員の理解能力のスキルアップ　〇独居の認知症高齢者への地域的ケア

延命治療

①延命治療についての考え（調査Ａ 問 35）

「昏睡状態で、意識を取り戻したり回復する見込みがない場合は、延命治療はしないでほしい」が 58.1%

問 35. あなたは、延命のための医療を受けることについてどう思いますか。（○は１つ）

②介護・延命治療の希望を伝えた人（調査Ａ 問 36）

「同居の家族・親族」が 43.7%、「誰にも伝えていない」が 41.2%

問 36. あなたは、介護や延命治療（問 33 から問 35 までの内容）についての希望を誰かに伝えていますか。【複数回答】

老い支度・ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）

①ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の理解度

一般高齢者等（調査Ａ 問 37）

「全く知らなかった」が 75.0%

問 37. あなたは、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」についてどの程度ご存知ですか。（○は1つ）

要介護・要支援認定者（調査Ｃ 問 25）

「全く知らなかった」が 69.3%

問 25. あなたは、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」についてどの程度ご存知ですか。（○は1つ）

②老い支度として関心があること（調査Ａ 問 38）

「終末期に希望する医療や介護を受けられる方法」が 45.5%、「認知症や重い病気になった時の身の回りの世話」が 44.0%。

問 38. ご自身の老いへの備えとして、医療・介護の希望や葬儀、家財の処分、相続などについて、現在関心のあることはありますか。【複数回答】

③ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の推進に必要なこと（調査Ｅ 問 20）

「一度だけでなく、継続的に意向の確認や話し合いをすること」「本人の意向を尊重し、最期まで意思決定支援を心がけること」が各 45.0%

問 20. ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）をすすめる上で必要なことは何ですか。
【複数回答：３つまで】

④人生の最終段階における医療・介護について行っていること（調査Ｃ 問 26）

「特に行っていない」が 55.6%、「家族に希望を伝えている」が 29.9%

問 26. あなたが、人生の最終段階における医療や介護について行っていることは何ですか。
【複数回答】

在宅療養

①今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（調査Ｃ 問 19）

「掃除・洗濯」が 14.8%、「紙おむつ支給・おむつ代助成」が 13.8%

問 19. あなたが、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は何ですか。【複数回答：３つまで】

②認知症になった場合の在宅生活の継続希望（調査Ｃ　問 33）

「できることならば住み慣れた家で暮らし続けたい」が 41.1%、「適切な施設があれば入所したい」が 25.2%

【ご自宅にお住まいの方】

問 33. あなたは、認知症になっても、住み慣れた家で暮らし続けたいと思いますか。（○は１つ）

③「往診」や「訪問診療」の実施状況・意向（調査Ｆ　問３）

「実施する意向はない」が 37.8%、「実施している」が 32.4%

問３.「往診」や「訪問診療」を実施していますか。また、今後実施する意向がありますか。（○は１つ）

（%）

		調査数	実施している	現在は実施していないが、3年以内に実施する意向がある	実施する意向はあるが実施は難しい	実施する意向はない	無回答
全　体		299	32.4	3.7	23.1	37.8	3.0
機関種類	病院･診療所	134	24.6	0.0	25.4	49.3	0.7
	歯科診療所	109	38.5	3.7	22.0	35.8	0.0
	薬局	53	39.6	13.2	20.8	11.3	15.1
所在地	京橋	130	33.8	3.8	25.4	35.4	1.5
	日本橋	126	27.0	4.8	20.6	42.1	5.6
	月島	42	42.9	0.0	23.8	33.3	0.0

介護

①介護職員の不足感（調査Ｅ　問６）

「はい」（不足を感じる）が 73.3%

問６．貴事業所は、職員の不足を感じることがありますか。（○は１つ）

（%）

		調査数	はい	いいえ	無回答
全　体		60	73.3	26.7	0.0
事業種別	居宅介護支援事業所	22	72.7	27.3	0.0
	居宅サービス事業所	46	76.1	23.9	0.0
	施設･居住系サービス事業所	9	100.0	0.0	0.0
	介護予防サービス実施事業所	19	78.9	21.1	0.0
従業員規模	0～2人	13	69.2	30.8	0.0
	3～5人	20	70.0	30.0	0.0
	6～10人	10	70.0	30.0	0.0
	11人以上	14	85.7	14.3	0.0

②人材育成・教育制度の導入の有無（調査Ｅ　問９）

「導入している」が 48.3%、「導入していない」が 23.3%

問９．貴事業所では、人材育成・教育制度を導入していますか。（○は１つ）

③人材育成・教育制度の導入の内容（調査Ｅ　問 9-1）

「新入職員の技能習得」が 79.3%、「介護・看護技術に関する研修」が 72.4%

【問９で「１．導入している」と回答の事業所】

問 9-1．その人材育成・教育制度は何ですか。【複数回答】

＜その他の回答＞

〇階層別研修(リーダー層･管理層等)　〇機能訓練･身体動作　〇研修･勉強会の開催

④現在利用している介護保険サービス（調査Ｃ 問 14）

「福祉用具貸与」が 32.1%、「通所介護（デイサービス）」が 21.0%

問 14. 現在、あなたが利用している介護保険サービス（介護予防サービスを含む。）は何ですか。
【複数回答】

住まい

①住宅種類（調査Ａ 問７）

「持ち家（集合住宅)」が 50.2%

問７．あなたのお住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか。（○は１つ）

本区と内閣府の調査結果を比較すると、「持ち家（集合住宅）」が 50.2%、「公営賃貸住宅・民間賃貸住宅（集合住宅）」が 29.7%と、全国と比べて高い。

中央区調査項目	内閣府調査項目
持ち家(一戸建て)	持家(一戸建て)
民間賃貸住宅(一戸建て)	賃貸住宅(一戸建て)
持ち家(集合住宅)	持家(分譲マンション等の集合住宅)
公営賃貸住宅(集合住宅) 民間賃貸住宅(集合住宅)	賃貸住宅(アパート、マンション、公営・公団等の集合住宅)
その他(社宅、自社ビルなど)	給与住宅(社宅・官公舎など) 高齢者向け住宅・施設 その他
無回答	不明・無回答

※選択肢の項目が異なるため、上記の項目で比較している。(区内の公営賃貸住宅は集合住宅のみ。
内閣府調査の給与住宅、高齢者向け住宅・施設はその他で集計。)

②住宅の種類（調査Ｂ 問８）

「持ち家（集合住宅)」が 48.1%、「持ち家（一戸建て)」が 17.5%

問８．お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか。（○は１つ）

居住地域別で見ると、日本橋地域は他の居住地域と比べて、「持ち家（一戸建て）」の割合が高い。月島地域は他の居住地域と比べて、「公営賃貸住宅」の割合が高い。

（%）

		調査数	持ち家（一戸建て）	持ち家（集合住宅）	公営賃貸住宅	民間賃貸住宅（一戸建て）	民間賃貸住宅（集合住宅）	借家	その他	無回答
全　体		1,859	17.5	48.1	11.7	1.0	16.2	1.1	3.6	0.8
居住地域	京橋	465	20.2	50.5	6.7	0.9	16.1	0.4	4.3	0.9
	日本橋	482	27.8	50.8	1.2	1.0	14.5	0.8	3.1	0.6
	月島	901	10.8	45.2	20.0	1.1	17.3	1.6	3.6	0.6

③建物全体の階数・居住階数（調査Ｂ 問 8-1）

・建物全体の階数は「11～15 階建て」が 38.7%、「21 階建て以上」が 27.8%
・居住階は「６～10 階」が 33.6%、「３～５階」が 21.5%

【問８で集合住宅（「２．持ち家（集合住宅）」、「３．公営賃貸住宅（集合住宅）」または「５．民間賃貸住宅（集合住宅）」）と回答の方】

問 8-1. あなたのお住まいは、何階建ての何階ですか。（数値回答）

▽建物全体の階数

居住地域別で見ると、月島地域は他の居住地域と比べて、「21 階建て以上」の割合が高い。

（%）

		調査数	1～2階建て	3～5階建て	6～10階建て	11～15階建て	16～20階建て	21階建て以上	無回答
全　体		1,412	0.4	2.3	20.5	38.7	6.9	27.8	3.5
居住地域	京橋	341	0.3	2.9	28.7	51.9	5.6	8.5	2.1
	日本橋	321	0.6	3.1	28.3	53.0	7.8	4.7	2.5
	月島	743	0.3	1.6	13.5	26.5	7.3	46.7	4.2

▽居住階数

居住地域別で見ると、京橋地域および日本橋地域は居住階数が 10 階以下の割合が約８割を占めているのに対し、月島地域は居住階数が 11 階以上の割合が約５割を占めている。

（%）

		調査数	1～2階	3～5階	6～10階	11～15階	16～20階	21階以上	無回答
全　体		1,412	8.4	21.5	33.6	15.2	5.2	13.4	2.6
居住地域	京橋	341	9.4	30.8	39.0	12.6	3.8	2.6	1.8
	日本橋	321	11.2	22.1	48.0	12.1	1.9	2.5	2.2
	月島	743	6.9	16.8	25.3	17.8	7.3	23.1	2.8

新型コロナウイルス感染症

①新型コロナウイルス感染症による生活の変化

一般高齢者等（調査Ａ 問 32）

「外出を控えるようになった」が 67.6%、「友達・親戚付き合いが減った」が 61.5%

問 32. あなたは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、生活にどのような変化がありましたか。【複数回答】

要介護・要支援認定者（調査Ｃ 問 37）

「外出を控えるようになった」が 59.4%、「友達・親戚付き合いが減った」が 41.9%

問 37. あなたは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、生活にどのような変化がありましたか。【複数回答】

今後の高齢者保健福祉施策

①今後力を入れるべき高齢者保健福祉施策
一般高齢者等（調査Ａ 問 41）

「家族の介護負担を軽減するための施策の充実」が 47.0%、「ひとり暮らし高齢者への支援」が 46.9%

問 41. 住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思いますか。【複数回答】

要介護・要支援認定者（調査Ｃ 問 40）

「ひとり暮らし高齢者への支援」が 45.8%、「家族の介護負担を軽減するための施策の充実」が 42.4%

問 40. 住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思いますか。【複数回答】

第３章　高齢者施策の方向性

１　基本理念

「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」

＜基本的な考え方＞

本区では近年の高層マンション開発に加え、東京 2020 大会後の晴海地区での住宅開発に伴う人口増加が続いており、高齢者人口も他の年齢区分（年少人口、生産年齢人口）と比べると、伸びがゆるやかであるものの増加しています。

また、高齢化率は東京都平均よりも低い割合が続いていますが、我が国の高齢者数がピークを迎えるといわれる令和 22（2040）年頃には、令和６（2024）年現在、本区における人口の４割を占める 35～54 歳が高齢期にさしかかり、高齢化が進行することが予想されています。

さらに、要介護・要支援認定者総数は増加傾向にあることから、今後も本区の人口増加に伴い医療・介護需要は一層高まると考えられます。そこで、元気なうちから健康づくり、社会参加、生きがいづくりなどにより高齢者が心身ともに健康な状態を維持し、健康寿命を延伸する取組が重要となります。

令和４（2022）年度に実施した生活実態調査では、要介護・要支援認定を受けていない高齢者のスマートフォン利用率について、比較的高い水準ではあるものの、年代が上がるごとに利用率の減少が見られました。一方、利用率と反比例して年代が上がるごとにスマートフォン等の操作に関する講座へのニーズが高くなることが確認されました。また、新型コロナウイルス感染症による生活の変化についての回答では「外出を控えるようになった」、「友達・親戚付き合いが減った」と答える方が多く、コロナ禍においてフレイル[1]状態に陥りやすい状況がうかがえます。

[1] フレイル：「Frailty（虚弱）」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢により身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。

第８期計画では、計画の基本理念である「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」に基づき、中央区スタイルの地域包括ケアシステムとして国の示す地域包括ケアシステムの５つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）に「認知症ケア」を加え、「健康づくり（介護予防）」、「生活支援」、「認知症ケア」、「医療」、「介護」、「住まい」の６つの分野ごとに基本目標を掲げ、施策を実施しました。各分野における施策の事業目標はおおむね達成されていますが、多様化しているニーズに対応するために地域住民・団体・企業などのさまざまな主体のより一層の参画をもって、高齢者施策を進めることが課題となっています。

さらに第８期計画期間中ではコロナ禍による外出自粛などの行動制限により、多くの高齢者が大きな影響を受けることとなりました。今後は感染症対策を取り入れた視点から高齢者施策を展開していく必要があります。

国においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和５（2023）年６月に成立し、認知症施策を策定・実施することが地方公共団体の責務とされました。
また、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」が令和５（2023）年３月に見直され、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和７（2025）年以降、生産年齢人口の減少の加速等を見据え、国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが医療および介護の総合的な確保の意義とされました。

このような課題を踏まえ、第９期計画では第８期計画の基本理念「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」および基本目標として掲げた「健康づくり（介護予防）」、「生活支援」、「認知症ケア」、「医療」、「介護」、「住まい」の６つの柱を継続し、中央区スタイルの地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
また、令和 22（2040）年を見据え、高齢者が医療や介護に頼らない健康な状態を維持できるよう、健康づくり（介護予防）への取組を推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

地域共生社会の実現に向け、地域のさまざまな担い手や関係機関が連携して高齢者を見守り、支え合い、助け合うことができる体制づくりに取り組み、高齢者が住み慣れたまちで尊厳を持ちながら、いきいきと暮らし続けられるよう、今後３年間の高齢者施策を推進していきます。

第９期計画では、第８期計画の評価や生活実態調査など、さまざまな状況から見えてきた課題を踏まえ、施策を展開していきます。

２　基本目標

基本理念を実現するため、第９期計画における課題を踏まえ、６つの柱を基本目標として、施策に取り組んでいきます。

目標１　健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり（介護予防）と社会参加を推進します

目標２　生活支援

地域全体で見守り、支え合う体制を整備します

目標３　認知症ケア

認知症の人もそうでない人も、希望を持って暮らせる認知症にやさしい社会をつくります

目標４　医療

~~介護が必要になっても、~~自分らしく生活できる在宅療養支援を推進します

目標５　介護

介護サービスの質の向上と人材の確保を推進します

目標６　住まい

安心して生活できる住まいの確保を支援します

3 施策の体系

※【重】は重点事業

基本理念	基本目標	基本施策	主な事業
互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち	【目標1】健康づくり（介護予防）	(1)健康づくり(介護予防)の総合的な推進	①【重】中央粋なまちトレーニングの普及　②健康づくりの普及・啓発　③各種健康づくり教室・講座等の実施　④「さわやか体操リーダー」および「元気応援サポーター」の育成・支援　⑤【重】高齢者通いの場支援事業
		(2)社会参加と生きがいづくりの推進	①「退職後の生き方塾」の開催および活動支援　②「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援　③いきいき館の運営　④高齢者クラブの活動支援　⑤シニアセンターの活用　⑥【重】高齢者向けスマートフォン教室等の実施　⑦区民カレッジの開催　⑧晴海地域交流センター「はるみらい」の運営　⑨シルバー人材センター　⑩無料職業紹介所シルバーワーク中央　⑪高年齢者合同就職面接会　⑫高齢者雇用企業奨励金
		(3)保健事業と介護予防の一体的実施	①各種健康診査等 ②生活習慣病予防 ③「フレイル予防健診の質問票」、「基本チェックリスト」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援　④高齢者通いの場支援事業【再掲】 ⑤補聴器購入費用助成等事業　⑥【重】一人一人の特性に合わせた健康支援
	【目標2】生活支援	(1)包括的な相談機能等の充実	①おとしより相談センターを中心とした総合相談支援　②おとしより相談センターの適切な運営・評価　③【重】包括的相談支援体制の構築　④高齢者サービスの普及・啓発　⑤老い支度・終活に関する相談・支援
		(2)安心・見守り体制の拡充	①民生・児童委員による「ひとり暮らし高齢者等調査」　②【重】地域見守り活動団体(あんしん協力員会)による見守り活動　③【重】協定締結事業者による見守り活動　④一人暮らし高齢者等の安全・安心を支援する事業　⑤認知症高齢者の見守りサービス　⑥行方不明高齢者捜索ネットワーク　⑦ごみ・資源のふれあい収集　⑧いきいき館の運営【再掲】
		(3)地域で支え合う仕組みづくり	①高齢者通いの場支援事業【再掲】　②虹のサービス　③入退院時サポート　④暮らしの困りごとサポート　⑤【重】生活支援コーディネーターによる取組の充実　⑥【重】地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用
		(4)避難行動要支援者対策の推進	①家具類転倒防止器具の設置　②「災害時地域たすけあい名簿」の配布　③【重】避難行動要支援者支援体制の整備　④福祉避難所の整備　⑤介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備　⑥【重】「個別避難計画」の作成
	【目標3】認知症ケア	(1)認知症に関する普及・啓発の推進	①認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用　②認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等　③「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発　④【重】認知症サポーター養成講座の開催　⑤認知症の方本人の発信支援
		(2)認知症の相談・支援体制の充実	①【重】認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援　②「認知症初期集中支援チーム」による支援　③「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援　④認知症疾患医療センターとの連携　⑤認知症高齢者の見守りサービス【再掲】 ⑥高齢者通いの場支援事業【再掲】 ⑦生活習慣病予防【再掲】
		(3)認知症にやさしい地域づくりの推進	①認知症サポーター養成講座の開催【再掲】　②【重】認知症サポーターおよびキャラバン・メイトの活動支援　③認知症カフェ(気軽に相談できる場)への支援　④地域見守り活動団体(あんしん協力員会)による見守り活動【再掲】 ⑤協定締結事業者による見守り活動【再掲】 ⑥認知症支援における地域ケア会議の活用　⑦行方不明高齢者捜索ネットワーク【再掲】
		(4)地域生活を支える権利擁護支援の充実	①権利擁護支援の普及・啓発　②【重】成年後見制度の利用支援　③社会貢献型後見人等の養成および活動機会の充実　④区長申立ての実施　⑤地域連携ネットワークづくりの推進　⑥高齢者虐待相談
	【目標4】医療	(1)安全・安心な医療の確保	①「かかりつけ医 MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布　②地域医療体制整備のための医師会等との連携　③休日等診療　④在宅療養支援病床の確保　⑤緊急ショートステイサービスの提供　⑥特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成　⑦災害時の応急救護体制の整備
		(2)在宅医療・介護連携の推進	①在宅療養支援協議会の開催　②医療・介護サービス従事者の多職種連携　③【重】「医療と介護の関係者の交流の場」の開催　④医療・介護サービス資源の把握および情報提供
		(3)在宅療養支援の普及・啓発	①【重】区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催　②在宅療養支援訪問看護事業　③訪問歯科・薬剤管理サービスの普及・啓発
	【目標5】介護	(1)介護サービスの質の向上	①【重】介護給付の適正化　②介護事業所への実地指導の実施　③地域ケア会議の開催　④介護保険地域密着型サービスの適切な運営　⑤ケアマネジャーの支援　⑥介護事業者の支援　⑦介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備【再掲】 ⑧福祉サービス第三者評価受審費用の助成　⑨介護相談員派遣事業
		(2)在宅生活を支えるサービスの充実	①「小規模多機能型居宅介護」の周知・利用促進　②「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知・利用促進　③区独自の在宅サービスの提供　④リハビリテーション提供体制の検討　⑤ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)サービスの提供　⑥緊急ショートステイサービスの提供【再掲】 ⑦【重】介護老人保健施設「リハポート明石」のサービス拡充
		(3)介護人材の確保・育成・定着支援	①【重】介護職就職相談・面接会　②【重】介護人材確保支援事業　③介護事業所の雇用・育成支援　④ICT の利用促進　⑤介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における担い手の育成支援　⑥生活支援コーディネーターによる取組の充実【再掲】 ⑦地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用【再掲】
		(4)家族介護者等への支援	①【重】「介護者教室・交流会」の開催　②就労介護者等を対象とした支援　③介護事業者情報の提供　④おとしより介護応援手当　⑤介護者慰労事業　⑥ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)サービスの提供【再掲】 ⑦緊急ショートステイサービスの提供【再掲】
	【目標6】住まい	(1)施設サービスの充実	①シルバーピア等の供給　②サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導　③認知症高齢者グループホーム等の供給誘導　④高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進
		(2)快適な住まいと住環境を確保するための支援	①住み替え相談　②高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進　③住宅設備改善給付　④緊急通報システムの設置　⑤家具類転倒防止器具の設置【再掲】 ⑥耐震補強等のための支援

中央区の地域包括ケアシステム推進体制における高齢者施策の体系図

作成中

４ 施策の方向性

目標１ 健康づくり（介護予防）

健康寿命を延伸するため、健康づくり(介護予防)と社会参加を推進します

【現状と課題】

本区では、若年層を中心とした転入による人口増加が続いているため、高齢化率は14%台と、国や都と比べて低いものの、高齢者人口は着実に増加しつつあります。令和７(2025)年には団塊の世代が全員 75 歳以上（後期高齢者）となり、本区でも後期高齢者数の増加に比例して要介護・要支援認定者数が増加することが見込まれます。さらに、令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となることも見据えると、心身ともに健康な期間をできるだけ長く維持していくための健康づくり（介護予防）施策の推進と、介護サービスに頼らない自立した社会生活を維持していくための支援が必要です。

そのためには、元気なうちから身近な場所で主体的に健康づくりに取り組める環境のさらなる整備や、地域の団体など多様な主体による健康づくり（介護予防）の機会を広げていくことが重要です。

また、令和４（2022）年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると介護が必要になった主な原因は、認知症、脳血管疾患、骨折・転倒が上位を占めており、これらを未然に防ぐことや生活習慣病等の疾病の発症・重症化を予防することが、介護予防につながります。このため、フレイル（身体機能等の低下）対策や生活習慣病重症化予防に向けて、医療・健診・介護データの活用により、一人一人の特性に合わせて切れ目なく支援する、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいく必要があります。

加えて、健康寿命の延伸のためには、高齢者の社会参加の促進や就労支援の強化などに取り組むなど、高齢者のこれまでの経験や能力を活かし、地域の中で活躍できる場や機会の充実を図り、生きがいづくりを支援することが重要です。人生 100 年の時代において、仕事、学び、趣味、地域活動など、それぞれのライフステージに合った社会参加の機会を確保できるよう積極的な取組が求められています。

【施策の方向性】

（１）健康づくり（介護予防）の総合的な推進

□高齢者がいつまでも健康であり続けられるよう、健康づくりのきっかけを作り、継続をサポートすることで健康寿命の延伸につなげていきます。

□健康状態に合わせて自由にプログラムを組み合わせ、いつでもどこでも気軽に継続した健康づくりが行える「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」については、地域の身近な場所において区民ボランティアを中心とした普及を図ります。また、専門機関と連携した効果検証などを行うほか、新たな生活様式や個人のライフスタイルに応じた健康づくりを支援するツールとして周知を図っていきます。

□健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）をさらに活用するために必要に応じて改訂するほか、いきいき館等での健康づくり講座などを通して、健康づくり（介護予防）の普及・啓発を推進していきます。

□筋力向上に有効なマシンを使ったトレーニングなどを行う「さわやか健康教室」や「さわやか体操リーダー」による教室、膝や腰への負担が少なく泳げない方でも楽しめる「水中エクササイズ教室」を開催します。教室参加後も総合スポーツセンター等のスポーツ施設の利用につなげるなど、運動の継続を支援していきます。また、性別を問わず参加しやすい雰囲気づくりを心掛けます。

□地域の担い手として、区が主催する教室や高齢者クラブ等で体操を指導する「さわやか体操リーダー」や、「高齢者通いの場」などへ出張して自宅でも気軽に取り組める体操を普及する「元気応援サポーター」などの区民ボランティアを積極的に育成・活用し、住民同士が主体的に行う継続的な健康づくりを支援していきます。

□高齢者が楽しみながら健康づくりを続けられるよう、健康ポイントなど健康づくり事業への参加の動機付けにつながる仕組みを検討していきます。

参加したい健康づくり事業（調査 A）

問 26.　あなたは、どのような健康づくり事業なら参加したいと思いますか。（複数回答）

資料：中央区「高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」（令和４（2022）年度）

【主な事業】

	事　業	内　容
①	中央粋なまちトレーニングの普及 （介護予防・日常生活支援総合事業） ★重点事業	身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」を、区民ボランティアを中心に普及するとともに、自宅などで継続して行えるようにさまざまな媒体等を活用していきます。
②	健康づくりの普及・啓発 （介護予防・日常生活支援総合事業）	体力づくりに取り組める区内の施設や事業等を紹介した健康づくりガイドブック（「お役立ちガイドブック」）を活用して、自主的な健康づくりの普及・啓発を図っています。
③	各種健康づくり教室・講座等の実施	筋力アップなどの運動の効果が実感できるプログラムを組み入れた「さわやか健康教室」や、１回完結型で楽しみながら自然と健康づくりにつながる「ゆうゆう講座」、いきいき館での健康づくり講座、小学校温水プールを利用した教室等を実施しています。
④	「さわやか体操リーダー」および「元気応援サポーター」の育成・支援	高齢者が地域の身近なところで健康づくりに取り組むことができるよう、区民ボランティアを育成し、活動の支援を行っています。
⑤	高齢者通いの場支援事業 （介護予防・日常生活支援総合事業） ★重点事業	高齢者の交流の場となる「高齢者通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防・閉じこもり防止を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。

★重点事業

事　業	内　容		
中央粋なまちトレーニングの普及 （介護予防・日常生活支援総合事業）	転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」の普及により、多くの高齢者が身近な場所で自主的に継続して健康づくりを実施し、その効果を実感できるようにしていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜普及＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	実施者の拡大	実施者の拡大	実施者の拡大
参考指標	・実施団体数　・自宅参加者数 ・ホームページアクセス（閲覧）数　・体力測定の結果 ・アンケート結果（「転倒に対する不安」減少）		

★重点事業

事　業	内　容		
高齢者通いの場支援事業 （介護予防･日常生活支援総合事業）	「高齢者通いの場」の運営や活動内容の充実に向けた支援を行い、新規開設団体の拡大を目指していきます。また、参加者の介護予防・フレイル予防の促進を図り、交流しながら健康づくり（介護予防）が行えるプログラムの支援・普及を行っていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜「高齢者通いの場」運営の充実＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実
参考指標	・新規開設団体数　・延べ参加者数　・保健師の健康相談実施状況 ・アンケート結果（「主観的健康感」の増進）		

コラム No.1

気軽に交流できて心身ともに健康に！

中央区高齢者通いの場

中央区では、地域の方が主体で運営する高齢者向けの交流サロン「高齢者通いの場」を支援しており、現在は区内 18 か所で開催されています（令和５年 10 月時点）。そのひとつ、八丁堀にある「八丁堀元気ひろば」を紹介します。

八丁堀元気ひろばは、元気応援サポーター養成講座を終えた方など５名のスタッフが立ち上げ、月２回開催しています。多いときでは 20 名近くの方が参加して、体を動かしたり、お話ししながら楽しい時間を過ごしています。プログラムは「中央粋なまちトレーニング（粋トレ）」を行ったあと、楽しみながら健康づくりができる様々なメニューを行っています。また、敬老館からのお知らせをはじめ、区保健師の講座、中央警察署ふれあいポリスのお話なども実施しています。

参加者からは、月に２回参加することで気軽に健康づくりができており、交流することもできて楽しいとの声があがっています。

スタッフ（運営者）は、参加者に楽しんでもらうことを第一に考えて運営されています。

ぜひ、お近くの高齢者通いの場で、楽しく健康づくりや地域の方との交流をしてみませんか？

◆オープニングは「粋トレ」から

◆笑いヨガで、心身ともにリラックス

◆ぬりえのワーク

会場により活動内容が異なりますので、詳しくは区にお問い合わせください。

参加費は無料です。

（２）社会参加と生きがいづくりの推進

□高齢者のこれまでの経験やスキルをいかして社会的に活躍できるさまざまな場や機会を提供するとともに、スポーツ、文化、生涯学習、地域活動など高齢者が主体的に活動できるよう、利用しやすい施設・設備の配慮や有益なプログラムの提案などの環境づくりを推進していきます。

□「退職後の生き方塾」では、退職前後の年齢層を対象に、生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者による地域でのサークル活動やサロン運営などを通じた社会参加を支援します。

□「元気高齢者人材バンク」では、中高年齢者が知識や技能をいかして地域活動や社会貢献が行えるよう、活動の場や機会の拡充を支援していくとともに、地域のニーズとのマッチングを積極的に行っていきます。

□いきいき館では、地域における多様な活動の拠点としてさまざまな講座やイベントを実施するとともに、利用者の得意分野をいかして講座の講師として起用するなど、利用者が主体的に活動できるよう支援していきます。また、新規利用者拡大のほか、来館が途絶えている利用者に対する安否確認を兼ねた利用促進を行っています。

□高齢者クラブ、シニアセンター、区民カレッジなどについて一人一人の意欲や状況に応じた活動の場として周知を図っていくとともに、地域の多様な主体と連携した新たな社会活動の推進を支援していきます。

□各いきいき館やシニアセンターにおいてスマートフォン教室等を開催し、高齢者のデジタルデバイド[2]（情報格差）の解消を図っていきます。

□さまざまな機会を活用し、シルバー人材センター、無料職業紹介所シルバーワーク中央の積極的な周知啓発を図っていきます。

□シルバー人材センターでは就業の機会の提供やボランティアなど社会貢献活動に取り組むとともに、会員拡大と就業開拓を推進していきます。また、就業に就いていない会員には、個別相談などきめ細やかな就労支援を行っていきます。

□無料職業紹介所シルバーワーク中央では、独自求人の開拓や情報提供に努め、本格的な就労を希望する高齢者と希望職種とのマッチングを行っていきます。

□高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しているほか、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っていきます。

---

[2] デジタルデバイド：情報通信技術（IT）（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない中高年齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講修了者が地域でのサークル活動や地域貢献活動などができるよう支援しています。
②	「元気高齢者人材バンク」登録者の活動支援	知識や技能を持った人材を登録し、その活動を必要とする団体等とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やＰＲ活動を行い、活躍の場を広げていきます。
③	いきいき館の運営	人との交流や趣味活動を通じて生きがいをもち、安心して暮らせるように、ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型イベントの開催、動画の配信などを積極的に行っていきます。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。
④	高齢者クラブの活動支援	地域の高齢者の自主的組織である高齢者クラブの運営に対する助成等の支援を行っています。
⑤	シニアセンターの活用	区内在住・在勤でおおむね 50　歳以上の個人・団体を対象として、社会参加に関する情報や機会および場所の提供、生きがい活動リーダー（生きがい活動支援室）による活動を通じ、中高年齢者の主体的な社会参加活動を支援しています。
⑥	高齢者向けスマートフォン教室等の実施 ★重点事業	パソコンやスマートフォンの使い方を学ぶ教室や、操作の疑問点を解消する相談会を、各いきいき館やシニアセンター等において実施します。
⑦	区民カレッジの開催	区民に学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域活動にいかしていけるよう支援しています。
⑧	晴海地域交流センター「はるみらい」の運営	地域のあらゆる世代が集い、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点として、事業の展開を図ります。
⑨	シルバー人材センター	区からの受託事業のほか、民間事業所、一般家庭からの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えています。
⑩	無料職業紹介所シルバーワーク中央	求職者への丁寧な面談を行うとともに、新しいチャレンジにつながる再就職セミナーを実施し、本格的な就労を希望する高齢者に対して働く場の提供やきっかけづくりを行っています。
⑪	高年齢者合同就職面接会	高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しています。
⑫	高齢者雇用企業奨励金	高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っています。

★重点事業

事　業	内　容		
高齢者向けスマートフォン教室等の実施	パソコンやスマートフォンの使い方を学ぶ教室や操作の疑問点を解消する相談会を各いきいき館やシニアセンター等において実施し、高齢者のデジタルデバイド（情報格差）の解消を図っていきます。		
３年間の事業目標（計画） ＜「スマートフォン教室」の実施＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	実施	充実	充実

コラム No.2

身近な場所に教室がたくさんあります！

高齢者向けパソコン・スマートフォン教室

区内の施設や団体で、高齢者の方向けに、つぎのようなパソコン・スマートフォンの講座や相談会を開催しています。参加費は無料です。

あなたもぜひ参加してみませんか！

実施主体	講座名	内容
いきいき桜川	パソコン相談	基本的な操作など
	ＬＩＮＥちょこっと体験会	ＬＩＮＥの機能紹介
いきいき浜町	パソコン教室	基本的な操作など
	ＬＩＮＥちょこっと体験会	ＬＩＮＥの機能紹介
いきいき勝どき	スマホ・パソコン相談	スマホ・パソコンなどの相談
	初めてのスマートフォン	スマホ入門プログラム
	かんたんスマホ教室	スマホの機能紹介
	ＬＩＮＥお試し体験会	ＬＩＮＥを初歩から体験
社会福祉協議会	ちょこっと相談会	日常の相談からスマホの相談まで
	スマホちょこっと相談会	スマホの相談会
	Ｒ６５月島カフェ	地域主体のサロンによるスマホ教室
シニアセンター	パソコンなんでも相談	パソコン指導やスマホ指導
	初心者向けスマートフォン相談室	スマホの基本的な操作など

（令和５年 10 月１日現在）

※　事前申込が必要な講座もありますので、開催日時や申込方法等は、実施主体に直接お問い合わせください。

（３）保健事業と介護予防の一体的実施

□高齢者は心身や認知機能の低下、複数の慢性疾患や閉じこもりによる社会とのつながりの喪失などの多面的な健康課題を抱えており、個々の特性に応じたきめ細やかなフレイル対策が必要となります。このため、後期高齢者医療制度および国民健康保険の保健事業と介護保険制度の地域支援事業において、年齢や事業間による切れ目のない、一体的な健康支援の取組を実施していきます。

□健康診査や「フレイル予防健診の質問票」などを用いて、高齢者が定期的に健康状態を把握できる機会を提供します。

□健康診査の結果や医療・介護データなどから高齢者の健康課題の分析とフレイルや生活習慣病のリスクが高い方の抽出を行い、保健師等の個別訪問などによる健康状態の把握や保健指導を行うとともに、介護予防等の各種サービスの利用につなげます。

□「高齢者通いの場」など、高齢者が集まる場で保健師等による生活機能改善に向けた指導や健康相談および健康状態の把握を行うなど、フレイルを予防し、高齢者の心身のさまざまな課題に対応していきます。

□若年期から生活習慣に関する正しい知識を普及することや、国民健康保険の被保険者へ保健師等が生活習慣改善に向けた指導を行うことで、生活習慣病の発生と重症化を予防し、主体的な健康管理を支援していきます。

□フレイルや生活機能の低下がみられる高齢者が「はつらつ健康教室」修了後や、保健師等による個別訪問後に、地域の方々と交流しながら自主的な運動が継続できるように「高齢者通いの場」への参加を促すなど、医療や介護に頼らない心身の健康状態を維持するための取組を行っていきます。

□「高齢者通いの場」の拡大・継続のための地域体制を構築し、「高齢者通いの場」における介護予防・フレイル予防の促進を図るため、介護予防・フレイル予防推進員を配置し、各「高齢者通いの場」の介護予防に資する活動支援およびフレイル予防等の観点を踏まえたプログラムの普及を行っていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	各種健康診査等	高齢者が自身の健康状態や生活機能の状態を把握するとともに、予防および早期発見を目的とした特定健診、高齢者健診、がん検診、フレイル予防健診、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施しています。
②	生活習慣病予防	生活習慣病の知識はもとより、発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。さらに、気軽に運動（ウォーキング）が行えるよう、ウォーキングマップへの新たなコースの追加、アプリ化を検討します。また、国民健康保険では、区が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどの分析から健康課題を明確化するとともに、生活習慣病重症化予防のため保健師等が被保険者に対して生活習慣改善に向けた支援を実施しています。
③	「フレイル予防健診の質問票」、「基本チェックリスト」等による高齢者のフレイル予防や健康づくり支援（介護予防・日常生活支援総合事業）	健診時のフレイル予防チェックに使用している「フレイル予防健診の質問票」や「基本チェックリスト」等により、一人一人に合った健康づくりプログラムや、生活機能が低下した高齢者に対し、生活機能改善や認知症予防に向け、自宅でもできる簡単な体操指導や栄養改善、口腔ケアなどのミニ講習を行う「はつらつ健康教室」への参加を勧奨し、フレイル予防につながる健康づくりを支援しています。
④	高齢者通いの場支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）【再掲】	高齢者の交流の場となる「高齢者通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防・閉じこもり防止を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
⑤	補聴器購入費用助成等事業	聴力の低下が認知機能の低下につながる恐れがあることから、ヒアリングフレイルの予防についての普及啓発や早期発見等に取り組み、必要な方に補聴器の購入費の助成を行っています。
⑥	一人一人の特性に合わせた健康支援 ★重点事業	ＫＤＢ（国保データベース）システム[3]等により、医療・健診・介護データから高齢者の健康課題の分析と栄養・口腔・身体的フレイルおよび生活習慣病重症化のリスクが高い方や健康状態が不明な方などの抽出を行い、保健師等が個別訪問などによる健康状態の把握や保健指導を行うほか、健康づくり・介護予防等のサービスにつなげるなど、一人一人の特性に合わせた健康支援のに取り組みます。また、「高齢者通いの場」等、高齢者が集まる場においても、保健師等による健康講座や相談に加えて、高齢者の質問票等を用いた健康状態の把握を行い、介護予防（フレイル予防）や生活習慣病予防に取り組みます。

[3] KDB システム：国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

★重点事業

事　業	内　容		
一人一人の特性に合わせた健康支援	高齢者の新たなフレイル対策として、一人一人の特性に合わせた健康支援に取り組むため、医療・健診・介護データから高齢者の健康課題の分析と栄養・口腔・身体的フレイルおよび生活習慣病重症化のリスクが高い方などを抽出し、保健師等が個別訪問などによる健康状態の把握や保健指導を行うほか、必要なサービスにつなげていきます。また、「高齢者通いの場」等、高齢者が集まる場においても、積極的な支援を行うことが効果的であることから、保健師等による健康講座や相談などに取り組みます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜個別指導件数＞ ＜通いの場等での健康講座受講者・相談者数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	新規事業につき調整中		

コラム No.3

データを活用した、健康づくりの新しいアプローチ

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

○一人一人に合わせたフレイル対策が大切です！

フレイルとは、加齢により「身体機能」、「こころ・認知機能」、「社会性」が低下した状態のことを指し、高齢者が健康な状態から要介護の状態に進む中間の時期に位置しています。このため、「栄養」・「運動」・「社会参加」の3つの面から生活改善を図ることで、フレイルの進行を緩やかにしたり、健康に過ごせていた状態に戻すことができます。

また、フレイルの進行には生活習慣病など複数の慢性疾患を抱えていることも影響するため、一人一人の特性に合わせた対策に取り組むことが大切です。

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が始まります！

国の法改正により、医療・健診・介護のデータを横断的に活用できるようになり、保健事業と介護予防に関する事業が連携して健康づくりに取り組める体制が整いました。これらのデータ分析を基に保健師等が対象者を個別に訪問し、生活習慣や健康状態に合わせた改善策を提案・指導していきます。

こうした取組により、高齢者の健康に対する意識や行動の変化を促し、フレイルの進行を防ぐとともに、健康寿命の延伸を目指します。

□高齢者保健事業と介護予防の一体的実施のイメージ□

目標２　生活支援

地域全体で見守り、支え合う体制を整備します

【現状と課題】

区の調査では、住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で本区が力を入れていくべきものとして、「家族の介護負担を軽減するための施策の充実」および「ひとり暮らし高齢者への支援」を回答した方が 40%を超えています。これらのニーズに対応するためには行政や専門職員によるサービスの提供だけでなく、地域住民、ＮＰＯ、民間企業など多様な主体が参画した支え合いの地域づくりが求められます。加えて、新たな地域の担い手を確保・拡充するために、これまで高齢者支援や地域活動に関わりがなかった地域住民が自らの意志で活動に参加できるような仕組みをつくっていくとともに、社会貢献活動への関心が高い民間企業等への働きかけにより、さまざまな主体の力をいかした地域活動をより一層促進していくことが必要です。

ボランティアや民間企業をはじめとした地域による見守り体制の強化を図るとともに、生活の困りごとを住民同士で支え合う生活支援サービスを充実させ、住民同士ができるだけ早く高齢者が抱える課題に気づき、それを行政や関係機関につなぐ仕組みづくりを進めるなど、地域全体で高齢者を見守り、支え合う体制を構築していくことが求められています。一人暮らし高齢者が多い本区では、高齢者が社会的に孤立するリスクが高いことから、誰もが身近な場所で気軽に参加でき、つながりを持てる「高齢者通いの場」や「生活支援コーディネーター」による高齢者の居場所づくりなどの拡充を引き続き行っていくことが重要です。

また、高齢者の身近な相談窓口として専門職種の相談員を配置したおとしより相談センター（地域包括支援センター）を区内各所に設置していますが、人口増加に対応するため令和６（2024）年４月に晴海地区に新たに晴海おとしより相談センター（仮称）を開設し、区内の身近な地域ごとにおとしより相談センターを中心とした相談支援体制を構築します。さらに 8050 問題[4]やダブルケア[5]など複合的で地域では解決が困難な課題などに対応できるよう、相談支援に関する多機関が協働する重層的な支援体制を構築し、包括的な相談支援体制の充実を図る取組を進めています。

加えて、災害時に自力で避難したり生活したりすることが困難な高齢者に適時適切な支援を実施するためには、日頃から地域での見守りや関わりをもつことが必要です。地域住民や関係機関が連携し、災害発生時に迅速な安否確認や避難支援を行えるよう体制を整備していくことも重要です。

---

[4] 8050 問題：子が安定した収入がないまま 50 代となり、養ってきた親も 80 代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題をいう。

[5] ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

【施策の方向性】

（１）包括的な相談機能等の充実

□おとしより相談センターを中心とした総合支援体制を推進し、高齢者がいつでも身近な場所で気軽に相談でき、適切なサポートを受けられる環境づくりを推進していきます。
□おとしより相談センターについては、適切な運営を図るための体制を推進することにより質の向上に努め、地域に密着した相談支援窓口としての役割を促進していきます。
□区民の相談を身近な地域で包括的に受け止める場を整備するとともに、区の関係部署や各相談支援機関、社会福祉協議会等との連携・協働により、適切な支援につなげていきます。
□高齢者に関係のある事業についてまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や介護保険制度や区の独自のサービス等に関する手びき（「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」）等を配布し、高齢者やその家族に必要な情報をわかりやすく提供していきます。
□今後ニーズが高まると見込まれる老い支度や終活に関し支援を行います。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	おとしより相談センターを中心とした総合相談支援	社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・保健師・認知症地域支援推進員などのおとしより相談センター職員が、高齢者のさまざまな相談を受け、適切な支援につなげていきます。また、在宅療養支援として、退院後の自宅での療養生活を円滑に始められるよう、医療機関などと連携して支援します。
②	おとしより相談センターの適切な運営・評価	おとしより相談センターの事業内容・活動内容について年度ごとの目標を設定するとともに、目標に対する到達度合等の評価を運営協議会の場で行い、ＰＤＣＡサイクル[6]により効果的な運営を図ることにより、センターの質の向上、課題改善等につなげます。
③	包括的相談支援体制の構築 ★重点事業	福祉総合相談窓口（仮称）（令和６（2024）年４月開設）において、複雑化・複合化した課題等を抱えた方の相談を包括的に受け止めるとともに、アウトリーチ[7]による支援を行いながら、継続的に支援していきます。あわせて、相談支援包括化推進員の配置により、相談支援機関間の連携を強化するとともに、重層的支援会議や支援会議を活用し、単独の相談支援機関では対応が困難な複合的な課題を抱える区民およびその区民が属する世帯への支援を行います。
④	高齢者サービスの普及・啓発	高齢者に関係のある事業についてまとめた「高齢者福祉事業のしおり」や、介護が必要となったときに適切なサービスや支援を選択できるよう介護保険制度等をまとめた「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」を配布するとともに、地域の町会・自治会、区民活動グループ等を対象に出前講座を実施し、普及・啓発を行っています。

[6] PDCA サイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（測定・評価）、ACTION（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、業務効率の核となる手法をいう。
[7] アウトリーチ：必要としている人に対し積極的に働きかけて必要なサービスを届けること

	事　業	内　容
⑤	老い支度・終活に関する相談・支援	老い支度[8]の相談に応じ、財産管理等の支援を行います。また、これまでの人生を振り返るとともに、考えを整理するために「私のエンディングノート」を配布するほか、終活[9]に関する講座を開催します。

★重点事業

事　業	内　容		
包括的相談支援体制の構築	相談者の年齢や属性等に関わらず、包括的に相談を受け止めるとともに、複雑化・複合化した課題に対しては、相談支援機関間の連携により支援を行います。福祉総合相談窓口（仮称）の開設により、これまで支援につながっていなかった課題を抱えた世帯等に対する相談窓口を明確化し、関係機関等と連携しながら継続的に支援していきます。		
３年間の事業目標（計画） ＜包括的相談支援体制＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実
参考指標	・福祉総合相談窓口（仮称）相談件数		

老い支度として関心があること（調査Ａ）

問 38.　ご自身の老いへの備えとして、医療・介護の希望や葬儀、家財の処分、相続などについて、現在関心のあることはありますか。【複数回答】

資料：中央区「高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」（令和４（2022）年度）

8 老い支度：元気なうちに将来の不安を解決し、高齢期を自分らしく生きるための準備。
9 終活：人生の最期に向けて行う活動。医療や介護の要望、身辺整理、遺言、相続の準備など。

コラム No.4

関係機関の連携により、困りごとの解決に向けた支援を行います

福祉総合相談窓口（仮称）を開設します

核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民（世帯）が増加しています。子ども、障害、高齢など、福祉の各分野の相談体制は整備されているものの、制度の狭間に置かれた生活課題を抱える世帯は、どこに相談すればよいかわからず、支援につながっていないケースがあると思われます。

中央区では、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う「地域共生社会」の実現をめざし、既存の取組を活かしながら重層的支援体制整備事業の実施に向けて準備を進め、令和６年４月に福祉総合相談窓口（仮称）を開設する予定です。

福祉総合相談窓口（仮称）は、相談者本人や世帯の属性、世代を問わず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながら、課題解決に向けて相談者への継続的な伴走支援を行います。

◆中央区の相談支援体制の図

作成中

（２）安心・見守り体制の拡充

□一人暮らしや認知症などの高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会をはじめとする地域の人材や関係機関との連携による見守り体制の強化に努め、地域全体で高齢者の見守り活動（地域見守りネットワーク）を実施していきます。

□高齢者の見守りに関する協定を締結した事業者による見守り活動については、業種や事業者数の拡大を図り、企業活動の中で行う見守り活動の輪を広げていきます。また、連絡会の開催などを通じて見守り活動の質の向上を図っていきます。

□高齢者を見守る事業やサービスの普及・啓発を図るほか、高齢者の変化に早期に気づくなど、必要な方に見守りの目が行き届き、安全・安心な生活を続けることができるよう、さまざまな方法でよりきめ細かい支援を行っていきます。

□「見守りキーホルダー」や「見守りアイロンラベル」など認知症の方を見守る事業やサービスを継続して行うほか、徘徊等により行方不明になった時に地域のボランティア等が早期に対応できる体制を進めていきます。

□ごみや資源を集積所まで運び出すことが困難な高齢者を対象に、職員が訪問して収集する「ごみ・資源のふれあい収集」により、日常生活を支援するとともに見守りを推進していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	民生・児童委員による「ひとり暮らし高齢者等調査」	民生・児童委員が一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象とする「ひとり暮らし高齢者等調査」により、高齢者の状況を把握するとともに調査票を活用し、街中での声かけや電話・メール等による見守り活動を実施しています。気になる高齢者がいた場合には、おとしより相談センターと連携して適切な支援へつないでいます。
②	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動 ★重点事業	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）が見守りを要する高齢者への戸別訪問による安否確認や声かけなどの取組について、支援を行っています。
③	協定締結事業者による見守り活動 ★重点事業	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。
④	一人暮らし高齢者等の安全・安心を支援する事業	24 時間 365 日体制で健康に関する相談に対応し、緊急時には自宅を訪問して救助活動を行う「緊急通報システム」をはじめ、「食事サービス」や「救急医療情報キット」の配布、「友愛電話訪問」などを通じて高齢者が安全・安心な生活を続けるための見守りや孤独感の解消に向けた支援などを行っています。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス	外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりＰＡＳＳ（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。

	事　業	内　容
⑥	行方不明高齢者捜索ネットワーク	「ちゅうおう安全・安心メール」に登録した協力者に認知症等で行方不明となった方の情報を配信する行方不明高齢者捜索ネットワークを実施しています。
⑦	ごみ・資源のふれあい収集	障害のある方や 65 歳以上の高齢者などの世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否の確認も含めて職員が玄関先まで訪問して収集（回収）を行っています。
⑧	いきいき館の運営 【再掲】	人との交流や趣味活動を通じて生きがいをもち、安心して暮らせるように、ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型イベントの開催、動画の配信などを積極的に行っていきます。また、地域の関係機関等と連携し、広く事業を周知して利用者の拡大を図り、高齢者の社会的孤立の防止、利用者への見守り活動を行っています。

★重点事業

事　業	内　容		
地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動	町会・自治会・マンション管理組合などを単位として組織された団体が、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯を月１回以上訪問し安否確認を行うことにより、事故の未然防止や早期に異変に気づくことができる支援体制づくりを推進していきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜地域見守り活動団体数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	26 団体	28 団体	30 団体
参考指標	・見守り対象者数　・あんしん協力員数		

★重点事業

事　業	内　容		
協定締結事業者による見守り活動	事業者と高齢者の見守り活動に関する協定締結を推進し、おとしより相談センターを中心とする地域見守りネットワークの輪を拡大していくことにより、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜協定締結事業者数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	33 事業者	36 事業者	39 事業者

（３）地域で支え合う仕組みづくり

□地域住民や企業、ＮＰＯ、ボランティア団体などによるネットワークを形成しながら、住民同士による支え合いの地域づくりを目指していきます。
□高齢者が日常生活を送るうえで支援が必要な時に、多様な担い手による生活支援サービスの充実を図るとともに、困りごとや悩みなどを気軽に相談し助け合うことのできる環境づくりに努めていきます。
□地域の関係機関等と連携しながら地域の中の担い手を発掘し、高齢者が誰でも気軽に立ち寄れる住民主体の「高齢者通いの場」等の立ち上げや運営に対する支援の充実を図り、高齢者の孤立防止・生きがいづくりにつなげていきます。
□「生活支援コーディネーター」を配置し、地域におけるさまざまなニーズの把握を行い、地域の担い手や関係機関へのつなぎ役として、地域で支え合い、課題解決に取り組む体制づくりを推進していきます。
□区全体の「地域支えあいづくり協議体」、日常生活圏域ごとの「支えあいのまちづくり協議体」により、区民や関係機関、既存の地域資源とのネットワークを強化し、地域の課題解決につなげていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	高齢者通いの場支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）【再掲】	高齢者の交流の場となる「高齢者通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防・閉じこもり防止を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
②	虹のサービス（区民同士のたすけあい家事サポート）	高齢や障害、出産などにより、日常的な家事にお困りの方（利用会員）を、地域の方（協力会員）がお手伝いする、たすけあい活動を行っています。
③	入退院時サポート	中央区社会福祉協議会「虹のサービス」の協力会員が、一人暮らし高齢者等に対して、病院への入院時から退院後１週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをしています。（虹のサービス会員登録が必要。）必要としている方が支援を受けられるようサービスを幅広く周知します。
④	暮らしの困りごとサポート	日常生活での専門的な技術を要しない困りごとについて、シルバー人材センターの会員が出張してサポートを行っています。必要としている方が支援を受けられるようサービスを幅広く周知します。
⑤	生活支援コーディネーターによる取組の充実（住民参加による支え合いの体制づくり）★重点事業	「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。

	事　業	内　容
⑥	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用 （住民参加による支え合いの体制づくり） ★重点事業	「生活支援コーディネーター」や関係機関等が定期的に情報共有および連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題の解決に向けて取り組んでいます。

★重点事業

事　業	内　容		
生活支援コーディネーターによる取組の充実（住民参加による支え合いの体制づくり）	「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。		
３年間の事業目標 （計画） ＜地域体制づくり＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実
参考指標	・生活支援コーディネーター活動状況（地域支援件数等） ・おとなりカフェ・ちょこっと相談会開催回数		

★重点事業

事　業	内　容		
地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用（住民参加による支え合いの体制づくり）	「生活支援コーディネーター」や関係機関等が定期的に情報共有および連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。 また、既存の地域資源に対するネットワークを強化させ、課題の解決につながる地域体制づくりを充実させていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜地域体制づくり＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実
参考指標	・地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の開催回数、活動状況 ・地域の担い手養成講座（居場所づくり講座等）の開催回数、参加者数		

コラム No.5

誰もが自分らしく地域で生活できる仕組みづくりのために
生活支援コーディネーターについて

○生活支援コーディネーターとは

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進する役割の一つです。中央区では全域に１名（地域福祉コーディネーター(※)と兼務)、各圏域（京橋、日本橋、月島）に１名ずつ配置しており、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、地域で支え合う体制づくりを推進しています。

※　地域福祉コーディネーターは、地域で発見された課題に対し、アウトリーチ（訪問）を行うほか、地域住民や関係機関と連携し、課題の解決に向けた伴走型支援等を行っています。

○生活支援コーディネーターの役割

1　地域資源の把握、開発、可視化
2　地域課題の解決や支えあいの仕組みづくりに向けたネットワークの構築
3　地域ニーズの把握と生活支援・介護予防の取組

○実践事例「スマホささえ隊の結成～高齢者のニーズをカタチに～」

■スマホささえ隊が結成された背景

全国的に高齢者のＩＣＴ（情報通信技術）活用には格差が生じており、情報の格差だけでなくコミュニケーションの差につながっています。各協議体でも高齢者のＩＣＴに関する困りごとに寄り添う仕組みづくりが重要だとの意見が多くあげられていました。他方で、生活支援コーディネーターがマンツーマンでスマートフォンの相談に対応するのは難しく、この新たな困りごとの解決に向けては“地域住民の協力が欠かせない”と感じるようになりました。そこで、スマートフォンに関する困りごとを互いに教える・支える仕組みづくりの一貫として「スマホささえ隊」を結成しました。

■担い手は住民！スマホささえ隊

令和４年度より、試行的に高齢者のスマートフォンに関する困りごとをサポートするボランティアとして、「スマホささえ隊」の養成講座を開催しました。今後は受講者に実際活動していただきながら、必要な取組や仕組みについて共に考え、活動のサポートに努めていきます。

◆「スマホささえ隊」養成講座

コラム No.6

誰もが自分らしく地域で生活できる仕組みづくりのために

第1層・第2層協議体について

地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーター、団体等が参画する協議体を設置し、定期的な情報共有及び連携の強化を図っています。

地域支えあいづくり協議体【第1層協議体】（中央区全域）

高齢者の介護予防や生活支援の取組について、学識経験者や民生・児童委員、専門機関等が集まり定期的な意見交換や情報共有等を行っています。

協議の結果を報告・共有

生活支援コーディネーター

協議体と連携しながら、支えあいの仕組みづくり等を行っています

支えあいのまちづくり協議体【第2層協議体】（京橋・日本橋・月島地域に1か所ずつ設置）

日頃高齢者と関わる機会の多い地域住民や関係機関等、身近な地域での支えあいに関心がある方が集まり、「地域の強み」を活かした支えあいの仕組みづくりに向けて、話し合いを行っています。

メンバーは、令和元年度に実施した「支えあいのまちづくり勉強会」に参加された方を中心に構成されています。
- 介護、在宅医療等の専門職
- 民生・児童委員
- おとしより相談センター職員
- ボランティア団体　等

第2層協議体では、それぞれの地域の課題解決に向けて様々な取組を行っています。

社会資源マップづくり（日本橋地域）

広報紙（京橋地域、月島地域）

（４）避難行動要支援者対策の推進

□防災イベントなどさまざまな機会を利用し、家具類転倒防止器具取付サービスについて周知を図り、利用促進に努めていきます。

□災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方（避難行動要支援者）の支援について、防災区民組織や民生・児童委員、マンション管理組合などの地域の方や関係機関と連携した支援体制の整備を進めていきます。

□災害対策基本法に基づき地域の支援者に提供している「災害時地域たすけあい名簿」について、提供先の拡充に努めるとともに、名簿を利用した安否確認や避難支援の体制づくりを進めるため、その活用方法について防災区民組織などを通じて広く地域に周知していきます。

□災害時に通常の避難所での生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について感染症対策も踏まえた必要な物品を備蓄するとともに、関係機関との連携体制をより一層強化し、円滑な避難や避難所運営に取り組んでいきます。

□災害時地域たすけあい名簿に登録されている方の災害時における避難支援をより確実に実施するため、令和３（2021）年５月の災害対策基本法改正に伴い努力義務化された「個別避難計画」の作成を進めます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	家具類転倒防止器具の設置	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。防災拠点の安否確認訓練や災害時地域たすけあい名簿の更新確認などの機会をとらえ、ＰＲに努めます。
②	「災害時地域たすけあい名簿」の配布	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、災害に備えて、本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、自助・共助・公助の取組を推進しています。
③	避難行動要支援者支援体制の整備 ★重点事業	「災害時地域たすけあい名簿」などを活用し、支援体制の整備に向けた取組を防災区民組織など地域とともに進めています。
④	福祉避難所の整備	災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための物品の備蓄の充実や、円滑な避難所運営に向けた関係機関との連携体制強化を図っています。
⑤	介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備	介護事業者向けに備蓄等の災害対策および感染症対策にかかる研修を実施するとともに、区と介護サービス事業者連絡協議会との間で締結している「要介護高齢者の安否確認等に関する協定」の実効性を高めるため、災害発生を想定した実践的な訓練を実施するなど、より一層の支援体制整備に取り組んでいきます。
⑥	「個別避難計画」の作成 ★重点事業	災害時地域たすけあい名簿に登録されている方の災害時における避難支援をより確実に実施するため「個別避難計画」の作成を進めます。

「中央区災害時地域たすけあい名簿」の認知度

あなたは、「中央区災害時地域たすけあい名簿」についてご存知ですか。（○は１つ）

一般高齢者等
（調査Ａ　問 31）

要介護・要支援認定者
（調査Ｃ　問 36）

資料：中央区「高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」（令和４（2022）年度）

★重点事業

事　業	内　容		
避難行動要支援者支援体制の整備	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登載した「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。民生・児童委員や防災区民組織といった地域の避難支援等関係者に対し、その意義や活用方法についてＰＲを行い、認知度を高めるとともに、名簿を活用した安否確認訓練を防災拠点や町会・自治会において実施します。また、名簿を活用した体制づくりの取組を希望するマンション管理組合を支援するなど、地域での災害時の支援体制を構築していきます。		
３年間の事業目標（計画）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	増加	増加	増加
参考指標	・防災拠点の安否確認訓練実施拠点数、実施状況 ・マンション管理組合の名簿提供数		

★重点事業

事　業	内　容		
「個別避難計画」の作成	災害時地域たすけあい名簿に登載されている方が発災時に的確な避難行動を取れるよう、一人一人の状況に合わせた「個別避難計画」の作成を推進します。本人または家族等による作成が困難な方で、要介護３～５の認定を受けている方は居宅介護支援事業所に、障害者サービスを利用している方は相談支援事業所に作成を委託することで円滑な計画整備に努め、迅速な避難行動及び災害への備えに対する意識啓発を促していきます。		
３年間の事業目標（計画）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	増加	増加	増加
参考指標	・個別避難計画作成済者数 ・たすけあい名簿登載者数に対する計画作成済者の割合		

目標３　認知症ケア

認知症の人もそうでない人も、希望を持って暮らせる
認知症にやさしい社会をつくります

【現状と課題】

本区の令和５（2023）年３月現在の要介護・要支援認定者 5,524 人のうち、見守りまたは介護が必要な認知症高齢者(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)は 3,284 人と約 60%に上ります。今後の後期高齢者、特に介護ニーズの高まる 85 歳以上人口の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題です。

令和５（2023）年６月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進に向けて、国、地方公共団体、サービス事業者、国民等がそれぞれの責務のもとで、認知症施策を総合的かつ計画的に進めることとされています。

区の調査では、認知症への関心は高いものの認知症に関する相談窓口の認知度は低く、気軽に相談できる認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援のさらなる周知が必要です。要介護・要支援認定者のうち、成年後見制度について「全く知らなかった」「あまり知らない」と回答したのは 55.3%であり、引き続き普及・啓発を推進していく必要があります。介護サービス事業者を対象とした調査では今後の認知症の人の支援に必要なこととして「認知症の人を支援するサービスや施設等の社会資源がより増えること」、「認知症の人の家族支援が充実していくこと」、「認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れが示されること」が上位に挙げられ、認知症の人のニーズや状態に沿った適切な認知症ケアや本人・家族の一体的な支援、社会資源の拡充なども課題となっています。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を本計画に包含し、成年後見制度の適切な利用を促進することを含む権利擁護支援に係る施策を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

（１）認知症に関する普及・啓発の推進

□認知症について備え、早期支援が効果的に行われるよう、認知症の進行にあわせた具体的なケア方法、認知症の状態に応じた介護サービスおよび相談窓口などをまとめた「認知症ケアパス」について、情報を適宜更新するとともに各種講座や相談窓口で配布するなど普及に取り組んでいきます。

□認知症関連のパンフレット等を更新・拡充し機会を捉えて配布するとともに、おとしより相談センターや区の専門職員が地域に出向いて講座を行う際などに活用します。あわせて区民や在勤者の認知症に対する理解を深めていくため、認知症サポーター養成講座の受講者拡大により、より一層の普及・啓発に取り組んでいきます。

□若年性認知症の方が、東京都若年性認知症総合支援センターや若年性認知症コールセンター等による相談支援機関で、必要な支援が受けられるよう普及・啓発に取り組んでいきます。

□認知症の方へのアンケートや認知症カフェでの交流等を通じて、本人の話を聞き取り周囲に発信することにより、認知症の方本人の意思を尊重して支援ができるよう取り組んでいきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	認知症ケアパス「備えて安心！認知症」の活用	認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、「私のページ」では、今後の介護の希望などの気持ちの整理ができるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。高齢者向け講座や相談窓口等で配布・活用しています。
②	認知症関連パンフレット等を活用した出前講座の開催等	認知症啓発パンフレット「知って安心 認知症」「認知症かな？と思ったら･･･」や東京都若年性認知症総合支援センターの案内を相談窓口等で活用するとともに、専門職員による出前講座などを行っています。
③	「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の周知・啓発	認知症の方本人や家族が認知症に早期に気づき、おとしより相談センターへの相談や医療機関の受診につながるよう、「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を「知って安心 認知症」等のパンフレットおよびホームページなどに掲載し、周知しています。
④	認知症サポーター養成講座の開催 ★重点事業	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会･児童館などで幅広い年代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。 子どものうちから認知症に関する理解を進めるため、子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催方法等を工夫して実施します。

	事　業	内　容
⑤	認知症の方本人の発信支援	認知症カフェの運営を支援するとともに、認知症の方本人の話を聞くことにより、理解してほしいこと・サポートしてほしいことなどを周囲の人に発信できるよう支援していきます。

★重点事業

事　業	内　容		
認知症サポーター養成講座の開催	認知症の正しい知識の啓発を幅広い年代に対して積極的に行い、地域全体が認知症の方や家族に対してサポートする環境づくりを進めます。講座を児童館などで開催し、子どもやその家族を対象に加えるとともにオンラインで実施するなど、対象者を一層広げてサポーターの活躍を促していきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜受講者数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	1,500 人	1,500 人	1,500 人

コラム No.7　子ども向け認知症サポーター養成講座を開催します

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域などで認知症の方やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き行います。

子どものうちから認知症に関する理解を深めるため、地域の児童館や図書館等の場所で子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。幅広い世代の方に認知症への理解を深めてもらうことで、認知症の方やその家族を温かく地域で見守り、認知症の方もそうでない方も、希望を持って暮らせる認知症にやさしいまちづくりを推進していきます。

令和５年度に実施した子ども向け認知症サポーター養成講座の様子

（２）認知症の相談・支援体制の充実

□各おとしより相談センターに配置している「認知症地域支援推進員」を中心に、医療機関や地域の認知症サポーターなどと連携した総合的な相談・支援体制を推進していきます。

□高齢者の相談窓口やおとしより相談センターが実施する講座等で、認知症サポート電話等の相談窓口を記載した認知症普及啓発パンフレットの周知を図り、認知症の方およびその家族等が気軽に相談できるようにしていきます。

□認知症が疑われるが受診になかなか結びつかない高齢者に対し、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の初期の段階から適切な医療や介護サービスを利用できるよう、一人一人の状態に応じたきめ細かな支援につなげていきます。

□認知症の発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し、生活習慣病を予防することで認知症予防につなげます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援 ★重点事業	認知症相談のための専用電話を設置し、認知症の方やその家族等周囲の方の悩みや不安について、専門職員による相談を受けています。また、身近な相談窓口としておとしより相談センターが相談を受け、必要な情報の提供とサービスにつないでいます。さらに、認知症の方を支える周囲の相談支援も行っています。
②	「認知症初期集中支援チーム」による支援	認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する原則 40 歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症の方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職員によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族への支援を含めた初期の包括的支援を行っています。
③	「認知症地域支援推進員」・「認知症支援コーディネーター」による認知症の方や家族等への相談支援	各おとしより相談センターの「認知症地域支援推進員」は、区の「認知症支援コーディネーター」と連携し、本人や家族、地域の方からの相談窓口となり、必要に応じて家庭訪問等を行い、適切な医療・介護サービスにつなげています。
④	認知症疾患医療センターとの連携	認知症の専門医療相談や診断へのつなぎをスムーズに行うため、地域連携型認知症疾患医療センターの聖路加国際病院および地域拠点型認知症疾患医療センターの順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を図っています。
⑤	認知症高齢者の見守りサービス【再掲】	外出先で突然倒れたり、徘徊等により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」、「見守りアイロンラベル」および「おかえりＰＡＳＳ（パス）（行方不明高齢者情報提供シート）」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。

	事　業	内　容
⑥	高齢者通いの場支援事業 （介護予防・日常生活支援総合事業） 【再掲】	高齢者の交流の場となる「高齢者通いの場」への参加を促し、社会参加・介護予防・閉じこもり防止を促進するとともに、運営者に対して立ち上げ・運営について資金的支援などを行うほか、セミナーおよび交流会などの実施や、介護予防・フレイル予防推進員などによる介護予防（フレイル予防）に資する活動を支援しています。
⑦	生活習慣病予防 【再掲】	生活習慣病の知識はもとより、認知症の発症と進行に大きく関与する食習慣、歯と口の健康づくりや運動などの生活習慣全般に関する正しい知識を普及し生活習慣の見直しを進め、生活習慣病を予防することで、認知症予防につなげます。さらに、気軽に運動（ウォーキング）が行えるよう、ウォーキングマップへの新たなコースの追加、アプリ化を検討します。また、国民健康保険の被保険者へは、区が保有するレセプト（診療報酬明細書）データなどの分析をもとに、健康課題の明確化や、生活習慣病重症化予防のため保健師等が生活習慣改善に向けた支援を推進しています。

★重点事業

事　業	内　容		
認知症サポート電話および おとしより相談センターにおける相談支援	匿名でも相談が可能な認知症サポート電話やおとしより相談センターの認知症地域支援推進員による相談などについて、区のホームページや「区のおしらせ」、認知症に関するチラシ・リーフレット等に掲載するとともに、窓口や講座で案内し、周知を強化します。これにより、認知症の不安がある本人やその家族が相談しやすい環境づくりに努め、具体的なアドバイスや訪問などによる支援につなげていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜相談窓口等の相談件数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	3,000 件	3,200 件	3,400 件

（３）認知症にやさしい地域づくりの推進

□認知症サポーター養成講座についてはオンラインを含むさまざまな方法で開催し、若年層も含めた認知症サポーターを養成していくとともに、受講企業等に認知症サポーターの証である認知症サポーターステッカーを配布し、掲示してもらう等、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

□区民のキャラバン・メイト[10]を養成し、おとしより相談センターの支援のもと、認知症サポーター養成講座の講師として活動の場を広げていくことにより、認知症サポーターの育成を推進していきます。

□認知症サポーターや専門相談員、地域のさまざまな担い手とともに、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェ（気軽に相談や情報発信ができる場）を支援し、認知症の方本人の発信の場をつくります。

□行方不明高齢者捜索ネットワークや地域見守り活動団体、協定締結事業者による地域の見守り活動を強化し、地域全体で認知症の方やその家族を支える体制の整備を推進していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	「認知症サポーター養成講座」を企業や町会・児童館などで幅広い年代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。子どものうちから認知症に関する理解を進めるため、子どもを対象とした認知症サポーター養成講座を開催方法等を工夫して実施します。
②	認知症サポーターおよびキャラバン・メイトの活動支援 ★重点事業	ステップアップ講座や交流会等を通じて、認知症サポーターおよび認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン･メイトの活動を支援しています。
③	認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援	専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流できる認知症カフェ（気軽に相談できる場）の支援を図るとともに、認知症の方本人からの発信の機会を作っていきます。
④	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動【再掲】	地域見守り活動団体（あんしん協力員会）が見守りを要する高齢者への戸別訪問による安否確認や声かけなどの取組について支援を行っています。
⑤	協定締結事業者による見守り活動【再掲】	宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。

10 キャラバン・メイト：キャラバン・メイト養成研修を受講し、認知層サポーター養成講座の講師役として企画・立案および実施を行う者

	事　業	内　容
⑥	認知症支援における地域ケア会議の活用	認知症高齢者が地域で住み続けられるよう、必要に応じて、おとしより相談センターが地域ケア会議を開催し、地域におけるサポート体制を強化しています。
⑦	行方不明高齢者捜索ネットワーク【再掲】	「ちゅうおう安全・安心メール」に登録した協力者に認知症等で行方不明となった方の情報を配信する、行方不明高齢者捜索ネットワークを実施しています。

★重点事業

事　業	内　容		
認知症サポーターおよびキャラバン・メイトの活動支援	ステップアップ講座等を通じて、認知症に関する基礎知識・理解を深めるとともに、認知症サポーターが地域の見守り活動や認知症カフェ運営などの活動に参画することを促していきます。また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの交流会等を通じて活動を支援していきます。		
３年間の事業目標（計画）<認知症サポーターおよびキャラバン・メイトの講座・交流会開催回数>	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	７回	８回	９回

コラム No.8　認知症カフェをご紹介します

中央区には認知症カフェが７カ所あります（令和５年 10 月時点）。その一つ「サロンはるみさん」をご紹介します。

サロンはるみさんは、毎月１回マンションの集会室で開催しており、認知症の方も認知症でない方も気軽に集まれ、皆で楽しむ場をつくりたいという住民の思いから始まりました。

✿サロンはるみさんの活動内容（一例）

・脳トレ
・体操（粋トレ、じゃんけん体操、座って行える体操　等）
・お口体操（パタカラ体操、舌体操　等）
・ゲーム（トランプ、かるた、モルック、紙ひこうき飛ばし　等）

夏は盆踊りをしたり、お誕生日の方がいれば歌を歌ってお祝いしたり、季節や参加者の希望などに合わせて様々な活動をしています。

脳トレがうまくいかなくても皆で大笑い！
和やかな雰囲気になり、参加者全員が心一つになっていると感じた！

楽しくしなくっちゃ！
笑顔が大事！

認知症カフェについては、区ホームページをご覧いただくか、区または各おとしより相談センターにお問い合わせください。

（４）地域生活を支える権利擁護支援の充実

□ホームページ等の活用により、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、利用促進を図ります。成年後見制度を含めた権利擁護支援について一体的な普及啓発のあり方について検討していきます。
□成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークづくりを推進します。
□社会貢献型後見人等[11]の養成研修やフォローアップ研修を実施するとともに、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動機会の充実を図ります。
□認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施します。
□町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
□高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト[12]、経済的虐待等について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	権利擁護支援の普及・啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット、区内のイベント等において、成年後見制度の基本的な仕組みや申立費用・報酬助成制度の周知をしています。成年後見制度と権利擁護支援の一体的な普及・啓発のあり方について検討をしていきます。
②	成年後見制度の利用支援 ★重点事業	誰もが成年後見制度を安心して利用できるようにするため、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の活用などを行っていきます。複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援していくために、相談支援体制の強化を図っていきます。
③	社会貢献型後見人等の養成および活動機会の充実	地域における担い手を確保するため、社会貢献型後見人等の養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動機会の活用を図るため、受任要件を見直すとともに、専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見の実施機会の充実に向けて検討を行います。

[11] 社会貢献型後見人等：親族や専門職ではないが、社会に貢献したいという意思があり、同じ区民として身近な立場で支援する成年後見人等。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して成年後見活動を行う。活動にあたっては、成年後見制度の趣旨と内容を理解するため、区が実施する基礎講習を修了する必要がある。
[12] ネグレクト：幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為

	事　業	内　容
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施しています。
⑤	地域連携ネットワークづくりの推進	本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなるチームを相談機関、専門職員、行政等が一体的に連携・協力して支援するため、地域連携ネットワークを構築します。区および成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、中核機関として、専門職員による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの構築および地域における連携・対応強化の継続的な推進を行います。
⑥	高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。

★重点事業

事　業	内　容		
成年後見制度の利用支援	誰もが成年後見制度を安心して利用できるように、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の活用などを行っていきます。複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援していくために、相談支援体制の強化を図っていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜一般相談件数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	増加	増加	増加
参考指標	・一般相談・福祉法律相談件数 ・後見等申立て支援件数		

コラム No.9　地域共生社会の実現を目指す中央区での権利擁護支援の取組み

○中央区成年後見支援センター「すてっぷ中央」とは

中央区成年後見支援センター「すてっぷ中央」は、成年後見制度の利用促進や成年後見人等への支援等を行う権利擁護支援の中核機関です。

この中核機関を核として、中央区権利擁護支援推進協議会を運営し、区の権利擁護のあり方等を検討しています。また、地域連携ネットワークを構築し、司法・福祉等専門職や関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めています。

○後見業務の新しい担い手、「社会貢献型後見人」

「社会貢献型後見人（市民後見人）」とは、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職後見人や親族後見人とは異なり、同じ地域に住む区民の立場で成年後見制度の後見人等として身上保護や財産管理などの後見業務を行う人のことです。

中央区では、社会貢献型後見人を養成しており、５日間の基礎講習修了後に実習で経験を積み、後見人等候補者として申立て後、家庭裁判所から選任されて受任が決定します。現在は、基礎講習を修了した 29 名が後見活動メンバーとして登録し、その内３名が社会貢献型後見人として活動中です（令和５年 10 月時点）。その他の方は、受任を待つ間、すてっぷ中央が実施する権利擁護支援事業の生活支援員として活動しています。

なお、受任後はすてっぷ中央が後見監督人となり、社会貢献型後見人をバックアップしながら共に本人を支えています。地域共生社会の実現に向けても、住み慣れた地域で本人に寄り添いながらきめ細かな支援ができる社会貢献型後見人は新たな担い手として期待されています。

○今後の取組に向けて

成年後見人や地域支援者、関係機関が一体となって課題解決にむけた支援を適切に行うことができるよう、中核機関が成年後見人等を含むチームにおいて、必要に応じて支援方針の共有や各々の役割分担の確認などを行い、チーム活動の開始に向けて支援します。

目標４　医療

~~介護が必要になっても、~~自分らしく生活できる在宅療養支援を推進します

【現状と課題】

地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年を目途として医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムが推進されてきました。今後は、令和 22（2040）年を見据え、医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加に対応した新たな医療・介護サービスの提供体制を構築していく必要があります。医療・介護を提供するさまざまな主体の連携によって、必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられるよう、医療と介護の連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくことが重要です。

区の調査では、「認知症になっても住み慣れた家で暮らし続けたい」と回答した要介護・要支援認定者は 51.9%に上り、在宅生活継続のニーズは高くなっています。自分らしく最期まで、住み慣れた地域で安心して生活を送るために、在宅での療養が必要になったときに本人や家族が医療や介護サービスを適切に選択できるよう、広く区民に在宅療養について普及・啓発を進めていくことが重要です。また、意思決定能力が低下する場合に備えて、本人を主体に家族や親しい人、医療・介護従事者などと一緒に、あらかじめ本人の希望や価値観に沿った生活や医療・ケアについて話し合い共有する「ＡＣＰ（人生会議）[13]」を「全く知らなかった」という回答が 75.0%と多く、意思決定支援についても普及・啓発を強化していく必要があります。

一方、医療と介護の連携状況について、介護サービス事業所のうち「十分連携している」、「ある程度連携している」と回答したのは 88.3%であったのに対し、医療機関のうち「連携は行っていない」と回答したのは 35.8%と差が見られることから、地域における医療・介護関係者の多職種連携を強化する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により医療・介護サービスの提供や連携に大きな影響が及んだことも踏まえ、ＩＣＴの活用なども検討しながら、より緊密な医療・介護の連携に向け感染症拡大時や災害時における継続的なサービス提供体制の整備を進めていく必要があります。

[13] ＡＣＰ（人生会議）：将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みのこと

【施策の方向性】

（１）安全・安心な医療の確保

□健康状態や生活機能の低下のサインを早期に発見できるよう、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携のもと、「かかりつけ医ＭＡＰ」等の配布などにより、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・定着を促進していきます。

□医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで行うことができる医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。

□休日応急診療所などの緊急時の医療体制を引き続き確保していきます。また、在宅療養者本人およびその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や医療ニーズのある方にも対応した緊急ショートステイによる切れ目のない支援体制を維持します。

□特別養護老人ホームへの看護職員の雇用費の助成などにより、高度な医療を必要とする高齢者の受入れを促進していきます。

□災害時の応急救護体制に備えるため、応急救護連携会議のもとで、医療救護活動拠点や災害薬事センターとの連携を明らかにし、医療救護活動および医薬品の確保など応急救護体制を一層促進していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「かかりつけ医ＭＡＰ」「かかりつけ歯科医マップ」の配布	医療相談窓口を設置するとともに、「かかりつけ医ＭＡＰ」等の配布などを通じて区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図っています。
②	地域医療体制整備のための医師会等との連携	病床の機能分化などの状況を勘案し、今後の訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導などの在宅医療ニーズに関して医師会等と連携を強化し、地域医療体制の整備に向けた協議を行っています。
③	休日等診療	区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日等における急病患者に対する診療（内科・歯科等）および調剤サービスを提供するとともに、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送にも対応しています。
④	在宅療養支援病床の確保	在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、区内および隣接区の病院３カ所に緊急一時入院のための病床を確保しています。
⑤	緊急ショートステイサービスの提供	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できる緊急ショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応しています。
⑥	特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成	区内の特別養護老人ホームの運営事業者に対し、看護職員を雇用する経費を助成し、看護職員の配置を促進することにより、経管栄養などの医療処置を必要とする入所希望者の受入れを促進しています。
⑦	災害時の応急救護体制の整備	災害発災時においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、迅速な対応ができるよう初動体制を構築します。 医療救護活動拠点や災害薬事センターとの連携を図るため、応急救護連携会議を開催し医療救護活動および医薬品の確保などの応急救護体制を一層促進していきます。

（２）在宅医療・介護連携の推進

□「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備などについて協議を行い、医療的ケアを必要とする在宅要介護高齢者やその家族の在宅生活を支援するための体制整備を強化していきます。

□医療機関や介護事業者を対象とした日常の療養支援、看取り、認知症の対応力強化など在宅療養にかかる課題について研修会の開催や「在宅療養支援の手引」、ＩＣＴの活用を促進するとともに、医療・介護の連携強化と在宅療養についての技能や知識の普及・啓発を図っていきます。

□在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者との交流の場を設けることにより、安心して在宅療養を継続できる医療と介護の連携を進めていきます。

□医療・介護サービス資源を分かりやすく整理し、区ホームページやパンフレットなどを通じて広く区民に対する情報提供を行っていきます。

□医療・介護サービスの関係機関の連携および情報共有を支援するため、おとしより相談センターの相談窓口機能の強化を図っていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	在宅療養支援協議会の開催	学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等により構成される「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備について協議を行っています。
②	医療・介護サービス従事者の多職種連携	医療ニーズの高い要介護高齢者の支援のポイントなどを示した「在宅療養支援の手引」を活用するとともに、ＩＣＴを利用した多職種連携体制の構築を支援し、医療と介護関係者の連携を進めていきます。
③	「医療と介護の関係者の交流の場」の開催 ★重点事業	医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職員を対象としたグループワーク研修を区やおとしより相談センターが中心となって開催し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供しています。
④	医療・介護サービス資源の把握および情報提供	在宅療養支援診療所の届出を行っている医療機関をはじめ、訪問看護ステーションなど、在宅療養の関係機関の情報（所在地、連絡先など）をリスト化してホームページなどで情報提供しています。

★重点事業

事　業	内　容		
「医療と介護の関係者の交流の場」の開催	在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場として、多職種連携研修を開催し、顔の見える関係づくりの場を提供していきます。これにより、医療と介護の連携をよりスムーズにして、安心して在宅療養を継続することができるようにしていきます。		
３年間の事業目標（計画）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実
参考指標	・開催回数 ・参加者数		

（３）在宅療養支援の普及・啓発

□一人一人が在宅での療養が必要となったときの在宅医療や介護サービスの適切な選択方法や人生の最終段階の過ごし方を考え、家族や医療・ケアチームと話し合い共有していくＡＣＰ（人生会議）、看取りなどをテーマとしたシンポジウムや講演会を開催し、在宅療養の普及、啓発に取り組んでいきます。

□リーフレットの活用などにより、本人や家族等に本人が望む医療やケアについて前もって考えることの大切さを伝えるとともに、ケアマネジャー連絡会・研修会を通じて、ＡＣＰ（人生会議）の重要性について普及・啓発に取り組んでいきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催 ★重点事業	区民を対象としたシンポジウム、講演会の開催や区民向けリーフレットを作成・配布し、在宅療養や在宅での看取り、ＡＣＰ（人生会議）などに関する普及・啓発を図っています。
②	在宅療養支援訪問看護事業	在宅療養生活の中核を担う訪問看護サービスの利用を促進するため、導入を迷っている利用者や家族が体験的に利用できる、お試しサービスを提供することにより利用を後押ししています。
③	訪問歯科・薬剤管理サービスの普及・啓発	在宅要介護者などが自宅で必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる訪問歯科診療や、薬剤師が訪問して服薬指導や支援を行う訪問薬剤管理指導などの在宅医療サービスについて、歯科医師会や薬剤師会と連携し、普及・啓発を図っています。

★重点事業

事　業	内　容		
区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催	区民を対象としたシンポジウムや講演会を開催することにより、さらに多くの区民が在宅療養や在宅での看取りなどに関するイメージを持ち、自分のこととして考えてもらえるようにしていきます。		
３年間の事業目標（計画）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実
参考指標	・開催回数 ・参加者数		

ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の理解度

問　あなたは、「ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）」についてどの程度ご存知ですか。（○は１つ）

一般高齢者等（調査Ａ　問 37）

要介護・要支援認定者（調査Ｃ　問 25）

一般高齢者等、要介護・要支援認定者とも、「全く知らなかった」が過半数を超えています。

資料：中央区「高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」（令和４（2022）年度）

コラム No.10　ＡＣＰ（人生会議）

ＡＣＰとは、将来病気になったり介護が必要になったりしたときに備え、これまで大切にしてきたことや、これから誰とどのように過ごしたいか、希望する医療や介護のことなどについて、家族や大切な人、医療・介護関係者とともにあらかじめ考え、話し合うプロセスのことです。

命の危険が迫った状態になると、約 70%の方が医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。大切にしていること、どのような生活をしていきたいか、どんな介護を受けたいかなど共有していれば、いざという時も家族や周りの人たちは、本人の意向を尊重した「納得できる選択」をすることができます。

また、心身の状態に応じて気持ちや考えは変わることがあります。何度でも繰り返し考え、話し合うことが重要です。

東京都が作成した小冊子「わたしの思い手帳」は、ＡＣＰについて知ることができる小冊子です。実際に自分の思いや考えを書くことで実践できる「別冊 書き込み編」もあります。

詳しくは東京都のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

東京都ホームページ（ＡＣＰ普及啓発小冊子「わたしの思い手帳」）
(https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/zaitakuryouyou/acp_booklet.html)

↓

目標５ 介護

介護サービスの質の向上と人材の確保を推進します

【現状と課題】

介護サービスは、介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念としています。今後、全国的にも後期高齢者の割合がさらに高まり、介護サービスの需要が一層増加することが想定されます。こうした状況においても一人一人が適切なサービスを受けられることが重要であり、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を希望される方は多く、安心して自宅で生活ができるようサービス体制を整えていく必要があります。

介護が必要となった方の重度化を防止しつつ、自宅で介護サービス等を安心して受けるためには、介護事業所への実地指導や地域ケア会議を活用したケアマネジャーへの支援などにより、介護事業者等の質の向上を進めていくことが不可欠です。また、令和３年度介護報酬改定において、介護事業所には事業継続計画（ＢＣＰ）[14]の策定が義務づけられました。台風や豪雨、地震などの自然災害や感染症が発生した状況下においてもサービス提供の継続が求められることから、日頃から災害や感染症の発生を想定し備えておくことが大切になります。

介護人材の確保の点では人材の不足が顕在化しています。区の調査では 73.3%の事業所が、介護職員が不足していると回答しています。全国的に担い手となる現役世代の減少が見込まれており、介護人材を確保し定着させるための支援に一層取り組んでいく必要があります。あわせて、介護現場におけるＩＣＴの活用など介護現場の業務効率化を図っていくことも重要です。ＩＣＴの活用については、国の介護情報連携基盤整備の動向等を踏まえ、介護事業所等とともに効果的な活用を検討していく必要があります。

また、介護事業者への支援だけでなく、自宅で介護をしている家族等への支援も推進する必要があります。「介護離職ゼロ」を目指し、介護と仕事の両立を支援するためには、介護者の休息（レスパイト）[15]や情報交換、悩みの共有などを図る場の提供が求められます。介護者同士の交流会の開催やショートステイサービスの提供など、介護と仕事の両立を希望する介護者の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援を推進していくとともに、より多くの介護者にサービス情報が届くよう広く周知していくことが重要です。

---

14 事業継続計画（ＢＣＰ）：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画

15 レスパイト：介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院の受け入れを行い、介護者の負担軽減（息抜き）を目指す仕組み

【施策の方向性】

（１）介護サービスの質の向上

□自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプラン点検を推進し、介護事業所への実地指導を強化することで、より一層の給付の適正化を図っていきます。

□地域ケア会議（資質向上型・問題解決型）を通して、支援内容の改善やケアマネジャーをはじめとした専門職員の資質の向上を図っていきます。また、おとしより相談センターが地域のケアマネジャーの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々の能力が向上するよう支援していきます。

□学識経験者をはじめ、医療関係団体の構成員などで構成される介護保険地域密着型サービス運営委員会を開催し、区内外の地域密着型サービスについて検討・報告を行い、適切な運営を図っていきます。

□介護事業者が希望するテーマに沿った各種研修会の開催や事業者支援関連システム（ケア倶楽部）などを活用し「介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動を支援し、介護事業者の質の向上を図るとともに、相互の連携を強化していきます。

□近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症・災害発生時に介護事業者と連携を図るために、感染症・防災対策にかかる研修や訓練を実施していきます。

□介護相談員が定期的に介護施設へ訪問し、利用者や家族からの話を聞き、施設職員とも話をすることにより、利用者の不安を解消するとともに、介護施設のサービス向上を推進していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	介護給付の適正化 ★重点事業	ケアプランの内容について利用者の自立支援の観点から過不足なくサービスが提供されているか介護給付適正化指導調整専門員による点検を行っています。また、介護事業者の不正請求を防ぐため「介護給付費通知」を送付するなど、給付の適正化を図っています。
②	介護事業所への実地指導の実施	良質な介護サービスを提供するために、介護事業所を訪問しながら実地指導を実施し、人員・設備・運営等の基準を満たしているか、適正にサービスが提供されているかなど、介護事業所の運営等に関して指導・助言等を行っています。また、東京都と連携し、介護事業所の指導監督体制の充実を図っています。
③	地域ケア会議の開催	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型、問題解決型および資質向上型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及・啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。

	事　業	内　容
④	介護保険地域密着型サービスの適切な運営	介護保険地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営および介護事業者の公正・公平な指定を図るため、学識経験者、医療関係団体の構成員、介護事業者代表、福祉関係団体の構成員、被保険者代表等で構成する介護保険地域密着型サービス運営委員会を設置しています。
⑤	ケアマネジャーの支援	おとしより相談センターが地域のケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々のスキルアップを図ります。また、地域ケアマネジメント力の向上のため、その中心的な役割を担う主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の連携を支援しています。
⑥	介護事業者の支援	「介護保険サービス事業者連絡協議会」の主体的な運営を支援し、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携等さまざまなテーマの研修会を開催しています。また、同協議会会員向けに区から迅速な情報を提供したり、国や都などから発信される最新情報等を共有するため事業者支援関連システム（ケア倶楽部）を提供しています。研修参加率の向上やケア倶楽部の利用促進方法などを検討し、区と介護事業者間のさらなる連携強化を図っていきます。
⑦	介護事業者と連携した災害・感染症対策にかかる体制整備【再掲】	介護事業者向けに備蓄等の災害対策および感染症対策にかかる研修を実施するとともに、区と介護保険サービス事業者連絡協議会との間で締結している「要介護高齢者の安否確認等に関する協定書」の実効性を高めるため、災害発生を想定した実践的な訓練を実施するなど、より一層の支援体制整備に取り組んでいきます。
⑧	福祉サービス第三者評価受審費用の助成	介護事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、介護事業者の受審を促進しています。
⑨	介護相談員派遣事業	介護相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消を図っています。

★重点事業

事　業	内　容		
介護給付の適正化	専門員によるケアプラン点検の実施結果について、事業者連絡会や事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知・共有し、第６期中央区介護給付適正化計画に基づく適正化事業に積極的に取り組んでいきます。受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていきます。		
３年間の事業目標（計画） ＜ケアプラン点検実施件数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	20 件	22 件	24 件

（２）在宅生活を支えるサービスの充実

□中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」の周知を図り、利用を促進していきます。

□重度者をはじめとした要介護高齢者の自宅での生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知を図り、利用を促進していきます。

□入浴サービス、紙おむつの支給等の介護サービスの種類や量を補う区独自のサービスについては、サービス給付の現状分析やニーズに応じた見直しを行いながら、自宅での生活の継続を支援していきます。

□自立支援・重度化防止を推進するため、介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービスの提供体制を検討していきます。

□ショートステイを提供することで、要介護高齢者の心身機能の維持を図ります。無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急ショートステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「小規模多機能型居宅介護」の周知・利用促進	「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、区内３カ所の事業所（定員 79 人）の周知および利用促進を図っていきます。
②	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知・利用促進	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携して定期巡回および利用者からの連絡による随時の対応を提供する地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、周知および利用促進を図っていきます。
③	区独自の在宅サービスの提供	入浴サービス、理美容サービス、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護サービスの種類や量を補う区独自のサービスを提供しています。
④	リハビリテーション提供体制の検討	地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、介護事業所の数や利用率のデータなどを活用して地域の実態や課題の分析を進めていきます。
⑤	ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（８事業所 76 床）を提供しています。
⑥	緊急ショートステイサービスの提供【再掲】	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できる緊急ショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応しています。
⑦	介護老人保健施設「リハポート明石」のサービス拡充 ★重点事業	利用者の在宅復帰率向上や介護者の負担軽減を図るため、入所期間の延長および利用対象者の拡大を行います。

★重点事業

事　業	内　容		
介護老人保健施設「リハポート明石」のサービス拡充	利用者の在宅復帰率の向上や介護者の負担軽減を図るため、現在最大６カ月としている入所期間を最大 12 カ月まで延長するとともに、利用対象者の拡大を行います。		
３年間の事業目標（計画）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	充実	充実	充実

コラム No.11　福祉サービス第三者評価を活用しよう

○「利用者本位の福祉の実現」をめざして

東京都は、「利用者本位の福祉の実現」をめざして、平成 15 年から福祉サービス第三者評価を実施しています。福祉サービス第三者評価とは、事業者でもない、利用者でもない、第三者の多様な評価機関が事業者と契約し、専門的かつ客観的な立場からサービスの内容や質、事業者の経営や組織マネジメントの力等を評価するしくみです。利用者調査、職員自己評価、経営層の合議による評価、事業所への訪問調査等を経て、複数の評価者が合議して評価結果報告書を作成し、事業所にフィードバックした後、インターネットで公表します。

○「利用者への情報提供」と「事業者によるサービスの質の向上」

福祉サービス第三者評価は、利用者にも事業者にもメリットがあります。

利用者は、サービスや事業者を選択するときの情報として評価結果を活用することができます。

事業者にとっては、自分が実施しているサービスや組織のよい点・改善点をふりかえり、サービスの質の向上に向けた取組を進めることができ、事業の透明性を確保することにもつながります。

東京都、中央区ともに、福祉サービス第三者評価の受審を促進するため、受審費用の全部または一部を補助しています。

○利用者と事業者を結ぶハートをイメージしたロゴマーク

東京都福祉サービス第三者評価のロゴマークは、利用者と事業者を結ぶハートをイメージしてデザインされています。

事業所の玄関、受付、福祉サービス用自動車にロゴマーク入りのステッカーがあれば、第三者評価を受けた事業所であることがわかります。

福祉サービス第三者評価
東京都

※東京都福祉サービス第三者評価について詳しく知りたい方、評価結果を知りたい方は、とうきょう福祉ナビゲーション（通称：福ナビ）をご覧ください。

福ナビホームページ→

（３）介護人材の確保・育成・定着支援

□知識や経験の豊富な介護福祉士等の有資格者の確保や定着を図るため、介護事業所の雇用支援策を引き続き推進していきます。
□区内介護事業所における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職相談・面接会の開催などにより介護職員の確保・育成・定着につなげていきます。
□介護人材の確保に向けた国による処遇改善や国および都の復職・再就職の支援、働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備、介護ロボットの活用などを注視しつつ、人材不足への総合的な対策を推進していきます。
□区内介護事業所に対して、ＩＣＴ導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）の活用を促進するなど、介護現場の業務効率化を支援していきます。
□介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型サービスや住民主体のサービスについて、ニーズに応じられるよう、適切な基準やサービスのあり方を検討していきます。また、生活支援コーディネーターと連携し、生活支援体制の充実を図っていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	介護職合同就職相談・面接会 ★重点事業	ハローワーク飯田橋および東京都福祉人材センターの協力により、相談・面接会に参加する区内介護事業所の企業ＰＲと就職相談および採用面接を同日に行う合同就職相談・面接会を開催しています。
②	介護人材確保支援事業 ★重点事業	介護職への就労希望者に対し、介護職初任者研修およびキャリアカウンセリングなどの就職対策研修を実施するとともに、区内介護事業所に対しても、就労希望者の受入れをサポートし、その上で、両者をマッチングさせることで、事業所が介護職への就労希望者を雇用できるよう支援しています。就業後も定着支援のためのフォローを行いながら、離職者には再度、事業所情報を提供するなど再就職につなげています。
③	介護事業所の雇用・育成支援	東京都が実施している介護人材の確保・育成・定着に向けた総合的な取組の周知啓発を行っています。また、外国人介護人材の受入れ環境整備および職場環境の改善などへの東京都の支援事業を事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で周知しています。
④	ＩＣＴの利用促進	区内介護事業所に対して、助成制度を活用しＩＣＴ導入を働きかけるとともに、事業者支援関連システム（ケア倶楽部）で情報を共有することで、ペーパーレス化を進めるなど、介護現場の業務効率化を図ります。
⑤	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における担い手の育成支援	区独自で緩和した人員基準による予防生活援助サービスの従事者研修について、区ホームページや区施設でのチラシ配布など周知に積極的に取り組み、実施することで総合事業の担い手となりたい人の発掘・育成を支援します。

	事　業	内　容
⑥	生活支援コーディネーターによる取組の充実 （住民参加による支え合いの体制づくり）【再掲】	「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者に対する生活支援・介護予防サービスの充実を図り、高齢者が孤立せず地域で支え合える体制づくりを推進しています。
⑦	地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用（住民参加による支え合いの体制づくり）【再掲】	「生活支援コーディネーター」や関係機関等が定期的に情報共有および連携強化等を目的とした協議体を開催し、地域の支え合いの体制づくりに活用していきます。また、転入等により新しい地域で暮らす高齢者が地域とつながるきっかけづくりなど協議体で出された課題の解決に向けて取り組んでいます。

★重点事業

事　業	内　容		
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施 （介護職合同就職相談・面接会および介護人材確保支援事業）	区内介護事業所における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加え、介護事業所に就職するまでをあっせんする介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職相談・面接会の開催などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげていきます。		
３年間の事業目標 （計画） ＜雇用人数＞	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	30 人	35 人	40 人
参考指標	・参加者数　・参加事業者数		

コラム No.12　介護人材の確保・育成・定着支援のさまざまな取組

〇介護人材の確保の取組み

中央区では、介護人材確保支援事業として介護職への就労を希望する方を対象に、介護職初任者研修や介護職のためのビジネスマナー等の研修を実施し、区内介護サービス事業所とマッチングを行っています。年々、就職者は増加しており、事業を開始した平成 30 年度からの就職者総数は 53 人です。事業利用者の１年後の離職率も２割程度を維持し、介護職員の不足解消に寄与しています。

また、区内介護サービス事業所が求職者と採用面接を行う介護職合同就職相談・面接会を年１回開催しています。

〇人材育成と定着支援のための研修の実施

介護保険サービスの質のさらなる向上及び介護保険事業の円滑な運営を図るため、中央区では、介護保険サービス事業者連絡協議会の会員を対象にスキルアップ研修を実施しています。

なお、令和３年度からは新型コロナウイルス感染症対策のため一定期間での動画配信（各回 30～60 分）により行っており、自身の都合に合わせて受講できる点が好評です。（参加無料）

年度	主なテーマ（対象）
令和５年度 ６回	〇介護現場におけるコミュニケーションスキル（全連絡会） 〇特定疾病とその対応について理解を深める（全連絡会）
令和４年度 ９回	〇待ったなし、ＢＣＰ（事業継続計画）～策定義務化と策定に向けて～（全連絡会） 〇通所系サービスに求められる LIFE 活用と機能訓練（通所サービス連絡会）
令和３年度 ９回	〇栄養改善から自立支援を考える（訪問介護・訪問入浴連絡会） 〇伝わるコミュニケーション～担当者会議等円滑に進めるために～（居宅介護支援連絡会）

コラム No.13　介護人材の確保・育成・定着支援のさまざまな取組

介護現場での人材不足の解消や、介護職員の働き方改革の推進のために、介護ロボットの導入が注目されています。介護者の負担軽減や、利用者の自立支援に役立つ様々なロボットが開発され、一部の区内事業所でも活用されています。

○介護職員を支援するロボット

☆マッスルスーツ

介助者のパワーアシストを行う、装着型の機器。ベッドから車いす間等の移動作業時の介護職員の腰への負担を軽減させる効果があります。

☆見守り支援

センサーを用いて、利用者の動作や睡眠状態の把握ができます。介護職員がすぐに異変に気づくことができるほか、健康管理に役立ちます。

○介護や支援される人を助けるロボット

☆歩行支援ロボット

動作のアシストだけではなく、人の運動リズムを検知してタイミングを合わせて支援することで、自然で活発な歩行に改善するための機器です。転倒防止や歩行補助に役立ちます。

☆コミュニケーションロボット

人型や動物型のロボットに話しかけたり、触れたりすると反応を返してくれるロボットです。集団でのレクリエーションや利用者の話し相手として活用されています。

◆区内介護事業所にて撮影

（４）家族介護者等への支援

□特別養護老人ホームの人材や施設の設備、福祉用具等を活用した「介護者教室・交流会」の開催等により、家族介護者等への支援の充実を図ります。
□「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護に対する備えや介護離職防止などに関する講座等の情報について、介護者支援を行う介護支援専門員や就労している介護者、区内企業等に積極的に発信していきます。
□身近な相談機関であるおとしより相談センターに、家族等が介護の悩みや不安などを気軽に相談できるよう、周知および啓発を図ります。
□高齢者本人や家族等が希望に沿った介護事業者を見つけられるよう、介護事業者情報検索システム（けあプロ・ＮＡＶＩ）等により、介護事業者情報を提供していきます。
□地域のレスパイト拠点としての機能をもつショートステイを提供することで、介護をしている家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	「介護者教室・交流会」の開催 ★重点事業	介護する家族等を対象に、介護の知識・技術の習得を支援するとともに、介護者が抱える悩みの共有や情報交換の場を提供しています。開催形式については、オンライン配信も併用するなど、工夫していきます。
②	就労介護者等を対象とした支援	家族の介護をしている方を対象に、介護に対する備えや介護離職防止などに関する講座を開催することで、仕事と介護の両立を支援します。
③	介護事業者情報の提供	区ホームページから参照できる介護事業者情報検索システム（けあプロ・ＮＡＶＩ）を導入し、高齢者本人や家族等が、居住地域やサービスの種類など希望にあった介護事業者を検索できるよう支援しています。
④	おとしより介護応援手当	在宅で生活している寝たきりまたは認知症の高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活を支援しています。
⑤	介護者慰労事業	寝たきりや認知症の高齢者を日常、在宅で介護している家族に、食事・マッサージ共通券や旅行券を支給しています。
⑥	ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）サービスの提供【再掲】	在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、特別養護老人ホーム等に短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（８事業所 76 床）を提供しています。
⑦	緊急ショートステイサービスの提供【再掲】	介護者の急病、心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な時に利用できる緊急ショートステイサービスを提供し、医療ニーズのある方にも対応しています。

★重点事業

事　業	内　容		
「介護者教室・交流会」の開催	介護者等を対象に介護の知識や技術に関する教室を年６回開催します。また、介護に関する悩みの共有や情報交換の場として開催している交流会について、コロナ禍では休止していましたが、再開します。		
３年間の事業目標（計画）	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
	開催	充実	充実

今後力を入れるべき高齢者福施策（調査Ｃ）

問 40　住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思いますか。【複数回答、上位５位】

今回調査（N=2,092）

〇ひとり暮らし高齢者への支援とあわせて、家族の介護負担を軽減するための施策の充実が上位になっている。

資料：中央区「高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」（令和４（2022）年度）

目標６ 住まい

安心して生活できる住まいの確保を支援します

【現状と課題】

区の調査では、要介護状態になった場合でも「自宅で暮らしたい」との希望が多数ある一方、高齢者向け住宅や特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホームへの入居や入所の希望も一定の割合を占めており、介護期の多様な住宅ニーズがみられる結果となっています。さらに、住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で本区が力を入れていくべきものとして、「特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の整備の促進」が約 40%、「サービス付き高齢者向け住宅の整備の促進」が 20～30%台と、介護が必要になった場合を含む高齢者向けの住まいの整備への要望が一定数を占めています。

これらのことから、現在の住まいに改修等を行いながら住環境を整えていくことができるサービスの充実を図るとともに、ライフステージやライフスタイルに合わせ、高齢者が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して住み続けられるような住まいを選択・確保できるようにすることが求められていると言えます。

住宅・住環境施策の方向性を示した「中央区住宅マスタープラン」でも、高齢者に対応した住宅の確保、住宅セーフティネット機能の充実などを施策の柱とし、誰もが安心して住み続けられる魅力的な都心居住環境の整備を推進していくとしています。

これまでも、本区はシルバーピア[16]などの区立住宅、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備促進を図ってきました。また、一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットである認知症高齢者グループホームや、在宅介護が困難になった高齢者のための特別養護老人ホーム、在宅介護を支えるために「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所やショートステイを整備してきたところです。

今後は人口動向や区民ニーズ、各施設の利用率を的確に見極めながら、再開発や区施設の改築の機会を捉えた住宅の確保や施設の整備を推進するなど、高齢者が安心して住み続けられるまちの実現に向け、総合的に住環境や生活環境の整備を推進していくことが重要です。

16 シルバーピア：高齢者が安全で快適な日常生活ができるように配慮された住宅

【施策の方向性】

（１）施設サービスの充実

□サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の住まいの確保について、現在の利用状況、高齢者人口および需要の推移を踏まえて開発事業者等に働きかけを行い、ニーズに応じた供給誘導を促進していきます。

□一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットである認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備については民間事業者による整備を誘導していきます。

□施設運営にあたっては、入所者が安心して利用できるよう、感染症対策等において適切な対応に努めていきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	シルバーピア等の供給	住まいに困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立・区営住宅、借上住宅の管理運営をしています。とりわけ、高齢者に対しては、その特性に配慮し自立した生活を支援するため、安全で利便性の高い構造や設備を備え、生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置した住宅（シルバーピア）の管理運営をしています。
②	サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導	土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安全・安心に生活できるよう配慮したサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導しています。
③	認知症高齢者グループホーム等の供給誘導	認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービスについては、各施設の利用状況や入所申込状況を見極めながら、民間事業者の供給を誘導しています。
④	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等の促進	東京都や住宅関連団体等と連携して、賃貸住宅の家主に対して、住宅確保要配慮者（高齢者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方）向け賃貸住宅登録制度の情報提供を行うとともに、住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅へ入居ができるよう、情報登録閲覧制度により広く情報提供を行っています。

（２）快適な住まいと住環境を確保するための支援

□家族構成や身体状況の変化に伴い、住まいの住み替えが必要となる場合などにおいて、自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、賃貸住宅の住み替えを支援していきます。

□介護保険では提供されない住宅設備改善費の助成や専用機器の設置による居住支援により、在宅生活の継続を支える暮らしやすい居住環境の整備を支援していきます。

【主な事業】

	事　業	内　容
①	住み替え相談	自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、（公社）東京都宅地建物取引業協会の協力を得て、民間賃貸住宅への住み替えや公共住宅についての案内などを行っています。
②	高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進	身元引受人や連帯保証人が見つからない高齢者等のための「あんしん居住制度」および「家賃債務保証制度」の活用促進を図るため、制度を利用した場合の一部費用を助成しています。
③	住宅設備改善給付	在宅生活を支援するため、介護予防や自立支援の観点から、転倒予防や介護の軽減につながる住宅改修（手すりの取付やトイレの洋式化等）を必要とする場合の住宅設備改善費の給付を行っています。また、身体の状態に合った住宅設備改善を実施するため、専門家による相談や助言を行います。
④	緊急通報システムの設置	一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報機器を設置しています。急病などの緊急時にボタン一つで民間事業者の受信センターに通報され、警備会社の現場派遣員と消防による救助を受けることができるサービスを提供しています。
⑤	家具類転倒防止器具の設置【再掲】	緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、地震による家具類の転倒を防止するため、器具を取り付けるサービスを提供しています。
⑥	耐震補強等のための支援	耐震補強など住宅の修繕をしようとする方が必要な資金を調達することが困難な場合、融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんしています。

＜参考＞高齢者のための住まい（住宅・施設）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>名称</th><th>概要</th><th>介護サービス</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">住宅</td><td>サービス付き高齢者向け住宅</td><td>バリアフリー化され、安否確認・緊急時対応・生活相談サービス等の付いた住宅として、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県等に登録された住宅。収入に応じて家賃減額を受けられる住宅もある。有料老人ホームに該当するものは特定施設入居者生活介護の指定を受けられる</td><td>外部の介護サービスを利用又はスタッフにより提供（特定施設入居者生活介護の場合）</td></tr>
<tr><td>東京都高齢者向け優良賃貸住宅</td><td>バリアフリー化され、安否確認・緊急時対応サービスの付いた住宅として、旧「高齢者の居住の安定確保に関する法律」等に基づき、都に供給計画の認定を受けた住宅。収入に応じて家賃減額を受けられる住宅もある</td><td rowspan="4">外部の介護サービスを利用</td></tr>
<tr><td>高齢者向けの優良な賃貸住宅等</td><td>バリアフリー化され、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、国の補助等を受けて整備された住宅及び高齢者の移動等に伴う転倒防止等に配慮した住宅。収入に応じて家賃減額を受けられる。都市再生機構が管理している</td></tr>
<tr><td>シルバーピア（シルバーハウジング）</td><td>バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービスの付いた住宅として、都に認定された住宅。収入に応じて家賃減額を受けられる住宅もある</td></tr>
<tr><td>住宅確保要配慮者向け住宅</td><td>住宅セーフティネット法に基づく一定の基準を満たす高齢者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県等に登録された住宅</td></tr>
<tr><td rowspan="12">施設</td><td rowspan="4">介護保険施設</td><td>特別養護老人ホーム</td><td>常時介護が必要で家庭での生活が困難な方が、介護や身の回りの世話を受けながら生活する施設</td><td rowspan="4">施設スタッフにより介護サービス提供</td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設</td><td>病状が安定し、病院から退院した方などが、リハビリテーションを中心とする医療的ケアと介護を受ける施設</td></tr>
<tr><td>介護医療院</td><td>「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設</td></tr>
<tr><td>介護療養型医療施設</td><td>比較的長期にわたって療養が必要な方が入院して、療養上の管理や介護を受ける施設</td></tr>
<tr><td rowspan="8">その他</td><td>養護老人ホーム</td><td>環境上の理由と経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が区等の措置により入所し、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行う</td><td rowspan="3">外部の介護サービスを利用
又はスタッフにより提供（特定施設入居者生活介護の場合）</td></tr>
<tr><td>軽費老人ホーム（ケアハウス）</td><td>収入に応じて低額な費用で日常生活上必要なサービスを受けながら、自立した生活を送ることができる</td></tr>
<tr><td>都市型軽費老人ホーム</td><td>居室面積要件等の施設基準を緩和した軽費老人ホーム</td></tr>
<tr><td>介護付有料老人ホーム</td><td>特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム。元気な方も入居可能なものや、入居を介護が必要な方に限るものがあるなど、様々なタイプがある</td><td>施設スタッフにより介護サービス提供</td></tr>
<tr><td>住宅型有料老人ホーム</td><td>食事等の日常生活上のサービスは付くが、介護サービスは別契約で外部の事業所を利用する有料老人ホーム</td><td>外部の介護サービスを利用</td></tr>
<tr><td>健康型有料老人ホーム</td><td>食事等の日常生活上のサービスが付いた有料老人ホーム。介護が必要になると原則として退去しなければならない</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>認知症高齢者が、5～9人で、家庭的な雰囲気のもとで介護や身の回りの世話を受けながら共同生活を送る住まい</td><td>施設スタッフによる介護サービス</td></tr>
</table>

※施設のうち「その他」に該当するもので提供される介護サービスは、介護保険制度上、居宅サービス又は地域密着型サービスとなり、在宅で受けるサービスという位置付けになります。

出典：東京都高齢者の居住安定確保プラン（令和3年度～令和8年度）

日常生活圏域における高齢者関係施設等の位置図

区内の介護施設等一覧

区　分		地　域	施設・事業所等	定員等	備考
施設・居住系サービス	特別養護老人ホーム			280	
	1	京　橋	マイホーム新川	80	
	2	京　橋	新とみ	40	
	3	月　島	マイホームはるみ	106	
	4	月　島	晴海苑	54	
	介護老人保健施設			80	
	1	京　橋	リハポート明石	80	
	地域密着型特別養護老人ホーム			87	
	5	京　橋	特別養護老人ホーム　わとなーる桜川	29	
	6	日本橋	ケアサポートセンター十思	29	
	7	月　島	ケアサポートセンターつきしま	29	
	認知症高齢者グループホーム			81	
	1	京　橋	優っくりグループホーム中央湊	18	
	2	京　橋	グループホームロンジェ	18	
	3	日本橋	グループホーム人形町	18	
	4	月　島	グループホームあいおい	18	
	5	月　島	グループホーム晴海苑	9	
	特定施設（介護付き有料老人ホーム等）			503	
	1	京　橋	ＯＮＯＤＥＲＡナーシングヴィラ京橋	65	介護専用型
	2	日本橋	グッドタイムナーシングホーム・日本橋	87	混合型
	3	月　島	サンシティ銀座EAST	100	混合型
	4	月　島	ケアハウスあいおい（要介護棟）	48	混合型※軽費老人ホーム
	5	月　島	ニチイホーム勝どき	100	混合型
	6	月　島	グランクレール HARUMIFLAG ケアレジデンス	50	混合型　※サ高住
	7	月　島	ドーミー月島駅前	53	混合型
在宅サービス	小規模多機能型居宅介護			79	
	1	京　橋	優っくり小規模多機能介護中央湊	25	宿泊定員７人
	2	日本橋	小規模多機能型居宅介護十思	25	宿泊定員９人
	3	月　島	ココファン勝どき	29	宿泊定員７人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			－	
	1	月　島	定期巡回ステーションあいおい	－	
	夜間対応型訪問介護			－	
	1	京　橋	新川訪問介護ステーション	－	
	認知症対応型通所介護			36	
	1	京　橋	高齢者在宅サービスセンターマイホーム新川	12	
	2	月　島	高齢者在宅サービスセンターマイホームはるみ	12	
	3	月　島	デイサービスセンター晴海苑	12	
	短期入所生活介護（ショートステイ）			65	
	1	京　橋	マイホーム新川	8	
	2	京　橋	新とみ	6	
	3	京　橋	ショートステイ　わとなーる桜川	8	
	4	日本橋	ケアサポートセンター十思	8	
	5	月　島	マイホームはるみ	11	
	6	月　島	晴海苑	9	
	7	月　島	ケアサポートセンターつきしま	6	
	短期入所療養介護（ショートステイ）			20	
	1	京　橋	リハポート明石	20	

区内の高齢者向け住宅一覧

区分		地　域	住宅名	戸数	備考
区立高齢者住宅（シルバーピア）				82	
	1	京　橋	築地あかつき高齢者住宅	23	
	2	日本橋	堀留町高齢者住宅	30	
	3	月　島	晴海ガーデンコート	29	
高齢者向け優良賃貸住宅				75	
	1	京　橋	こもれび銀座一丁目	31	
	2	日本橋	パークビュー浜町	13	
	3	日本橋	Y・S日本橋浜町	17	
	4	月　島	イヨシ８８	14	
サービス付き高齢者向け住宅				254	
	①	月　島	ココファン勝どき	34	
	②	月　島	グランドマスト勝どき	62	
	③	月　島	グランクレールHARUMIFLAGシニアレジデンス	158	
ケアハウス（軽費老人ホーム）				32	
	1	月　島	ケアハウスあいおい(自立棟)	32	

第４章　介護保険サービス等の実績と見込み

１　介護保険サービス量等の見込み

（１）サービス量等推計および保険料決定の流れ

計画期間における介護サービス量および給付費等の見込みについては、国の示した推計手法に従い、人口推計、要介護・要支援認定者数や給付実績をもとに推計します。

1　被保険者数および要介護・要支援認定者数の推計

過去の出生率や転出入による移動人口の割合、一定規模以上の新規住宅開発などの要因を加味した区の人口推計に基づき、第９期期間（令和６(2024)年度～令和８(2026)年度）の被保険者数を推計する。推計した被保険者数と第８期期間中の要介護認定率の状況から、要介護・要支援認定者数を推計する。

2　サービス量の推計

１で推計した要介護・要支援認定者数と、第８期期間のサービス利用状況を用いてサービス利用者数を自然体推計し、介護サービス量を踏まえてサービス利用者数を推計する。

3　地域支援事業量の推計

過去の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業の実績に基づき、地域支援事業費を推計する。

4　介護保険給付費の推計

２のサービス量の推計と３の地域支援事業量の推計をもとに、第９期に必要な介護（予防）給付費を推計する。また、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等のその他の給付費および過去の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業の実績に基づき、介護保険給付費を推計する。

5　介護保険料基準額および所得段階別保険料の設定

第９期期間の介護保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計および国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、第９期の介護保険料基準額および保険料段階を設定する。

※推計にあたっては、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用いています。
※新型コロナウイルス感染症による影響があるサービスについては、過去の実績をもとに適切に推計しています。

（２）第１号被保険者数および要介護・要支援認定者数の実績と見込み

ア　第１号被保険者数

第１号被保険者数をみると、令和３年度はほぼ想定どおりでしたが、令和４年度と令和５年度は計画と比べて想定より低い結果でした。

第１号被保険者数は、人口推計では高齢者人口の増加が見込まれていることから第９期も増加傾向としました。令和８（2026）年度には令和５（2023）年度の 1.06 倍となる見込みです。特に後期高齢者である 75 歳以上は、令和８（2026）年度には令和５（2023）年度の 1.1 倍まで増加することが見込まれます。

図表１　第１号被保険者数の実績と見込み

			実績			見込			
			令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和６年度 (2024年)	令和７年度 (2025年)	令和８年度 (2026年)	令和22年度 (2040年)
第１号被保険者数		計画値	**25,775人**	**26,284人**	**27,216人**	**26,355人**	**27,115人**	**27,638人**	**39,264人**
		実績値	**25,517人**	**25,732人**	**25,983人**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**99.0%**	**97.9%**	**95.5%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	65～74歳	計画値	12,574人	12,357人	12,445人	11,716人	11,832人	12,058人	20,627人
		実績値	12,333人	11,986人	11,765人	－	－	－	－
		計画比	98.1%	97.0%	94.5%	－	－	－	－
	75歳以上	計画値	13,201人	13,927人	14,771人	14,639人	15,283人	15,580人	18,637人
		実績値	13,184人	13,746人	14,218人	－	－	－	－
		計画比	99.9%	98.7%	96.3%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（各年９月末、令和５年度のみ６月末）、
令和６（2024）年度以降は区推計資料

イ　要介護・要支援認定者数

第８期の要介護・要支援認定者数をみると、いずれの年度もほぼ想定どおりでした。これらの状況を踏まえ、高齢者人口の増加とともに要介護・要支援認定者数は増える傾向にあることから、令和８（2026）年度には令和５（2023）年度実績値の 1.1 倍と見込みました。

図表２　要介護・要支援認定者数の実績と見込み

			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
認定者数		計画値	**5,404人**	**5,570人**	**5,807人**	**6,178人**	**6,253人**	**6,395人**	**8,713人**
		実績値	**5,361人**	**5,528人**	**5,670人**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**99.2%**	**99.2%**	**97.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	要支援１	計画値	807人	833人	869人	944人	950人	965人	1,296人
		実績値	766人	804人	856人	－	－	－	－
		計画比	94.9%	96.5%	98.5%	－	－	－	－
	要支援２	計画値	640人	656人	686人	708人	734人	747人	1,016人
		実績値	625人	649人	647人	－	－	－	－
		計画比	97.7%	98.9%	94.3%	－	－	－	－
	（要支援者計）	計画値	**1,447人**	**1,489人**	**1,555人**	**1,652人**	**1,684人**	**1,712人**	**2,312人**
		実績値	**1,391人**	**1,453人**	**1,503人**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**96.1%**	**97.6%**	**96.7%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	要介護１	計画値	1,119人	1,154人	1,204人	1,317人	1,364人	1,394人	1,893人
		実績値	1,125人	1,188人	1,195人	－	－	－	－
		計画比	100.5%	102.9%	99.3%	－	－	－	－
	要介護２	計画値	875人	902人	941人	1,026人	1,029人	1,056人	1,448人
		実績値	896人	908人	950人	－	－	－	－
		計画比	102.4%	100.7%	101.0%	－	－	－	－
	要介護３	計画値	776人	801人	835人	932人	935人	963人	1,327人
		実績値	810人	819人	856人	－	－	－	－
		計画比	104.4%	102.2%	102.5%	－	－	－	－
	要介護４	計画値	686人	707人	734人	696人	670人	681人	924人
		実績値	681人	674人	664人	－	－	－	－
		計画比	99.3%	95.3%	90.5%	－	－	－	－
	要介護５	計画値	501人	517人	538人	555人	571人	589人	809人
		実績値	458人	486人	502人	－	－	－	－
		計画比	91.4%	94.0%	93.3%	－	－	－	－
	（要介護者計）	計画値	**3,957人**	**4,081人**	**4,252人**	**4,526人**	**4,569人**	**4,683人**	**6,401人**
		実績値	**3,970人**	**4,075人**	**4,167人**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**100.3%**	**99.9%**	**98.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（各年９月末、令和５年度のみ６月末）、
　令和６（2024）年度以降は区推計資料
※要介護・要支援認定者数は、第２号被保険者も含む

（３）介護保険サービスの実績と見込み

ア　居宅サービス

図表３　居宅サービスの実績と見込み（１）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
訪問介護	回／月	計画値	**19,533**	**20,576**	**21,718**	**25,529**	**26,575**	**27,484**	**36,398**
		実績値	**19,784**	**21,466**	**23,293**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**101.3%**	**104.3%**	**107.3%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**983**	**1,033**	**1,083**	**1,230**	**1,278**	**1,317**	**1,766**
		実績値	**1,040**	**1,068**	**1,137**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**105.8%**	**103.4%**	**105.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**
訪問入浴介護（介護予防含む）	回／月	計画値	**379**	**401**	**421**	**421**	**435**	**455**	**591**
		実績値	**312**	**317**	**367**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**82.3%**	**79.1%**	**87.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**69**	**72**	**76**	**85**	**88**	**92**	**120**
		実績値	**68**	**70**	**78**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**98.6%**	**97.2%**	**102.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
訪問入浴介護	回／月	計画値	379	401	421	421	435	455	591
		実績値	312	317	367	－	－	－	－
		計画比	82.3%	79.1%	87.2%	－	－	－	－
	人／月	計画値	69	72	76	85	88	92	120
		実績値	68	70	78	－	－	－	－
		計画比	98.6%	97.2%	102.6%	－	－	－	－
介護予防訪問入浴介護	回／月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－
	人／月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
　令和６（2024）年度以降は区推計資料

図表４　居宅サービスの実績と見込み（２）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
訪問看護（介護予防含む）	回／月	計画値	**13,062**	**13,275**	**13,937**	**16,256**	**16,899**	**17,430**	**23,353**
		実績値	**13,140**	**13,550**	**15,216**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**100.6%**	**102.1%**	**109.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**1,095**	**1,114**	**1,169**	**1,402**	**1,457**	**1,501**	**2,015**
		実績値	**1,165**	**1,207**	**1,305**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**106.4%**	**108.3%**	**111.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
訪問看護	回／月	計画値	11,749	11,934	12,531	15,464	16,080	16,598	22,228
		実績値	12,238	12,825	14,477	－	－	－	－
		計画比	104.2%	107.5%	115.5%	－	－	－	－
	人／月	計画値	954	970	1,018	1,277	1,328	1,370	1,838
		実績値	1,030	1,087	1,192	－	－	－	－
		計画比	108.0%	112.1%	117.1%	－	－	－	－
介護予防訪問看護	回／月	計画値	1,313	1,341	1,406	792	819	832	1,125
		実績値	902	725	739	－	－	－	－
		計画比	68.7%	54.1%	52.6%	－	－	－	－
	人／月	計画値	141	144	151	125	129	131	177
		実績値	135	120	113	－	－	－	－
		計画比	95.7%	83.3%	74.8%	－	－	－	－
訪問リハビリテーション（介護予防含む）	回／月	計画値	**708**	**761**	**832**	**391**	**409**	**409**	**566**
		実績値	**356**	**328**	**336**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**50.3%**	**43.1%**	**40.4%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**57**	**61**	**67**	**39**	**41**	**41**	**57**
		実績値	**30**	**28**	**35**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**52.6%**	**45.9%**	**52.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
訪問リハビリテーション	回／月	計画値	659	712	765	344	362	362	495
		実績値	334	306	311	－	－	－	－
		計画比	50.7%	43.0%	40.7%	－	－	－	－
	人／月	計画値	52	56	60	31	33	33	45
		実績値	27	25	30	－	－	－	－
		計画比	51.9%	44.6%	50.0%	－	－	－	－
介護予防訪問リハビリテーション	回／月	計画値	49	49	67	47	47	47	71
		実績値	22	22	25	－	－	－	－
		計画比	44.9%	44.9%	37.3%	－	－	－	－
	人／月	計画値	5	5	7	8	8	8	12
		実績値	3	3	5	－	－	－	－
		計画比	60.0%	60.0%	71.4%	－	－	－	－
居宅療養管理指導（介護予防含む）	人／月	計画値	**1,207**	**1,221**	**1,284**	**1,575**	**1,638**	**1,690**	**2,254**
		実績値	**1,256**	**1,342**	**1,447**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**104.1%**	**109.9%**	**112.7%**	**－**	**－**	**－**	**－**
居宅療養管理指導	人／月	計画値	1,135	1,147	1,207	1,479	1,539	1,590	2,118
		実績値	1,187	1,273	1,362	－	－	－	－
		計画比	104.6%	111.0%	112.8%	－	－	－	－
介護予防居宅療養管理指導	人／月	計画値	72	74	77	96	99	100	136
		実績値	69	69	85	－	－	－	－
		計画比	95.8%	93.2%	110.4%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）
　令和６（2024）年度以降は区推計資料

図表５　居宅サービスの実績と見込み（３）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
通所介護	回／月	計画値	**6,601**	**6,655**	**6,898**	**8,048**	**8,381**	**8,639**	**11,608**
		実績値	**6,146**	**6,444**	**7,433**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**93.1%**	**96.8%**	**107.8%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**687**	**692**	**716**	**853**	**889**	**916**	**1,232**
		実績値	**653**	**687**	**803**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**95.1%**	**99.3%**	**112.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
通所リハビリテーション（介護予防含む）	人／月	計画値	**102**	**104**	**109**	**114**	**119**	**121**	**164**
		実績値	**94**	**92**	**105**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**92.2%**	**88.5%**	**96.3%**	**－**	**－**	**－**	**－**
通所リハビリテーション	回／月	計画値	588	601	623	701	730	745	1,013
		実績値	511	509	607	－	－	－	－
		計画比	86.9%	84.7%	97.4%	－	－	－	－
	人／月	計画値	80	82	85	94	98	100	136
		実績値	75	72	86	－	－	－	－
		計画比	93.8%	87.8%	101.2%	－	－	－	－
介護予防通所リハビリテーション	人／月	計画値	22	22	24	20	21	21	28
		実績値	19	20	19	－	－	－	－
		計画比	86.4%	90.9%	79.2%	－	－	－	－
短期入所生活介護（介護予防含む）	日／月	計画値	**1,754**	**1,886**	**2,065**	**2,196**	**2,282**	**2,385**	**3,107**
		実績値	**1,665**	**1,702**	**1,917**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**94.9%**	**90.2%**	**92.8%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**195**	**209**	**226**	**213**	**221**	**230**	**304**
		実績値	**174**	**191**	**198**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**89.2%**	**91.4%**	**87.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
短期入所生活介護	日／月	計画値	1,750	1,882	2,061	2,190	2,276	2,379	3,101
		実績値	1,658	1,693	1,911	－	－	－	－
		計画比	94.7%	90.0%	92.7%	－	－	－	－
	人／月	計画値	194	208	225	211	219	228	301
		実績値	173	188	197	－	－	－	－
		計画比	89.2%	90.4%	87.6%	－	－	－	－
介護予防短期入所生活介護	日／月	計画値	4	4	4	6	6	6	6
		実績値	7	9	6	－	－	－	－
		計画比	175.0%	225.0%	150.0%	－	－	－	－
	人／月	計画値	1	1	1	2	2	2	3
		実績値	1	3	1	－	－	－	－
		計画比	100.0%	300.0%	100.0%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
令和６（2024）年度以降は区推計資料

図表６　居宅サービスの実績と見込み（４）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
短期入所療養介護（介護予防含む）	日／月	計画値	**179**	**251**	**300**	**265**	**265**	**265**	**332**
		実績値	**255**	**236**	**263**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**142.5%**	**94.0%**	**87.7%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**19**	**25**	**30**	**22**	**22**	**22**	**30**
		実績値	**23**	**21**	**22**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**121.1%**	**84.0%**	**73.3%**	**－**	**－**	**－**	**－**
短期入所療養介護	日／月	計画値	177	247	294	265	265	265	332
		実績値	253	236	263	－	－	－	－
		計画比	142.9%	95.5%	89.5%	－	－	－	－
	人／月	計画値	18	24	28	22	22	22	30
		実績値	23	21	22	－	－	－	－
		計画比	127.8%	87.5%	78.6%	－	－	－	－
介護予防短期入所療養介護	日／月	計画値	2	4	6	0	0	0	0
		実績値	2	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－
	人／月	計画値	1	1	2	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－
福祉用具貸与（介護予防含む）	人／月	計画値	**1,779**	**1,812**	**1,900**	**2,216**	**2,303**	**2,369**	**3,179**
		実績値	**1,857**	**1,939**	**2,043**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**104.4%**	**107.0%**	**107.5%**	**－**	**－**	**－**	**－**
福祉用具貸与	人／月	計画値	1,494	1,520	1,595	1,889	1,967	2,027	2,717
		実績値	1,589	1,652	1,747	－	－	－	－
		計画比	106.4%	108.7%	109.5%	－	－	－	－
介護予防福祉用具貸与	人／月	計画値	285	292	305	327	336	342	462
		実績値	268	287	296	－	－	－	－
		計画比	94.0%	98.3%	97.0%	－	－	－	－
特定福祉用具購入費（介護予防含む）	人／月	計画値	**28**	**30**	**32**	**54**	**54**	**56**	**75**
		実績値	**32**	**31**	**46**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**114.3%**	**103.3%**	**143.8%**	**－**	**－**	**－**	**－**
特定福祉用具購入費	人／月	計画値	24	26	27	44	44	46	62
		実績値	28	25	41	－	－	－	－
		計画比	116.7%	96.2%	151.9%	－	－	－	－
特定介護予防福祉用具購入費	人／月	計画値	4	4	5	10	10	10	13
		実績値	4	6	5	－	－	－	－
		計画比	100.0%	150.0%	100.0%	－	－	－	－
住宅改修費（介護予防含む）	人／月	計画値	**20**	**21**	**21**	**17**	**17**	**17**	**24**
		実績値	**15**	**16**	**15**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**75.0%**	**76.2%**	**71.4%**	**－**	**－**	**－**	**－**
住宅改修費	人／月	計画値	15	16	16	13	13	13	18
		実績値	11	12	10	－	－	－	－
		計画比	73.3%	75.0%	62.5%	－	－	－	－
介護予防住宅改修費	人／月	計画値	5	5	5	4	4	4	6
		実績値	4	4	5	－	－	－	－
		計画比	80.0%	80.0%	100.0%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
令和６（2024）年度以降は区推計資料

図表７　居宅サービスの実績と見込み（５）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
居宅介護支援（介護予防含む）	人／月	計画値	**2,553**	**2,600**	**2,724**	**3,024**	**3,138**	**3,225**	**4,340**
		実績値	**2,610**	**2,666**	**2,796**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**102.2%**	**102.5%**	**102.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
居宅介護支援	人／月	計画値	2,155	2,192	2,297	2,624	2,727	2,807	3,775
		実績値	2,231	2,292	2,430	－	－	－	－
		計画比	103.5%	104.6%	105.8%	－	－	－	－
介護予防支援	人／月	計画値	398	408	427	400	411	418	565
		実績値	379	374	366	－	－	－	－
		計画比	95.2%	91.7%	85.7%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
令和６（2024）年度以降は区推計資料

イ　地域密着型サービス

図表８　地域密着型サービスの実績と見込み（１）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	計画値	**28**	**29**	**30**	**16**	**18**	**18**	**23**
		実績値	**21**	**17**	**15**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**75.0%**	**58.6%**	**50.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**
夜間対応型訪問介護	人／月	計画値	**67**	**67**	**71**	**80**	**83**	**85**	**113**
		実績値	**68**	**67**	**76**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**101.5%**	**100.0%**	**107.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**
地域密着型通所介護	回／月	計画値	**3,255**	**3,271**	**3,313**	**3,166**	**3,293**	**3,375**	**4,578**
		実績値	**2,849**	**2,832**	**2,717**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**87.5%**	**86.6%**	**82.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**461**	**463**	**469**	**433**	**450**	**461**	**626**
		実績値	**409**	**403**	**378**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**88.7%**	**87.0%**	**80.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	回／月	計画値	**808**	**829**	**870**	**692**	**738**	**746**	**1006**
		実績値	**702**	**625**	**692**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**86.9%**	**75.4%**	**79.5%**	**－**	**－**	**－**	**－**
	人／月	計画値	**83**	**85**	**89**	**88**	**94**	**95**	**128**
		実績値	**74**	**73**	**82**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**89.2%**	**85.9%**	**92.1%**	**－**	**－**	**－**	**－**
認知症対応型通所介護	回／月	計画値	808	829	870	692	738	746	1,006
		実績値	702	625	692	－	－	－	－
		計画比	86.9%	75.4%	79.5%	－	－	－	－
	人／月	計画値	83	85	89	88	94	95	128
		実績値	74	73	82	－	－	－	－
		計画比	89.2%	85.9%	92.1%	－	－	－	－
介護予防認知症対応型通所介護	回／月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－
	人／月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
令和６（2024）年度以降は区推計資料

図表９　地域密着型サービスの実績と見込み（２）

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和６年度 (2024年)	令和７年度 (2025年)	令和８年度 (2026年)	令和22年度 (2040年)
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	人／月	計画値	**58**	**60**	**62**	**72**	**75**	**78**	**104**
		実績値	**53**	**51**	**62**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**91.4%**	**85.0%**	**100.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**
小規模多機能型居宅介護	人／月	計画値	52	54	56	61	64	67	89
		実績値	48	46	52	－	－	－	－
		計画比	92.3%	85.2%	92.9%	－	－	－	－
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月	計画値	6	6	6	11	11	11	15
		実績値	5	5	10	－	－	－	－
		計画比	83.3%	83.3%	166.7%	－	－	－	－
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	計画値	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
		実績値	**0**	**0**	**0**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
　令和６（2024）年度以降は区推計資料

ウ　施設サービス

図表 10　施設サービスの実績と見込み

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和６年度 (2024年)	令和７年度 (2025年)	令和８年度 (2026年)	令和22年度 (2040年)
施設サービス利用者数	人／月	計画値	**604**	**614**	**625**	**556**	**556**	**556**	**789**
		実績値	**573**	**562**	**554**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**94.9%**	**91.5%**	**88.6%**	**－**	**－**	**－**	**－**
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	人／月	計画値	**424**	**431**	**439**	**391**	**391**	**391**	**540**
		実績値	**415**	**402**	**391**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**97.9%**	**93.3%**	**89.1%**	**－**	**－**	**－**	**－**
介護老人福祉施設	人／月	計画値	337	344	352	310	310	310	459
		実績値	334	321	310	－	－	－	－
		計画比	99.1%	93.3%	88.1%	－	－	－	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	計画値	87	87	87	81	81	81	81
		実績値	81	81	81	－	－	－	－
		計画比	93.1%	93.1%	93.1%	－	－	－	－
介護老人保健施設	人／月	計画値	**165**	**168**	**171**	**152**	**152**	**152**	**229**
		実績値	**142**	**144**	**149**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**86.1%**	**85.7%**	**87.1%**	**－**	**－**	**－**	**－**
介護医療院	人／月	計画値	**11**	**11**	**11**	**13**	**13**	**13**	**20**
		実績値	**12**	**14**	**13**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**109.1%**	**127.3%**	**118.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
介護療養型医療施設（※1）	人／月	計画値	**4**	**4**	**4**	**0**	**0**	**0**	**0**
		実績値	**4**	**2**	**1**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**100.0%**	**50.0%**	**25.0%**	**－**	**－**	**－**	**－**

（※１）「介護療養型医療施設」の廃止・転換期限は平成 29（2017）年度末とされていたが、転換等の経過措置期間が令和６（2024）年３月まで延長された。
※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、令和６（2024）年度以降は区推計資料

エ　居住系サービス

図表 11　居住系サービスの実績と見込み

サービス区分			実績			見込			
			令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和６年度 (2024年)	令和７年度 (2025年)	令和８年度 (2026年)	令和22年度 (2040年)
居住系サービス利用者数	人／月	計画値	**624**	**698**	**723**	**691**	**712**	**727**	**1,006**
		実績値	**604**	**620**	**654**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**96.8%**	**88.8%**	**90.5%**	**－**	**－**	**－**	**－**
特定施設入居者生活介護(介護予防・地域密着型含む)	人／月	計画値	**543**	**617**	**642**	**609**	**629**	**643**	**880**
		実績値	**528**	**541**	**572**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**97.2%**	**87.7%**	**89.1%**	**－**	**－**	**－**	**－**
特定施設入居者生活介護	人／月	計画値	498	566	589	548	566	580	794
		実績値	488	500	516	－	－	－	－
		計画比	98.0%	88.3%	87.6%	－	－	－	－
介護予防特定施設入居者生活介護	人／月	計画値	45	51	53	61	63	63	86
		実績値	40	41	56	－	－	－	－
		計画比	88.9%	80.4%	105.7%	－	－	－	－
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－
認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)	人／月	計画値	**81**	**81**	**81**	**82**	**83**	**84**	**126**
		実績値	**76**	**79**	**82**	**－**	**－**	**－**	**－**
		計画比	**93.8%**	**97.5%**	**101.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
認知症対応型共同生活介護	人／月	計画値	81	81	81	82	83	84	126
		実績値	76	79	82	－	－	－	－
		計画比	93.8%	97.5%	101.2%	－	－	－	－
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月	計画値	0	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	－	－	－	－
		計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－

※令和５（2023）年度までは介護保険事業状況報告（令和５（2023）年度のみ６月末）、
令和６（2024）年度以降は区推計資料

（４）地域支援事業の実績と見込み

平成 18（2006）年度に創設された地域支援事業は、要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営めるよう支援することを目的に、介護保険の財源により区市町村が取り組むこととされています。

地域支援事業は大きく「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の３つに分類することができ、各分野でさまざまな事業が展開されています。

ア　介護予防・日常生活支援総合事業

全国一律の予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業へ移行し、既存の介護事業所によるサービスに加え、ＮＰＯ、民間企業、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスを提供する仕組みに見直し、人材や費用の効率化を図ることにより、要支援者等への効果的な支援を行うことを目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しています。

具体的な事業には、介護予防や生活支援を必要とする高齢者のための訪問型と通所型サービスを行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者の健康と自立生活を支援するため区が独自に行う「一般介護予防事業」があります。

①介護予防・生活支援サービス事業

図表 12　介護予防・生活支援サービス事業の実績と見込み

介護予防・生活支援サービス事業		実績			見込			
		令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和22年度 (2040年)
訪問型サービス	計画値	**288**	**297**	**306**	**228**	**237**	**246**	**390**
	実績値	**222**	**219**	**218**	**－**	**－**	**－**	**－**
	計画比	**77.1%**	**73.7%**	**71.2%**	**－**	**－**	**－**	**－**
予防訪問サービス（従来型）	計画値	275	282	289	215	222	229	345
	実績値	211	208	208	－	－	－	－
	計画比	76.7%	73.8%	72.0%	－	－	－	－
予防生活援助サービス（区独自緩和型）	計画値	13	15	17	13	15	17	45
	実績値	11	11	10	－	－	－	－
	計画比	84.6%	73.3%	58.8%	－	－	－	－
指定事業者	計画値	11	12	13	12	13	14	28
	実績値	11	11	10	－	－	－	－
	計画比	100.0%	91.7%	76.9%	－	－	－	－
シルバー人材センター	計画値	2	3	4	1	2	3	17
	実績値	0	0	0	－	－	－	－
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	－	－	－	－
通所型サービス								
予防通所サービス（従来型）	計画値	352	361	370	318	328	338	526
	実績値	310	308	306	－	－	－	－
	計画比	88.1%	85.3%	82.7%	－	－	－	－
はつらつ健康教室（短期集中型）（※１）	計画値	2,300	2,300	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	実績値	1,639	2,301	1,040	－	－	－	－
	計画比	71.3%	100.0%	42.4%	－	－	－	－
介護予防ケアマネジメント	計画値	**383**	**421**	**463**	**370**	**385**	**400**	**530**
	実績値	**328**	**346**	**356**	**－**	**－**	**－**	**－**
	計画比	**85.6%**	**82.2%**	**76.9%**	**－**	**－**	**－**	**－**

（※１）はつらつ健康教室の単位は人／年
※令和５（2023）年度までは区作成資料（令和５（2023）年度のみ８月末）、令和６（2024）年度以降は区推計資料
　ただし、介護予防ケアマネジメントのみ令和５（2023）年度９月末

②一般介護予防事業

図表 13　一般介護予防事業の実績と見込み

一般介護予防事業				実績			見込			
				令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）	令和22年度（2040年）
介護予防普及啓発事業										
	訪問健康づくり	計画値		20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
		実績値		9人	10人	3人	－	－	－	－
		計画比		45.0%	50.0%	15.0%	－	－	－	－
	介護予防プログラムの普及	計画値		継続実施団体数10団体	継続実施団体数10団体	継続実施団体数12団体	継続実施団体数12団体	継続実施団体数15団体	継続実施団体数15団体	継続実施団体数15団体
		実績値	普及箇所数	44カ所	41カ所	35カ所	－	－	－	－
			継続実施団体数	継続実施団体数13団体	継続実施団体数12団体	継続実施団体数11団体	－	－	－	－
		計画比		130.0%	120.0%	91.7%	－	－	－	－
地域介護予防活動支援事業										
	高齢者通いの場支援事業	計画値		6,332人	6,604人	6,837人	5,567人	5,734人	5,874人	8,885人
		実績値	新規団体数	1団体	3団体	1団体	－	－	－	－
			参加者数	3,623人	5,567人	2,502人	－	－	－	－
		計画比		57.2%	84.3%	36.6%	－	－	－	－
	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援	計画値		－	20人	－	20人	20人	20人	20人
		実績値	実施状況	－	開催	－	－	－	－	－
			参加者数	－	20人	－	－	－	－	－
		計画比		－	100.0%	－	－	－	－	－
	セカンドライフ応援セミナー（※１）	計画値		30人	30人	30人	－	－	－	－
		実績値		37人	25人	－	－	－	－	－
		計画比		123.3%	83.3%	－	－	－	－	－

（※１）セカンドライフ応援セミナーは令和５（2023）年度で事業廃止
※令和５（2023）年度までは区作成資料（令和５（2023）年度のみ８月末）、令和６（2024）年度以降は区推計資料

イ　包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者支援の身近な相談窓口として機能する「地域包括支援センター（おとしより相談センター）の管理運営」、地域住民や各関係者が参加し、おとしより相談センターが中心となって開催する「地域ケア会議推進事業」、医療的ケアを必要とする在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援する「在宅医療・介護連携推進事業」、認知症高齢者の相談体制を強化し、早期発見・早期診断などの支援を行う「認知症施策推進事業」、地域の実情に応じた地域での助け合い、支え合いを推進する「生活支援体制整備事業」があります。

本区ではこれらの事業について、「中央区おとしより相談センター運営協議会」を開催し、事業実績の振り返りと新たな事業計画を策定することで、包括的・継続的なケアマネジメントを推進しています。

①地域包括支援センターの管理運営

公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う中核機関として、京橋、日本橋、月島の３地域におとしより相談センター（地域包括支援センター）を設置しています。各センターには社会福祉士や主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）、保健師などを配置し、高齢者や家族の支援を行っています。

②地域ケア会議推進事業

地域住民や医療・福祉・介護関係者等の参加のもと、おとしより相談センターが中心となり、「普及啓発型地域ケア会議」、「問題解決型地域ケア会議」および「資質向上型地域ケア会議」を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。

図表 14　地域ケア会議開催実績

		令和３年度（2021）	令和４年度（2022）
区	中央区地域ケア会議	１回（※）	１回
日常生活圏域	普及啓発型地域ケア会議	４回	６回
	問題解決型地域ケア会議	46 回	42 回
	資質向上型地域ケア会議	６回	６回

（※）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和3（2021）年度〈令和3（2021）年 10 月〉に書面にて開催した。

③在宅医療・介護連携推進事業

医療的ケアを必要とする在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援するため、本区では平成21（2009）年度から「中央区在宅療養支援協議会」を設置し、医療機関や介護サービス事業者等の多職種が連携したネットワークの効果的な運用や在宅療養に必要な施策等に関しての協議を行っています。

また、在宅療養を支える専門職員を対象に、多職種のチームで在宅生活を支えるための課題や支援策について考え、グループワーク等を通したそれぞれの立場からの意見交換によって多職種の連携強化を図る「在宅療養支援研修」などを実施しています。

さらに、医療ニーズのある方にも対応した緊急ショートステイや在宅療養支援病床の確保など、高齢者本人やその家族の緊急時に対応する事業を実施することで、切れ目のない支援体制を整備しています。

図表 15　在宅医療・介護連携推進事業の実績

	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）
在宅療養支援協議会の開催	１回	2 回
在宅療養支援研修	８回 医療機関・介護事業者向け ６回（104 人） 区民向け２回（108 人）	８回 医療機関・介護事業者向け ６回（116 人） 区民向け２回（134 人）
在宅療養支援病床	34 人（489 日）	34 人（353 日）
医療ニーズのある方の 緊急ショートステイ（※）	０人（０日）	２人（13 日）
在宅療養支援訪問看護	７人（14 日）	７人（11 日）

（※）高齢者要援護対策（区一般会計）として実施

④認知症施策推進事業

「認知症地域支援推進員」が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者の相談体制の強化および早期発見・早期診断などの支援を行っています。

認知症に関する相談先や認知症の方への対応、認知症の状態に応じた介護サービス等の情報をまとめた認知症ケアパス（「備えて安心！認知症」）の配布や、認知症高齢者を地域で支える「認知症サポーター」の養成などを実施しています。

図表 16　認知症施策推進事業の実績

	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）
認知症支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置	４人	４人
相談件数 （うち訪問件数）	2,907 件 （うち訪問 719 件）	2,858 件 （うち訪問 734 件）
認知症サポーターの養成 （※）	31 回（1,002 人） ステップアップ１回（32 人）	31 回（1,336 人） ステップアップ１回（31 人）
認知症初期集中支援チームの支援件数	３件	２件

（※）高齢者要援護対策（区一般会計）として実施

⑤生活支援体制整備事業

地域の実情に応じた地域での助け合い、支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」の配置および「協議体（地域支えあいづくり協議体）」の開催により、担い手やサービスの開発など高齢者の社会参加および生活支援の充実を図っています。

図表 17　生活支援体制整備事業の実績

	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）
生活支援コーディネーターの配置	３人	４人
協議体の開催回数	15 回	14 回

ウ　任意事業

区の裁量で決定できる事業で、区では「介護給付適正化事業」を実施しています。利用者に必要なサービスの提供が確保されるよう、ケアプランの点検と実地指導を行っています。

図表 18　介護給付適正化事業の実績

	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）
ケアプラン点検実施件数	７件	７件
実地指導	２回	１回

２　介護保険料

（１）第８期介護保険事業の財政状況

ア　保険料収納状況

第１号被保険者の保険料収納率は令和３(2021)年度分が 98%、令和４(2022)年度分が 99%を超え、計画で見込んでいた収納率 98.19%を上回っています。

図表 19　第１号被保険者の保険料収納状況

	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）
調定額	2,026,755,342 円	2,067,500,823 円
収納額	2,005,426,304 円	2,049,218,324 円
収納率	98.95%	99.12%

イ　介護保険給付準備基金の積立状況

介護保険制度では、３年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、その間の介護サービスの見込量に見合うよう設定しており、介護給付費が年々増加していることを踏まえると、計画期間の初年度には剰余金が、また最終年度には不足が生じることが想定されます。そのため、「介護保険給付準備基金」を設け、初年度の剰余金等を管理しています。

令和４（2023）年度末現在、基金の積立金残高は 1,365,942 千円となっています。

図表 20　介護保険給付準備基金の積立状況

	A 積立金積立額	B 積立金取崩額	A-B 当年度増減額	積立金残高
令和 3 年度決算額	117,510 千円	0 千円	112,510 千円	1,253,075 千円
前期繰越額	-	-	-	1,140,565 千円
余剰による積立金	117,488 千円	-	112,488 千円	-
3 年度不足分	-	5,000 千円	0 千円	-
利子	22 千円	-	22 千円	-
令和 4 年度決算額	112,867 千円	0 千円	112,867 千円	1,365,942 千円
余剰による積立金	112,843 千円	-	112,843 千円	-
4 年度不足分	-	0 千円	0 千円	-
利子	24 千円	-	24 千円	-

図表 21　介護保険給付準備基金の推移

ウ　保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国から交付金を受けられる制度です。

令和４年度の交付金額は、32,264 千円となっています。

※保険者機能強化推進交付金は、平成 30（2018）年度に創設。

介護保険保険者努力支援交付金は、令和２（2020）年度に創設。

【参考（令和５（2023）年度評価指標）】

Ⅰ　ＰＤＣＡサイクル体制等の構築

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

（２）介護サービス事業費等の実績と見込み

ア　保険給付費支出額の実績と見込み

第８期の保険給付費支出額

　要介護・要支援認定者数およびサービスの利用実績が計画値を下回っていることから、保険給付費についても下回っており、各年度の計画比の実績は令和３（2021）年度が 97.2%、令和４（2022）年度が 95.6%となっています。

図表 22　標準給付費の計画値と実績値の比較

	令和３年度（2021）			令和４年度（2022）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
総給付費（※1）	7,723,286 千円	7,434,181 千円	96.3%	8,057,931 千円	7,664,586 千円	95.1%
在宅サービス費（※2）	4,075,690 千円	3,993,538 千円	98.0%	4,197,771 千円	4,187,519 千円	99.8%
居住系サービス費（※3）	1,574,355 千円	1,485,336 千円	94.3%	1,751,335 千円	1,543,541 千円	88.1%
施設サービス費（※4）	2,073,241 千円	1,955,307 千円	94.3%	2,108,825 千円	1,933,526 千円	91.7%
その他給付費（※5）	341,341 千円	406,155 千円	119.0%	335,645 千円	362,370 千円	108.0%
標準給付費計	8,064,627 千円	7,840,336 千円	97.2%	8,393,576 千円	8,026,957 千円	95.6%

（※１）各年度の計画値は、一定所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を反映させているため、第８期計画の見込み額と一致しない。
（※２）在宅サービス費…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
（※３）居住系サービス費…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
（※４）施設サービス費… 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
（※５）その他給付費…特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料
（注）　千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

②第９期の介護サービス事業費等の見込み

高齢化の進展による要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護給付の増加が見込まれます。第８期までの保険給付の実績を踏まえ、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間に見込まれる標準給付費総額はおよそ 282 億円です。

図表 23　標準給付費の見込み

	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	合計
総給付費	8,684,824 千円	8,959,334 千円	9,172,636 千円	26,816,794 千円
在宅サービス費（※１）	5,002,148 千円	5,215,749 千円	5,382,164 千円	15,600,061 千円
居住系サービス費（※２）	1,740,944 千円	1,801,853 千円	1,848,740 千円	5,391,537 千円
施設サービス費（※３）	1,941,732 千円	1,941,732 千円	1,941,732 千円	5,825,196 千円
その他給付費（※４）	439,643 千円	452,702 千円	465,684 千円	1,358,029 千円
標準給付費　計	9,124,467 千円	9,412,036 千円	9,638,320 千円	28,174,823 千円

（※１）在宅サービス費…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

（※２）居住系サービス費…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

（※３）施設サービス費… 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

（※４）その他給付費…特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料

イ　地域支援事業の支出額の実績と見込み

第８期の地域支援事業費支出額

保険料の算定基礎となる地域支援事業費の支出額は、令和３（2021）年度が 97.9%と計画値を下回りましたが、令和４（2022）年度は 101.3%と計画値を上回っています。

図表 24　地域支援事業費の計画値と実績値の比較

	令和３年度（2021）			令和４年度（2022）		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
地域支援事業費	404,746 千円	396,105 千円	97.9%	407,166 千円	412,384 千円	101.3%
介護予防・日常生活支援総合事業費	189,448 千円	175,202 千円	92.5%	189,448 千円	173,244 千円	91.4%
包括的支援事業・任意事業費（※１）	215,298 千円	220,903 千円	102.6%	217,718 千円	239,140 千円	109.8%

（※１）「地域包括支援センターの管理運営」「地域ケア会議推進事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

（注）　千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

②第９期の地域支援事業費の見込み

介護予防の総合的な推進、高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みづくりのための地域支援事業にかかる費用は、高齢者人口の伸びに合わせて増加し、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間に見込まれる地域支援事業費はおよそ 13 億円です。

図表 25　地域支援事業費の見込み

	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	合計
地域支援事業費	422,376 千円	434,573 千円	442,955 千円	1,299,903 千円
介護予防・日常生活支援総合事業費	177,442 千円	182,566 千円	186,087 千円	546,094 千円
包括的支援事業・任意事業費（※１）	244,934 千円	252,007 千円	256,868 千円	753,809 千円

（※１）「地域包括支援センターの管理運営」「地域ケア会議推進事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

（注）　千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある。

資料編

１　第８期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価

第８期計画期間の高齢者施策については、次のとおり、重点事業を含め各事業において目標や施策の方向性に沿って進めることができました。

＜　＞内は達成状況を計るための目標
【計画】　１段目は目標値、２段目（　）内は各年度実績値
（実績値が計画値と同じ場合は記載省略）
※令和５年度は令和５年 12 月末実績
【評価】　◎「達成された」　○「ほぼ達成された」
（４段階）　△「あまり達成されていない」　×「達成されていない」

（１）目標１　健康づくり（介護予防）

多様な健康づくりの推進では、高齢者が身近な場所で自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）」の普及に努め、高齢者の健康づくりに取り組みました。また、コロナ禍による実施場所の制限があったことから、希望者にＤＶＤを配布し、自宅で介護予防プログラムに取んでもらう「自宅で粋トレ」事業を実施し、達成者には区オリジナルのタオル等を配布しました。

健康管理と介護予防の支援では、「高齢者通いの場」の運営や活動内容の充実に向けた支援を行い、新規開設団体の増加を図りました。また、運営者等の交流会を開催し意見交換を行うとともに、研修会により運営に対するスキルアップおよび各団体同士の連携強化を図りました。

社会参加・生きがいづくりの促進では、「退職後の生き方塾」やセカンドライフ応援セミナーとして「生きがいデザインセミナー」を開催しました。退職後の生き方塾では、講座修了者が立ち上げた自主グループが次の講座を支援するなど、参加者の地域活動の参加が実現しました。また、生きがいデザインセミナーの参加者アンケートはおおむね好調でした。

目標１　健康づくり（介護予防）の第８期事業計画と評価

			令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
目標１　健康づくり（介護予防）					
（１）多様な健康づくりの推進					
	中央粋なまちトレーニングの普及 ＜実施者の拡大＞	計画	実施者の拡大	実施者の拡大	実施者の拡大
		評価	○	○	
（２）健康管理と介護予防の支援					
	高齢者通いの場支援事業 ＜「高齢者通いの場」運営の充実＞	計画	充実	充実	充実
		評価	△	△	
（３）社会参加・生きがいづくりの促進					
	「退職後の生き方塾」の開催および活動支援 ＜活動支援＞	計画	活動支援	活動支援	活動支援
		評価	△	◎	
	セカンドライフ応援セミナー ＜開催＞	計画	開催	開催	開催
		評価	○	◎	

（２）目標２ 生活支援

相談・支援体制の充実では、より身近な場所で相談しやすい体制を整えるため、晴海地区の「晴海おとしより相談センター」（仮称）を令和６年度から円滑に開設できるよう、課関係各所と調整しました。

安心・見守り体制の拡充では、「地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充を図りました。さまざまな機会を捉え、チラシの配布等により周知しました。地域見守り活動団体は、目標値に及ばなかったものの、協定締結事業者数は目標を達成することができました。

住民同士で支え合う生活支援サービスの充実については、日常生活圏域に１名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援に関するニーズの把握に努め、地域活動団体の支援や担い手の育成等を行ったほか、第２層協議体「支えあいのまちづくり協議体」を各日常生活圏域で開催しました。また、区全体の第１層協議体「地域支えあいづくり協議体」を開催し、地域課題の把握と関係団体の連携強化・情報共有を図りました。

避難行動要支援者対策の推進については、新型コロナウィルス感染症の感染防止対策を講じつつ、安否確認訓練を４つの防災拠点で実施してきたほか、災害時地域たすけあい名簿のマンション管理組合等への提供に向けてワークショップを実施するなど、10 のマンション管理組合との協定締結および名簿提供につなげました。

目標２ 生活支援の第８期事業計画と評価

			令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
目標２ 互いに支え合う地域づくりの推進					
（１）相談・支援体制の充実					
	晴海おとしより相談センター（仮称）の整備 ＜建築工事＞	計画	工事準備	建築工事	建築工事
		評価	◎	◎	
（２）安心・見守り体制の拡充					
	「地域見守り活動団体（あんしん協力員会）による見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充 ＜地域見守り活動団体数・協定締結事業者数＞	計画	27 団体 （26 団体） 22 事業所 （24 事業所）	30 団体 （27 団体） 23 事業所 （26 事業所）	34 団体 24 事業所
		評価	○	○	
（３）住民同士で支え合う生活支援サービスの充実					
	生活支援コーディネーターによる取組の充実、地域支えあいづくり協議体・支えあいのまちづくり協議体の活用（住民参加による支え合いの体制づくり） <地域体制づくり>	計画	充実	充実	充実
		評価	◎	◎	
（４）避難行動要支援者対策の推進					
	避難行動要支援者支援体制の整備 <支援体制づくりの取組団体>	計画	増加	増加	増加
		評価	○	○	

（３）目標３ 認知症ケア

認知症の相談・支援体制の充実では、認知症サポート電話が 200 件、おとしより相談センターでの相談が 2,136 件であり、目標の８割を達成することができたほか、おとしより相談センターの認知症地域支援推進員と介護保険課の認知症サポート電話担当者間の情報共有のための連絡会を開き、連携を図ることができました。また令和４年 10 月に認知症ケアパス「備えて安心！認知症」を発行し、周知しました。

認知症の人を地域で支える体制の推進では、「認知症サポーター養成講座の開催」が当分の間オンラインでの開催が可能となったため、企業のオンライン開催の希望によりサポーター数が大幅に伸び、19,094 人となりました。また、認知症サポーターがいることが分かるよう認知症サポーターステッカーを希望する企業に配布し、店頭に掲示してもらったほか、キャラバン・メイトの交流会を実施しました。

認知症の人を地域で支える体制の推進では、サポーター数に加え、「ちゅうおう安全・安心メール」に登録した協力者に行方不明者の情報を配信する、行方不明高齢者捜索ネットワークを令和４年７月より実施しました。

権利擁護の推進では、地域における成年後見制度の担い手を確保するため、港区との合同実施により社会貢献型後見人候補者を４名養成するとともに、候補者としての資質向上と後見活動メンバーのフォローアップを目的として、「中央区・港区合同フォローアップ研修＆情報交換会」や「後見活動メンバーフォローアップ研修」を開催しました。

目標３ 認知症ケアの推進の第８期事業計画と評価

			令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
目標３ 認知症ケアの推進					
（１）認知症の相談・支援体制の充実					
	認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援 ＜相談窓口等の相談件数＞	計画	3,300 件 （2,907 件）	3,600 件 （2,858 件）	3,900 件
		評価	○	○	
（３）認知症の人を地域で支える体制の推進					
	認知症サポーター養成講座の開催 ＜延べ認知症サポーター数＞	計画	17,000 人 （17,758 人）	18,000 人 （19,094 件）	19,500 人
		評価	◎	◎	
	行方不明高齢者捜索ネットワークの構築 ＜実施＞	計画	検討	実施	拡大
		評価	◎	◎	
（４）権利擁護の推進					
	社会貢献型後見人等の養成および受任促進 ＜平成 25（2013）年度からの延べ受任件数＞	計画	11 件	12 件 （13 件）	13 件
		評価	◎	◎	

（４）目標４　医療

医療と介護の連携による在宅療養支援の推進では、「医療と介護の関係者の交流の場」の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加人数の制限および講義を中心としてグループワークの時間を短縮して開催し、引き続き医療と介護の交流につなげることができました。

また、区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、シンポジウムを講演会に変更し、人数を制限のうえ、同内容を２回に分けて講演会を開催しました。

なお、令和４年度の歯科と薬の講演会は、人数を制限のうえ従来の１回で講演会を開催しました。

目標４　在宅療養の支援の推進の第８期事業計画と評価

			令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）
（２）医療と介護の連携による在宅療養支援の推進					
	「医療と介護の関係者の交流の場」の開催 <開催回数、H23 からの延べ参加人数>	計画	6 回 参加 1,050 人 （1,063 人）	6 回 1,150 人 （1,179 人）	6 回 1,300 人
		評価	◎	◎	
（３）在宅療養の普及啓発					
	区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催 <開催回数、H23 からの延べ参加人数>	計画	2 回 参加 1,350 人 （1,414 人）	2 回 1,450 人 （1,548 人）	2 回 1,600 人
		評価	◎	◎	

（５）目標５ 介護

介護サービスの質の向上は、給付の適正化事業として、ケアプラン点検を行ってきましたが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和３年度、４年度とも、面談によるケアプラン点 検を中止し、書面によるケアプラン点検を３カ所７件実施しました。

また、資質向上型地域ケア会議を日常生活圏域ごとに開催し、ケアプランについて作業療法士等専門職員のアドバイスを受け検討を行い、適切で効果的なケアプランの作成に取り組みました。

介護人材の確保では、区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」に取組み、「介護人材確保支援」では、５人の就職につなげることができました。「宿舎借上支援事業」では、区内介護事業所が介護職員等のために借り上げた社宅利用型借上住宅使用料の７／８を補助する制度を創設し、計７人の介護職員の確保・定着につながりました。

目標５ 介護サービスの充実と人材確保の推進の推進の第８期事業計画と評価

			令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
目標５ 介護サービスの充実と人材確保の推進の推進					
（２）介護保険サービスの質の向上					
介護給付の適正化＜ケアプラン点検実施件数＞	計画		12 件（7 件）	15 件（7 件）	18 件
	評価		△	△	――
資質向上型地域ケア会議の開催＜開催回数＞	計画		6 回	6 回	6 回
	評価		◎	◎	
（３）介護人材の確保					
区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施＜雇用人数＞	計画		20 人	25 人	30 人
	評価		◎	◎	

（６）目標６ 住まい

安心・安全な住まいの整備促進については、再開発等の施設整備検討の機会が得られず、供給誘導には結びつかなかったものの、既存の施設において、運営事業者と連携を取りながら建物・設備等の維持管理を適切に行い、安全かつ安定した施設運営を支援しました。

目標６ 安心して生活できる住まいの確保の支援の第８期事業計画と評価

				令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
目標６ 安心して生活できる住まいの確保の支援						
	（１）安心・安全な住まいの整備促進					
		認知症高齢者グループホーム等の供給誘導＜供給誘導＞	計画	供給誘導	供給誘導	供給誘導
			評価	△	△	

２　地域ケア会議から見えてきた課題と提案

日常生活圏域ごとのおとしより相談センター（地域包括支援センター）における実務者レベルでの地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された地域課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域づくりのための必要な社会資源として計画に位置付け、ＰＤＣＡサイクルによって地域包括ケアシステムの推進を図っています。

【地域ケア会議から見えてきた課題】

令和４年度の地域ケア会議は全体で 55 回開催されました（普及啓発型地域ケア会議３回、地域懇談会３回、問題解決型地域ケア会議 42 回、資質向上型地域ケア会議６回、運営協議会１回）。

これまで出された「高齢者が安全、快適に入浴を行える環境の整備」「高齢者に対し、日常生活圏域内での購買活動を支える、又は補う」「認知症高齢者の社会参加」に加え、新たな課題として「地域とつながりを持たない（持てない）高齢者」が議論されました。

京橋地域の地域懇談会では地域とつながりを持たない高齢者の話題が提出され、「あえて孤独を選ぶ高齢者もいる。」「地域の情報が入らず、孤独になってしまう高層マンションの居住者も増えた。」「孤独という概念の捉え方について、当事者・地域関係者・専門職員等が、今一度考えた方がいいのではないか。」という意見が出されました。

また、月島地域のケア会議で、配偶者が急死したことで孤独感に苛まれている高齢者の話し合いを行いました。参加者から「大切な人を失ったことへの喪失感を解消するには時間が掛かるが、高齢者の場合、時間が掛かることで体力や筋力の低下が心配」と意見が出され、グリーフケアの普及啓発の必要性について提案がなされました。

共通する課題として、問題が複雑化している事例においては、解決に向けてこれまで以上に関係機関が連携を図る必要があるとの意見が出されました。

３　第６期中央区介護給付適正化計画

作成中

４　第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（抜粋）

はじめに

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）及び国の成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年３月閣議決定。以下「国基本計画」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、区では令和２年８月に成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針を策定しました。この方針に基づき、令和３年３月に「中央区障害者計画・第６期中央区障害福祉計画・第２期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。

計画策定後は中央区成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検・評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行ってきました。

この方針は、第二期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方向性を示すとともに、審議会における全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理に活用していくために作成したものです。

第１　計画の策定にあたって

１　背景

⑴　成年後見制度の課題

成年後見制度は、平成 11 年の民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正により、従来の禁治産や準禁治産制度に代わって導入された制度です。制度の導入後、利用者は年々増加し、その必要性及び制度への理解は深まりつつあるものの次の２点が主な課題となっています。

①財産管理の観点のみが重視され、成年被後見人の自己決定権の尊重などの意思決定支援や身上保護が重視されない場合があること。

②法定後見制度の後見類型の終了原因が限定されており、実際のニーズに関わらず、一時的な法的課題や身上保護の重要な課題等が解決した後も制度が継続すること。

今後、成年後見制度の利用促進をしていくためには、尊厳ある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等ノーマライゼーションの理念の実現を図り、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用改善等に向けて検討していく必要があると考えられます。

⑵　第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

このような課題を解決するとともに、成年後見制度の利用を促進していくために、国において第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月閣議決定。以下「第二期国基本計画」という。）を策定しました。第二期国基本計画において、地域共生社会の実現に向けた方策として、中核機関及び協議会の運営、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組、担い手の育成・活用支援等は市町村の役割とされています。

⑶　地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

令和３年４月に社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正されたことにより、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備が求められています。

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、相談支援機関のネットワークで対応するとともに、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐことが必要となります。

第二期国基本計画においては、本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととしています。

⑷　尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続するために①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用をすること、②本人にとっての必要性や他の権利擁護支援による対応について考慮した上で適切に成年後見制度が利用されるように連携体制等を整備すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること等が求められています。

⑸　中央区保健医療福祉計画 2020 の中間見直し

令和２年３月に「中央区保健医療福祉計画 2020」が策定され、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築や高齢者、障害者等の権利擁護の推進のための取組が示されています。令和６年３月の中間見直しにおいて、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行っています

２　計画策定の目的

区では、急激な人口増加に伴い、今後、一人暮らしの高齢者や障害者、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯もますます増加していくことが想定されます。そのため、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大化する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があります。

そこで、中央区における成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「第二期中央区成年後見制度利用促進計画」を策定します。

３　計画の位置付け

「中央区成年後見制度利用促進計画」は、促進法第 14 条第１項の規定に基づく基本的な計画であり、かつ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第３項に規定する市町村障害者計画等として策定する「中央区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定する「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含した計画として位置付けます。

第２　目指す姿及び施策の方向性

１　目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

２　施策の方向性

中央区保健医療福祉計画2020の基本理念、基本施策等並びに中央区における成年後見制度に係る現状及び課題を踏まえ、４つの方向性を定めます。

施策の方向性Ⅰ　成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する。

施策の方向性Ⅱ　成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る。

施策の方向性Ⅲ　成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策の方向性Ⅳ　成年後見人等の活動しやすい環境を作る

第３　計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続、地域社会に参加しています。

方向性	施策
Ⅰ　成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発	1　権利擁護支援の普及・啓発 2　成年後見制度の理解向上
Ⅱ　成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る	3　相談・支援体制の強化 4　負担軽減の充実 5　地域連携ネットワークづくりの推進
Ⅲ　成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。	6　成年後見等の担い手の確保 7　社会貢献型後見人等候補者の活用
Ⅳ　成年後見人等の活動しやすい環境を作る。	8　成年後見人等への支援

5　介護保険サービスの内容

サービス名			内容
居宅サービス	介護サービス	訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの生活全般にわたる援助を行うサービス
		訪問入浴介護	居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
		訪問看護	看護師、准看護師、保健師、理学療法士および作業療法士等が居宅を訪問して行う療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービス
		訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
		通所介護	通所介護施設で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス
		通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院や診療所等で提供する、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス
		短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所している利用者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練等を行うサービス
		短期入所療養介護	介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上の世話を行うサービス
		居宅療養管理指導	病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス
		新複合型サービス（仮称）	2024 年の介護保険報酬改定で創設が予定されている新サービスで、在宅系サービス（通所＋訪問など）を組み合わせたものが想定されている ※詳細が公表され次第改訂予定
		福祉用具貸与	利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、車いす・特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービス
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス
		特定福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス
		住宅改修費の支給	自宅でできる限り自立した生活を続けるために、手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス
		居宅介護支援	居宅サービスなど利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、心身の状況、おかれている環境などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めたケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス

サービス名			内容
居宅サービス	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス
		介護予防訪問看護	介護予防を目的として、看護師などが居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助を行うサービス
		介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅を訪問して心身機能の維持回復などを図るサービス
		介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なリハビリテーションを行うサービス
		介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練などを行うサービス
		介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上の支援を行うサービス
		介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが、療養上の管理および指導を行うサービス
		介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、手すりなどの福祉用具を貸与するサービス
		介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた介護予防特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能回復および維持のための訓練などを行うサービス
		特定介護予防福祉用具購入費の支給	福祉用具のうち、介護予防に効果があるものであって、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス
		介護予防住宅改修費の支給	自宅でできる限り自立した生活を続けるために、介護予防を目的とする手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス
		介護予防支援	介護予防サービスなど介護予防に効果のある保健医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス

サービス名		内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的に居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス
	夜間対応型訪問介護	夜間、定期的に利用者の居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護、利用者からの連絡で日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス
	認知症対応型通所介護	認知症の人に対して、通所介護施設で入浴、排泄、食事などの介護そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援や機能訓練を行うサービス
	小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組みあわせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
	認知症対応型共同生活介護	認知症の人に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービス
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設（入居定員が 30 人未満）に入居している利用者に対して、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が 30 人未満）に入所している利用者を対象として、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を行うサービス
	地域密着型通所介護	通所介護施設（利用定員が 18 人以下）で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上）であって、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス
	介護老人保健施設	提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス
	介護療養型医療施設	長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養病床などのある病院または診療所で、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかの世話、機能訓練および必要な医療を行うサービス
	介護医療院	要介護者に対し、提供するサービスの内容を定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの長期療養のために必要な医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供するサービス

サービス名			内容
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス	予防訪問サービス	ホームヘルパーが訪問して食事・入浴の介助等や掃除・洗濯・調理等により日常生活の支援を行うサービス
		予防生活援助サービス	事業者が訪問して掃除・洗濯・調理等の生活援助を行うサービス（身体介護は行わない）
	通所型サービス	予防通所サービス	日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス
		はつらつ健康教室	生活機能に低下が見られ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる方を対象に、身体機能の向上を目的とした短期間（原則 3 カ月）の講座（一部マシントレーニングを含む）を行うサービス
	一般介護予防事業	訪問健康づくり	健康教室に通うことが困難と思われる方の居宅を保健師が訪問し、生活機能向上に必要な指導・助言をおこなうサービス
		高齢者通いの場	地域の方が運営する高齢者の交流サロン「高齢者通いの場」を区内各地域で開催している
		中央粋なまちトレーニング（略称：粋トレ）	転倒予防や認知機能の向上などの効果が見込まれる中央区オリジナルの介護予防プログラム
		退職後の生き方塾	退職後の生き方のヒントや地域活動に参加するきっかけを提供するための講座

6　計画策定までの検討経過等

（１）中央区高齢者施策推進委員会の開催

回数	開催日	検討内容
令和４（2022）年度		
第１回	令和４（2022）年 ７月５日（火）	・計画の位置付け及び策定スケジュール・区内高齢者及び介護保険制度の状況 ・中央区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画（令和３年度）の取組状況と評価 ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（案）
第２回	令和４（2022）年 ９月２日（金）	・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査票（案）
令和５（2023）年度		
第１回	令和５（2023）年 ６月 13 日（火）	・計画策定スケジュール ・中央区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画の進捗状況（令和４（2022）年度） ・中央区高齢者生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果報告
第２回	令和５（2023）年 ７月 25 日（火）	・計画の枠組みおよび保健・医療・福祉に関する国・都の状況 ・高齢者を取り巻く状況 ・基本理念と基本目標
第３回	令和５（2023）年 ８月 28 日（月）	・高齢者施策の方向性
第４回	令和５（2023）年 10 月 25 日（水）	・中間のまとめ（案）
第５回	令和６（2024）年 月　日（　）	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 シンポジウムの報告 ・パブリックコメント結果 ・中央区高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（案）

（２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの開催

開催日　令和５（2023）年 12 月 10 日（日）
場　所　中央区役所８階大会議室
内　容　基調講演
　　中央区高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画について

（３）パブリックコメントの実施

実施期間　令和５（2023）年 12 月 12 日（火）～令和６（2024）年１月５日（金）

７　中央区高齢者施策推進委員会 委員名簿

（１）中央区高齢者施策推進委員会の開催

区　分		氏 名	所属団体
学識経験者	委 員 長	和気　康太	明治学院大学社会学部教授
	副委員長	望月　孝裕	明星大学人文学部福祉実践学科 特任准教授
医療関係団体		斎藤　達也	中央区医師会
		戸所　綾子	日本橋医師会
		寺田　香織	京橋歯科医師会(令和５年７月 13 日まで)
		鈴木　禎	京橋歯科医師会(令和５年７月 14 日から)
		関谷　治久	お江戸日本橋歯科医師会
		阿部　千博	京橋薬剤師会
		菅野　佐百合	日本橋薬剤師会
福祉関係団体		平賀　淳子	中央区民生･児童委員協議会(令和４年 11 月 30 日まで)
		髙野　大輔	中央区民生･児童委員協議会(令和４年 12 月　１日から)
		岡田　良光	中央区高齢者クラブ連合会
		古田島　幹雄	中央区社会福祉協議会
区民代表		松井　亮輔	公募区民（第１号被保険者）
		鳥居　理英子	公募区民（第２号被保険者）
		五條　里栄	公募区民（介護保険サービス利用者またはその家族等）
福祉サービス事業者		寒河江　千智	中央区介護保険サービス事業者連絡協議会
		遠藤　龍雄	中央区シルバー人材センター
地域包括支援センター		吉田　千晴	京橋おとしより相談センター
区職員		浅沼　孝一郎	企画部長
		田中　智彦	保健福祉部長(令和５年６月 30 日まで)
		大久保　稔	保健福祉部長(令和５年７月　１日から)
		北澤　千恵子	高齢者施策推進室長
		渡瀬　博俊	中央区保健所長

８　中央区高齢者施策推進委員会設置要綱

平成２６年５月１日
２６中福高第４４０号

（設置）
第１条　中央区（以下「区」という。）における高齢者施策及び介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施を図るため、「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「計画」という。）の見直しを行うとともに、事業の実施状況を点検・検討し、その推進を図るため、中央区高齢者施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。
一　計画の改定に関すること。
二　計画の進捗状況の点検及び計画の推進に関すること。
三　介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
四　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。
（組織）
第３条　推進委員会は、２１人以内の委員をもって組織する。
２　委員は次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
一　学識経験を有する者　２人以内
二　医療関係団体の構成員　６人以内
三　福祉関係団体の構成員　３人以内
四　区民代表　３人以内
五　福祉サービス事業者　２人以内
六　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 46 第１項に規定する地域包括支援センターの職員　１人以内
七　区の職員　４人以内
３　前項第４号の区民代表は、公募による。
（任期）
第４条　委員の任期は、３年以内において、区長が別に定める。ただし、再任を妨げない。
２　委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長等及びその職務）
第５条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

３　委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（招集）

第６条　推進委員会は、委員長が招集する。

（定足数及び表決）

第７条　推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者等の出席）

第８条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第９条　会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

（庶務）

第１０条　推進委員会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成２６年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

中央区高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画

令和６（2024）年３月発行

刊行物登録番号
－

発行　中央区福祉保健部 高齢者福祉課・介護保険課
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目１番１号
電話：03－3546－5353（高齢者福祉課 直通）
03－3546－5642（介 護 保 険 課 直通）